

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	TS-20
提出年月日	2022年7月20日

女川原子力発電所2号炉

保安規定審査基準の要求事項に対する 保安規定への記載方針について

2022年7月

東北電力株式会社

目 次

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理
4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

保安規定審査基準の要求事項から保安規定に記載すべき内容を整理するにあたっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

(1) 保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

2.1 保安規定に規定すべき項目について

これら法令上及び保安規定審査基準等の要求事項の変更を踏まえ、原子炉設置者は論点ごとに保安規定へ反映すべき項目を整理し、必要な改正、制定を行ったうえで引き続きこれらを遵守する。（記載箇所：2-2 頁）

2.2.1 保安規定に記載すべき事項について

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める（記載箇所：2-3 頁）

(2) 保安規定の記載方針

(1) 項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容については保安規定添付 1-2 及び添付 1-3 に記載する。また、必要に応じて品質マネジメント文書に記載する。

以上

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項 目	説 明 内 容
関連する実用炉規則	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「黒字」により，保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。 ○ 「<u>黒字（赤下線）</u>」により，新規制基準に係る実用炉規則の変更箇所を明確にする。
保安規定審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「黒字」により，保安規定審査基準の内容を記載する ○ 「<u>黒字（赤下線）</u>」により，新規制基準に係る保安規定審査基準の変更箇所を明確にする。
記載すべき内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「黒字」により，保安規定に記載すべき内容を記載する。また，記載にあたっては，文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○ 「<u>黒字（赤下線）</u>」により，関連する実用炉規則及び保安規定審査基準の変更等による保安規定の変更内容を記載する。
記載の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○ 社内規定文書（品質マネジメント文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○ 保安規定及び社内規定文書（品質マネジメント文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。
該当規定文書	<ul style="list-style-type: none"> ○ 該当する社内規定文書（品質マネジメント文書）を記載する。 ○ 「（新規）」により，新規に制定した社内規定文書を明確にする。 ○ 「（既存）」により，既存の社内規定文書を改正したものを明確にする。
記載内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 該当する社内規定文書（品質マネジメント文書）の具体的な記載内容を記載する。 ○ 「（新規記載）」により，社内規定文書に新規に記載したことを明確にする。

3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定

	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)	保安規定条文		変更 有無
実用炉規則第92条第1項 第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関するものについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令および保安規定の遵守	—
		第3条	品質マネジメントシステム計画	有
	2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に 行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築 されていることが明確となっていること。	第2条の2	関係法令および保安規定の遵守	—
		第5条	保安に関する職務	有
実用炉規則第92条第1項 第2号 【品質マネジメントシステム】	1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。） については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項 又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」 という。）を受けたところによるものであり、かつ、 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必 要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委 員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務 に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の 解釈（原規規発第1912257号-2（令和元年1 2月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定め られていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善 に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び 維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原 子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握でき るように定められていること。また、その内容は、原 子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を 合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとと もに、定められた内容が、合理的に実現可能なもので あること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体 制及び方法について明確にされていること。この具体 的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書 体系の中で定める場合には、当該文書体系について明 確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関するものにつ いては、要領書、手順書その他保安に関する文書につ いて、これらを遵守するために、重要度等に応じて、 保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQM Sに係る文書の階層的な体系における位置付けが明 確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
実用炉規則第92条第1 項第3号 【発電用原子炉施設の 運転及び管理を行う者 の職務及び組織】	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のため に講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容 が定められていること。	第4条	保安に関する組織	—
		第5条	保安に関する職務	有
	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保 安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の 職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織	—
		第5条	保安に関する職務	有
実用炉規則第92条第1 項第4号、第5号、第6 号 【発電用原子炉主任技 術者の職務の範囲等】	1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発 電用原子炉主任技術者の選任について定められてい ること。	第8条	原子炉主任技術者の選任	有
	2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分 に果たすことができるようにするため、原子炉等規制 法第43条の3の26第2項において準用する第4 2条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務 範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に従事する者 は、 <u>発電用</u> 原子炉主任技術者が保安のために行う指示 に従うことを含む。）について適切に定められている こと。また、 <u>発電用</u> 原子炉主任技術者が保安の監督を	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
		第6条	原子炉施設保安委員会	—
		第7条	原子炉施設保安運営委員会	有
		第9条	原子炉主任技術者の職務等	有

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。			
	3. 特に、 <u>発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</u>	第8条	原子炉主任技術者の選任	有
	4. <u>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</u>	第3条	品質マネジメントシステム計画	有
		第6条	原子炉施設保安委員会	—
		第7条	原子炉施設保安運営委員会	有
		第8条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	—
第9条の2	電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	—		
5. <u>発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。</u>	第9条の3	主任技術者の情報共有	—	
実用炉規則第92条第1項第7号 【保安教育】	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第117条	所員への保安教育	有
		第118条	協力企業従業員への保安教育	有
	2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第117条	所員への保安教育	有
		第118条	協力企業従業員への保安教育	有
	3. <u>従業員</u> について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第117条	所員への保安教育	有
		第118条	協力企業従業員への保安教育	有
	4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第118条	協力企業従業員への保安教育	有
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第117条	所員への保安教育	有
		第118条	協力企業従業員への保安教育	有
	実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	1. <u>発電用原子炉</u> の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第12条	運転員等の確保
2. <u>発電用原子炉施設</u> の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。		第14条	マニュアルの作成	有
3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。		第15条	引継および通知	—
4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。		第12条の2	運転管理業務	有
		第16条	原子炉起動前の確認事項	有
5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。		第17条	火災発生時の体制の整備	有
		第17条の2	内部溢水発生時の体制の整備（2号炉）	有
第17条の3	火山影響等発生時の体制の整備	有		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
			(2号炉)	
		第17条 の4	その他自然災害 発生時等の体制 の整備	有
		第17条 の5	有毒ガス発生時 の体制の整備(2 号炉)	有
		第17条 の6	資機材等の整備 (2号炉)	有
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められている こと。	第18条	水質管理	—
	7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、 <u>重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。)</u> 等について、 <u>運転状態に対応した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。)</u> 、LCOを逸脱していないことの確認(以下「サーベランス」という。)の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置(以下単に「要求される措置」という。)並びに要求される措置の完了時間(<u>Allowed Outage Time。以下「AOT」という。)</u> が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第19条	停止余裕	—
		第20条	反応度監視	—
		第21条	制御棒の動作確認	—
		第22条	制御棒のスクラム機能	有
		第23条	制御棒の操作	—
		第24条	ほう酸水注入系	有
		第25条	原子炉熱的制限値	—
		第26条	原子炉熱出力および炉心流量	—
		第27条	計測および制御設備	有
		第28条	原子炉再循環ポンプ	—
		第29条	ジェットポンプ	—
		第30条	主蒸気逃がし安全弁	有
		第31条	格納容器内の原子炉冷却材漏えい率	—
		第32条	非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧代替注水系の系統圧力監視	有
		第33条	原子炉冷却材中のよう素131濃度	—
		第34条	原子炉停止時冷却系その1	有
		第35条	原子炉停止時冷却系その2	有
		第36条	原子炉停止時冷却系その3	有
		第37条	原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率	—
		第38条	原子炉圧力	—
	第39条	非常用炉心冷却系その1	有	
	第40条	非常用炉心冷却系その2	有	
	第41条	原子炉隔離時冷却系	有	
	第42条	主蒸気隔離弁	—	
	第43条	格納容器および格納容器隔離弁	有	
	第44条	サブプレッション・	有	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)		保安規定条文	変更 有無
		チェンバからド ライウエルへの 真空破壊弁	
		第45条 サプレッション プールの平均水 温	有
		第46条 サプレッション プールの水位	有
		第47条 可燃性ガス濃度 制御系	—
		第48条 格納容器内の酸 素濃度	有
		第49条 原子炉建屋	有
		第50条 原子炉建屋給排 気隔離弁	—
		第51条 非常用ガス処理 系	有
		第52条 原子炉補機冷却 水系および原子 炉補機冷却海水 系	有
		第53条 高圧炉心スプレ イ補機冷却水系 および高圧炉心 スプレイ補機冷 却海水系	有
		第54条 使用済燃料プー ルの水位・水温	—
		第55条 燃料または制御 棒を移動する時 の原子炉水位	—
		第56条 中央制御室非常 用換気空調系	有
		第57条 地下水位低下設 備	有
		第58条 外部電源その1	有
		第58条 その2 (3号炉)	—
		第58条 その3 (3号炉)	—
		第59条 非常用ディーゼ ル発電機その1	有
		第60条 非常用ディーゼ ル発電機その2	有
		第61条 非常用ディーゼ ル発電機燃料油 等	有
		第62条 直流電源その1	有
		第63条 直流電源その2	有
		第64条 所内電源系統そ の1	有
		第65条 所内電源系統そ の2	有
		第66条 重大事故等対処 設備	有
		第68条 原子炉停止中の 制御棒1本の引 き抜き	—
		第69条 単一制御棒駆動 機構の取り外し	—
		第70条 複数の制御棒引 き抜きを伴う検	—

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
			査	
		第71条	原子炉の昇温を伴う検査	—
		第72条	原子炉モードスイッチの切替を伴う検査	—
		—	特定重大事故等対処施設を構成する設備については別途申請予定	—
	8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	第73条	運転上の制限の確認	有
	9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第74条	運転上の制限を満足しない場合	有
	10. LCOに係る記録の作成について定められていること。	第76条	運転上の制限に関する記録	—
	11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。	第77条	異常発生時の基本的な対応	—
		第78条	異常時の措置	—
		第79条	異常収束後の措置	有
		第17条の9	電源機能等喪失時の体制の整備（3号炉）	有
		添付1-1	原子炉がスクラムした場合の運転操作手順	有
	12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価（PRA：Probabilistic Risk Assessment）等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第75条	予防保全を目的とした保全作業を実施する場合	有
		第11条	構成および定義	有
		第18条の2	原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理	有
実用炉規則第92条第1項第8号ニ 【発電用原子炉の運転期間】	1. <u>発電用</u> 原子炉の運転期間の範囲内で、 <u>発電用</u> 原子炉を運転することが定められていること。	第11条の2	原子炉の運転期間	—
	2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第83条	燃料の取替実施計画	—
	3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	場合は、 <u>実用炉規則第8 2条第4項</u> の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。			
	4. <u>発電用原子炉</u> ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、 <u>実用炉規則第5 5条</u> に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、 <u>発電用原子炉の運転期間</u> （定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、 <u>発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。</u> 実用炉規則第8 2条第4項の見直しの結果の内容は、「 <u>実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド</u> 」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
	5. 特に、同結果において、 <u>発電用原子炉の運転期間</u> の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	6. <u>発電用原子炉の運転期間</u> を延長する場合には、 <u>実用炉規則第5 5条</u> に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	7. 運転期間が1 3月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても <u>発電用原子炉の安全性</u> について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号ホ 【 <u>発電用原子炉施設の運転の安全審査</u> 】	1. <u>発電用原子炉施設</u> の保安に関する重要事項及び <u>発電用原子炉施設</u> の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条	原子炉施設保安委員会	—
		第7条	原子炉施設保安運営委員会	有
実用炉規則第 92 条第 1 項第 9 号 【 <u>管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</u> 】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第9 3 条	管理区域の設定および解除	—
		添付 1 - 4	管理区域図（第9 3 条および9 4 条関連）	有
	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第9 4 条	管理区域内における区域区分	—
		添付 1 - 4	管理区域図（第9 3 条および9 4 条関連）	有
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第9 5 条	管理区域内における特別措置	—
	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第9 6 条	管理区域への出入管理	—
5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第9 6 条	管理区域への出入管理	—	
6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及び	第9 7 条	管理区域出入者	—	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	それを遵守させる措置が定められていること。		の遵守事項	
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。	第104条	管理区域外等への搬出および運搬	—
		第105条	発電所外への運搬	—
	8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第98条	保全区域	—
		添付1-5	保全区域図 (第98条関連)	有
	9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。	第99条	周辺監視区域	有
	10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第106条	協力企業の放射線防護	—
		第92条の2	頻度の定義	—
実用炉規則第92条第1項第10号 【排気監視設備及び排水監視設備】	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第89条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第90条	放射性気体廃棄物の管理	—
		第91条	放出管理用計測器の管理	—
	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	—	—
実用炉規則第92条第1項第11号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。	第100条	放射線業務従事者の線量管理等	—
		第103条	放射線計測器類の管理	有
	2. 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第92条	放射線管理に係る基本方針	—
		第100条	放射線業務従事者の線量管理等	—
	3. 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第101条	床、壁等の除染	—
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第102条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第104条	管理区域外等への搬出および運搬	—
	6. 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第104条	管理区域外等への搬出および運搬	—
第105条		発電所外への運搬	—	
7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項	—	[クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]	—	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。			
	8.放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第88条の2	放射性廃棄物でない廃棄物の管理	—
		第88条の3	事故由来放射性物質の降下物の影響確認および所外搬出等の管理	—
	9. <u>汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</u>	第93条	管理区域の設定および解除	—
		第94条	管理区域内における区域区分	—
		第97条	管理区域出入者の遵守事項	—
		第101条	床、壁等の除染	—
		第104条	管理区域外等への搬出および運搬	—
		添付1-3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準	有
実用炉規則第92条第1項第12号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法】	1.放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。	第89条	放射性液体廃棄物の管理	—
		第90条	放射性気体廃棄物の管理	—
		第91条	放出管理用計測器の管理	—
		第102条の2	外部放射線に係る線量当量率の測定	—
		第103条	放射線計測器類の管理	有
	2.放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	—	—	—
実用炉規則第92条第1項第13号 【核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等】	1.工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。	第80条	新燃料の運搬	—
		第81条	新燃料の貯蔵	有
		第86条	使用済燃料の貯蔵	有
		第86条の2	使用済燃料の運搬	有
	2.新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関することが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第80条	新燃料の運搬	—
		第86条の2	使用済燃料の運搬	有
	3.燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、 <u>発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理する</u> とした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第83条	燃料の取替実施計画	—
		第84条	燃料移動手順	—
		第85条	燃料移動	—
実用炉規則第92条第1	1.放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管	第88条	放射性固体廃棄	—

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無	
項第 14 号 【放射性廃棄物の廃棄】	理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。		物の管理		
	2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。	第 8 8 条	放射性固体廃棄物の管理	—	
	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第 1 1 号及び第 1 3 号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 8 8 条	放射性固体廃棄物の管理	—	
	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 8 9 条	放射性液体廃棄物の管理	—	
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 9 0 条	放射性気体廃棄物の管理	—	
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。	第 1 0 2 条の 2	平常時の環境放射線モニタリング	—	
	7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第 8 7 条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	—	
		第 8 9 条	放射性液体廃棄物の管理	—	
		第 9 0 条	放射性気体廃棄物の管理	—	
		第 8 7 条の 2	頻度の定義	—	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 15 号 【非常の場合に講ずべき処置】	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第 1 0 8 条	原子力防災組織	—	
		第 1 0 8 条の 2	原子力防災組織の要員	—	
		第 1 0 9 条	原子力防災資機材等の整備	—	
	2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第 1 0 9 条	原子力防災資機材等の整備	—	
		3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第 1 1 0 条	通報経路	有
	第 1 1 2 条		通報	有	
	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成 1 1 年法律第 1 5 6 号)第 7 条第 1 項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第 1 0 8 条	原子力防災組織	—	
		5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 1 1 3 条	緊急体制の発令	有
			第 1 1 4 条	応急措置	有
	第 1 1 5 条	緊急時における活動	—		
	6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体を与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。	第 1 0 8 条の 3	緊急作業従事者の選定	有	
				有	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)	保安規定条文		変更 有無
<p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業者は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p>			
<p>7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。</p>	第115条の2	緊急作業従事者の線量管理等	—
<p>8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。</p>	第116条	緊急体制の解除	有
<p>9. <u>防災訓練の実施頻度について定められていること。</u></p>	第111条	緊急時演習	—
<p>実用炉規則第92条第1項第16号 【設計想定事象に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】</p> <p>1. <u>許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</u></p> <p><u>(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。</u></p> <p><u>イ 火災</u> <u>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</u></p> <p><u>ロ 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。)</u></p> <p><u>① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</u></p> <p><u>② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</u></p> <p><u>③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>ハ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。)</u></p> <p><u>① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</u></p> <p><u>⑤ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策(上記①から④までの対策に関することを含む。)に関すること。</u></p> <p><u>⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</u></p> <p><u>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉</u></p>	<p>第12条</p> <p>第17条</p> <p>第17条の2</p> <p>第17条の3</p> <p>第17条の4</p> <p>第17条の5</p> <p>第17条の6</p> <p>第17条の7</p> <p>第17条の8</p> <p>添付1-2</p> <p>添付1-3</p>	<p>運転員等の確保</p> <p>火災発生時の体制の整備</p> <p>内部溢水発生時の体制の整備(2号炉)</p> <p>火山影響等発生時の体制の整備(2号炉)</p> <p>その他自然災害発生時等の体制の整備(2号炉)</p> <p>有毒ガス発生時の体制の整備(2号炉)</p> <p>資機材等の整備(2号炉)</p> <p>重大事故等発生時の体制の整備(2号炉)</p> <p>大規模損壊発生時の体制の整備(2号炉)</p> <p>火災、内部溢水、火山影響、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準</p> <p>重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準</p>	<p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定

	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)	保安規定条文	変更 有無
	<p><u>施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)</u></p> <p><u>① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</u></p> <p><u>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</u></p> <p><u>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</u></p> <p><u>⑥ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</u></p> <p><u>(2) (1) に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。</u></p> <p><u>イ 重大事故等発生時</u></p> <p><u>① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</u></p> <p><u>② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</u></p> <p><u>③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等 (②に関するものを除く。)については記載を要しない。</u></p> <p><u>ロ 大規模損壊発生時</u></p> <p><u>定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</u></p> <p><u>(3)必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</u></p> <p><u>(4)必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</u></p> <p><u>(5)その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</u></p> <p><u>2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために</u></p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
	<u>必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。</u>			
実用炉規則第 92 条第 1 項第 17 号 【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第 1 1 9 条	記録	—
	2. 実用炉規則第 6 7 条に定める記録について、その記録の管理に關すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。	第 1 1 9 条	記録	—
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第 1 2 0 条	報告	—
		第 9 条	原子炉主任技術者の職務等	有
	4. 特に、実用炉規則第 1 3 4 条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 1 2 0 条	報告	—
5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第 1 2 0 条	報告	—	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号 【発電用原子炉施設の施設管理】	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第 1 9 1 2 2 5 7 号-7(令和元年 1 2 月 2 5 日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。	第 1 0 7 条	施設管理計画	有
		第 1 0 7 条の 2	設計管理	—
		第 1 0 7 条の 3	作業管理	—
		第 1 0 7 条の 4	使用前事業者検査の実施	—
		第 1 0 7 条の 5	定期事業者検査の実施	—
		第 1 3 条	巡視点検	有
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に關することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第 8 2 条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に關する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。	第 1 0 7 条の 6	原子炉施設の経年劣化に關する技術的な評価および長期施設管理方針	有
	3. 運転を開始した日以後 3 0 年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	—	[女川 2 号炉および 3 号炉は、運転開始後 3 0 年未滿であり、長期保守管理方針の作成未]	—
	4. 実用炉規則第 9 2 条第 1 項第 1 8 号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に關することを変更しようとする場合(実用炉規則第 8 2 条第 1 項から第 3 項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第 4 項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に実用炉規則第 8 2 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の評価の結果又は第 4 項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。	—	[手続きに關する事項であり保安規定には記載なし]	—
	5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。	—	[女川 2 号炉および 3 号炉は、運転開始後 3 0 年未滿であり、長期	—

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定

保安規定審査基準 (H25.6.19 制定, R1.12.25 最終改正)		保安規定条文		変更 有無
			保守管理方針の 作成未]	
	<u>6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する ことが定められていること。</u>	第107 条の4	使用前事業者検査 の実施	-
		第107 条の5	定期事業者検査の 実施	-
	7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の 照射された燃料のうちから選定したものの健全性に 異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判 断すること等が定められていること。	第82条	燃料の検査	-
実用炉規則第92条第1 項第19号 【技術情報の共有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から 得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協 議会、PWR事業者連絡会等の事業者の情報共有の場 を活用し、他の <u>発電用原子炉設置者と共有し、自らの 発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が 定められていること。</u>	第3条	品質マネジメント システム計画	有
		第107 条	施設管理計画	有
実用炉規則第92条第1 項第20号 【不適合発生時の情報 の公開】	1. <u>発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不 適合が発生した場合の公開基準が定められているこ と。</u>	第3条	品質マネジメント システム計画	有
	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリ ーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第3条	品質マネジメント システム計画	有
実用炉規則第92条第1 項第21号 【その他必要な事項】	1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応 じ、 <u>発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を 定めていること。</u>	第1条	目的	-
	2. <u>保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料 物質によって汚染された物又は発電用原子炉による 災害の防止を図るものとして定められていること。</u>	第1条	目的	-

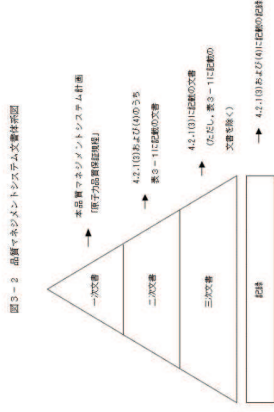
4. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子炉規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第1号 関係法令及び保安規定の遵守のための体制</p> <p>1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与を含む。)に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。</p> <p>2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実にを行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>(関係法令および保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 社長は、第2条に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにするための方針を定めるとともに、必要に応じ方針を改定する。</p> <p>2. 原子力本部長は、関係法令および保安規定の遵守が確実に行われるようにするため「原子力QMS 安全文化管理要領」を定める。</p> <p>3. 原子力本部長および原子力審査室長は、第2項に定める要領に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 第1項の社長の方針に基づき、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画を、年度毎に策定する。</p> <p>(2) 関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための活動状況を確認し、その結果を、社長に報告し、指示を受ける。</p> <p>(3) (2)の評価結果および指示を、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための活動計画に反映する。</p> <p>4. 第4条の保安に関する組織は、第3項(1)の活動計画に基づき、関係法令および保安規定の遵守の意識定着に係る活動を実施する。</p> <p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 4.2 品質マネジメントシステムの文書化 4.2.1 一般 組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。 (1) 品質方針および品質目標 (2) 品質マニュアル</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 原品7-2 原子力QMS 安全文化管理要領(既存) 	<p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 法令関係遵守活動については、規定文書に基づき実施している。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>本品質マネジメントシステム計画および原子力品質保証規程</p> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書</p> <p>a. 表3-1に示す二次文書</p> <p>b. 表3-1に示す二次文書で規定する品質マネジメント文書</p> <p>(4) 品管規則の要求事項に基づき作成する表3-1に示す品質マネジメント文書および品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下、本編において「手順書等」という。)</p>			



保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
表3-1 一次・二次文書一覧表					
保安規定第3条の記載項目	全項目	一次文書名 承認者 (管理箇所) 原子力品質保証規程 (原子力品質保証室)	承認者 (管理箇所) 社長 (原子力品質保証室)	文書番号 原子品質保証規程-1	第3条以外 の関連文書
保安規定第3条の記載項目		二次文書名	承認者 (管理箇所)		第3条以外 の関連文書
4.1	原子力QMS品質に係る重要区分概要	原子力QMS品質保証室長 (原子力品質保証室)	原子力部長 (原子力部)	原4-1	—
4.1	原子力QMSプロセス適用要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-1	—
4.2.3	原子力QMS文書管理・記録管理	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-2	第119条
4.2.4	要領				
5.3	原子力QMS品質方針管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-1	—
5.4.1	原子力QMS品質目標管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-2	—
5.5.1	原子力QMS責任および権限要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-3	第5条、 第8条～第9条の3
5.5.2	原子力QMS情報取扱要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-4	—
5.5.4	原子力QMS内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-5	第6条、第7条
5.6	原子力QMSマネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-6	—
6.2	原子力QMS力量、教育・訓練および認識要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原子力部長 (原子力部)	原6-1	第117条、 第118条
7.1	原子力QMS業務の計画および実施要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原子力部長 (原子力部)	原考6-1	—
7.2.1					
7.2.2					
7.2.3					
7.2.2					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																																																	
		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="244 1317 357 1413">7.1 7.5</td> <td data-bbox="244 1196 357 1317">原子炉QMS 運転 業務要領</td> <td data-bbox="244 1115 357 1196">原子炉部長 (原子炉部)</td> <td data-bbox="244 949 357 1115">原7-1</td> <td data-bbox="244 629 357 949">第12条～ 第79条、 第85条、 第88条、 第89条、 第90条</td> <td data-bbox="244 360 357 629"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 1317 608 1413"></td> <td data-bbox="357 1196 608 1317">原子炉QMS 燃料 管理要領</td> <td data-bbox="357 1115 608 1196">原子炉部長 (原子炉部)</td> <td data-bbox="357 949 608 1115">原7-2</td> <td data-bbox="357 629 608 949">第19条～ 第21条、 第23条、 第25条～ 第27条、 第35条、 第70条、 第73条～ 第75条、 第80条～ 第84条、 第86条、第 86条の2</td> <td data-bbox="357 360 608 629"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="608 1317 667 1413"></td> <td data-bbox="608 1196 667 1317">原子炉QMS 放射性廃棄物管理 要領</td> <td data-bbox="608 1115 667 1196">原子炉部長 (原子炉部)</td> <td data-bbox="608 949 667 1115">原7-3</td> <td data-bbox="608 629 667 949">第87条～ 第91条</td> <td data-bbox="608 360 667 629"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1317 726 1413"></td> <td data-bbox="667 1196 726 1317">原子炉QMS 放射 線管理要領</td> <td data-bbox="667 1115 726 1196">原子炉部長 (原子炉部)</td> <td data-bbox="667 949 726 1115">原7-4</td> <td data-bbox="667 629 726 949">第92条～ 第106条</td> <td data-bbox="667 360 726 629"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="726 1317 1246 1413">7.1 7.5</td> <td data-bbox="726 1196 1246 1317">原子炉QMS 保修 業務運用要領</td> <td data-bbox="726 1115 1246 1196">原子炉部長 (原子炉部)</td> <td data-bbox="726 949 1246 1115">原7-5</td> <td data-bbox="726 629 1246 949">第11条の 2、 第19条、 第22条、 第24条、 第27条、 第30条～ 第32条、 第37条、 第39条、 第41条～ 第44条、 第47条、 第49条～ 第53条、 第55条、 第57条、 第59条、 第62条、 第66条、 第73条～ 第75条、 第91条、 第103条、 第107条～ 第107条の 6</td> <td data-bbox="726 360 1246 629"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1246 1317 1321 1413"></td> <td data-bbox="1246 1196 1321 1317">原子炉QMS 原子 力災害対策実施要 領</td> <td data-bbox="1246 1115 1321 1196">原子炉部長 (原子炉部)</td> <td data-bbox="1246 949 1321 1115">原7-6</td> <td data-bbox="1246 629 1321 949">第12条、 第108条～ 第116条、 第120条</td> <td data-bbox="1246 360 1321 629"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1321 1317 1396 1413"></td> <td data-bbox="1321 1196 1396 1317">原子炉QMS 安全 文化管理要領</td> <td data-bbox="1321 1115 1396 1196">実施部門の品 質マネジメント システム管理 責任者</td> <td data-bbox="1321 949 1396 1115">原品7-2</td> <td data-bbox="1321 629 1396 949">第2条の2</td> <td data-bbox="1321 360 1396 629"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1396 1317 1453 1413">7.2.3</td> <td data-bbox="1396 1196 1453 1317">原子炉QMS 外部コミュニケーション 要領</td> <td data-bbox="1396 1115 1453 1196">原子炉部長 (原子炉部)</td> <td data-bbox="1396 949 1453 1115">原7-8</td> <td data-bbox="1396 629 1453 949">—</td> <td data-bbox="1396 360 1453 629"></td> </tr> </table>	7.1 7.5	原子炉QMS 運転 業務要領	原子炉部長 (原子炉部)	原7-1	第12条～ 第79条、 第85条、 第88条、 第89条、 第90条			原子炉QMS 燃料 管理要領	原子炉部長 (原子炉部)	原7-2	第19条～ 第21条、 第23条、 第25条～ 第27条、 第35条、 第70条、 第73条～ 第75条、 第80条～ 第84条、 第86条、第 86条の2			原子炉QMS 放射性廃棄物管理 要領	原子炉部長 (原子炉部)	原7-3	第87条～ 第91条			原子炉QMS 放射 線管理要領	原子炉部長 (原子炉部)	原7-4	第92条～ 第106条		7.1 7.5	原子炉QMS 保修 業務運用要領	原子炉部長 (原子炉部)	原7-5	第11条の 2、 第19条、 第22条、 第24条、 第27条、 第30条～ 第32条、 第37条、 第39条、 第41条～ 第44条、 第47条、 第49条～ 第53条、 第55条、 第57条、 第59条、 第62条、 第66条、 第73条～ 第75条、 第91条、 第103条、 第107条～ 第107条の 6			原子炉QMS 原子 力災害対策実施要 領	原子炉部長 (原子炉部)	原7-6	第12条、 第108条～ 第116条、 第120条			原子炉QMS 安全 文化管理要領	実施部門の品 質マネジメント システム管理 責任者	原品7-2	第2条の2		7.2.3	原子炉QMS 外部コミュニケーション 要領	原子炉部長 (原子炉部)	原7-8	—					
7.1 7.5	原子炉QMS 運転 業務要領	原子炉部長 (原子炉部)	原7-1	第12条～ 第79条、 第85条、 第88条、 第89条、 第90条																																																		
	原子炉QMS 燃料 管理要領	原子炉部長 (原子炉部)	原7-2	第19条～ 第21条、 第23条、 第25条～ 第27条、 第35条、 第70条、 第73条～ 第75条、 第80条～ 第84条、 第86条、第 86条の2																																																		
	原子炉QMS 放射性廃棄物管理 要領	原子炉部長 (原子炉部)	原7-3	第87条～ 第91条																																																		
	原子炉QMS 放射 線管理要領	原子炉部長 (原子炉部)	原7-4	第92条～ 第106条																																																		
7.1 7.5	原子炉QMS 保修 業務運用要領	原子炉部長 (原子炉部)	原7-5	第11条の 2、 第19条、 第22条、 第24条、 第27条、 第30条～ 第32条、 第37条、 第39条、 第41条～ 第44条、 第47条、 第49条～ 第53条、 第55条、 第57条、 第59条、 第62条、 第66条、 第73条～ 第75条、 第91条、 第103条、 第107条～ 第107条の 6																																																		
	原子炉QMS 原子 力災害対策実施要 領	原子炉部長 (原子炉部)	原7-6	第12条、 第108条～ 第116条、 第120条																																																		
	原子炉QMS 安全 文化管理要領	実施部門の品 質マネジメント システム管理 責任者	原品7-2	第2条の2																																																		
7.2.3	原子炉QMS 外部コミュニケーション 要領	原子炉部長 (原子炉部)	原7-8	—																																																		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																																																																		
		<table border="1"> <tr> <td>7.3</td> <td>原子力QMS 設計・開発要領 (原子力部)</td> <td>原子力部長 (原子力部)</td> <td>原7-9</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.4</td> <td>原子力QMS 調達管理要領 (原子力部)</td> <td>原子力部長 (原子力部)</td> <td>原7-10</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.6</td> <td>原子力QMS 監視機器および測定 機器の管理要領</td> <td>原子力部長 (原子力部)</td> <td>原7-11</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2.1</td> <td>原子力QMS 原子 力安全達成状況に 係る外部の評価情報 監視要領</td> <td>原子力品質 保証室長 (原子力品質 保証室)</td> <td>原品8-1</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2.2</td> <td>原子力QMS 内部 監査要領^{※1}</td> <td>原子力考査 室長 (原子力考査 室)</td> <td>原考8-1</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2.3</td> <td>原子力QMS プロセスの監視およ び測定要領</td> <td>原子力品質 保証室長 (原子力品質 保証室)</td> <td>原品8-2</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2.3</td> <td>原子力QMS 改善指針活動要領[※]</td> <td>原子力品質 保証室長 (原子力品質 保証室)</td> <td>原品8-3</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.5.2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.2.4</td> <td>原子力QMS 検査および試験要領</td> <td>原子力部長 (原子力部)</td> <td>原8-1</td> <td>—</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.4</td> <td>原子力QMS デー タの分析要領</td> <td>原子力品質 保証室長 (原子力品質 保証室)</td> <td>原品8-4 第10条</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	7.3	原子力QMS 設計・開発要領 (原子力部)	原子力部長 (原子力部)	原7-9	—		7.4	原子力QMS 調達管理要領 (原子力部)	原子力部長 (原子力部)	原7-10	—		7.6	原子力QMS 監視機器および測定 機器の管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-11	—		8.2.1	原子力QMS 原子 力安全達成状況に 係る外部の評価情報 監視要領	原子力品質 保証室長 (原子力品質 保証室)	原品8-1	—		8.2.2	原子力QMS 内部 監査要領 ^{※1}	原子力考査 室長 (原子力考査 室)	原考8-1	—		8.2.3	原子力QMS プロセスの監視およ び測定要領	原子力品質 保証室長 (原子力品質 保証室)	原品8-2	—		8.2.3	原子力QMS 改善指針活動要領 [※]	原子力品質 保証室長 (原子力品質 保証室)	原品8-3	—		8.3						8.5.2						8.2.4	原子力QMS 検査および試験要領	原子力部長 (原子力部)	原8-1	—		8.4	原子力QMS デー タの分析要領	原子力品質 保証室長 (原子力品質 保証室)	原品8-4 第10条					
7.3	原子力QMS 設計・開発要領 (原子力部)	原子力部長 (原子力部)	原7-9	—																																																																			
7.4	原子力QMS 調達管理要領 (原子力部)	原子力部長 (原子力部)	原7-10	—																																																																			
7.6	原子力QMS 監視機器および測定 機器の管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-11	—																																																																			
8.2.1	原子力QMS 原子 力安全達成状況に 係る外部の評価情報 監視要領	原子力品質 保証室長 (原子力品質 保証室)	原品8-1	—																																																																			
8.2.2	原子力QMS 内部 監査要領 ^{※1}	原子力考査 室長 (原子力考査 室)	原考8-1	—																																																																			
8.2.3	原子力QMS プロセスの監視およ び測定要領	原子力品質 保証室長 (原子力品質 保証室)	原品8-2	—																																																																			
8.2.3	原子力QMS 改善指針活動要領 [※]	原子力品質 保証室長 (原子力品質 保証室)	原品8-3	—																																																																			
8.3																																																																							
8.5.2																																																																							
8.2.4	原子力QMS 検査および試験要領	原子力部長 (原子力部)	原8-1	—																																																																			
8.4	原子力QMS デー タの分析要領	原子力品質 保証室長 (原子力品質 保証室)	原品8-4 第10条																																																																				
<p>※1:品管規則の要求事項に基づき作成する文書を表す。</p> <p>【以下、省略】</p>																																																																							

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>二 品質マネジメントシステムに関すること(品質管理基準規則第五号第四号に規定する手順書等(第三項第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第2号 品質マネジメントシステム</p> <p>1. 品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号一2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。</p> <p>2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に表現可能なものであること。</p> <p>3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の低位文書も含まれた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1.目的</p> <p>本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」(以下「品質規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>【以下、省略】</p>	<p>品質規則に基づく反映</p>	<p>原子力品質保証 規程(既存)</p>	<p>「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び同規則の解釈に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを記載している。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
	<p>4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関する他保安に関する文書については、要領書、手順書等を遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>【中略】</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 第4条に定める組織(以下、本編において「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する(保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していること)をいう。)ため、その改善を継続的に行う(品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うこと)をいう。)</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a, b, および c. に掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。)に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)を参考に、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度について、表3-1に記載の「原子力QMS 品質に係る重要度分類要領」に規定し、グレード分けを行う。</p> <p>a. 原子炉施設、組織、または個別業務の重要度お</p>	<p>・ 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p>	<p>・ 原品-1 原子力品質保証規程(既存)</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・ 該当規定文書に基づき、文書及び記録の管理を行っている。</p>	

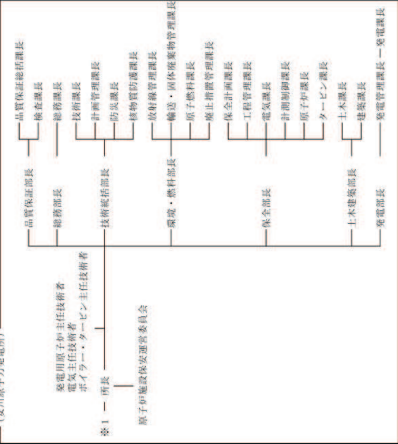
保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>よびこれらの複雑さの程度</p> <p>b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ(原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)およびそれぞれにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)</p> <p>c. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象(設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。)の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起り得る影響</p> <p>【中略】</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。</p> <p>(1) 品質方針および品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル</p> <p>本品質マネジメントシステム計画および原子力品質保証規程</p> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書</p> <p>【中略】</p> <p>(4) 品管規則の要求事項に基づき作成する表3-1に示す品質マネジメント文書および品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等(以下、本編において「手順書等」という。)</p> <p>【以下、省略】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>織が実施する品質保証活動(内部監査業務を除く。)について指導・助言および総括に関する業務を行う。</p> <p>(5)資材部長は、供給者の選定に関する業務(燃料部長所管業務を除く。)を統括する。</p> <p>(6)土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の施設管理に関する業務を統括する。</p> <p>(7)燃料部長は、燃料体等の供給者の選定に関する業務を統括する。</p> <p>(8)原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。<u>(火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。)</u></p> <p>(9)原子力人材育成課長は、教育・訓練(保安教育を除く。)の総括に関する業務を行う。</p> <p>2.保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。</p> <p style="text-align: center;">【中略】</p> <p>(30)第1項(9)および第2項(9)から(28)に定める職位は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う<u>(火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。)</u></p> <p>(31)第1項(9)および第2項(9)から(28)に定める職位は、第1項(9)および第2項(9)から(30)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、遂行に係る品質保証活動を行う。また、所属員は課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>3.各職位は、第3条 8.2.4 で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務の内容によらず、検査に関する業務を実施することができる。</p> <p>4.その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規制基準により新たに行う活動について、職務内容を反映する。 ・ 上流規制との整合を踏まえ記載を明確化 	<p>該当規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	記載内容の概要
	<p>2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p>	<p>(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4 発電所の保安に関する組織図 <small>(左川原子力発電所)</small></p>  <p>(保安に関する職務) 第5条</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (1) 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。 (2) 品質保証部長は、品質保証総括課長および検査課長の所管する業務を統括する。 (3) 総務部長は、総務課長の所管する業務を統括する。 (4) 技術統括部長は、技術課長、計画管理課長、防災課長および核物質防護課長の所管する業務を統括する。 (5) 環境・燃料部長は、放射線管理課長、輸送・固体廃棄物管理課長、原子燃料課長および廃止措置管理課長の所管する業務を統括する。</p>		<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原品 -1 原子力品質保証規程(既存) 	<p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発電所における組織図、職務を記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(6) 保全部長は、保全計画課長、工程管理課長、電気課長、計測制御課長、原子炉課長およびタービン課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 土木建築部長は、土木課長および建築課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(8) 発電部長は、発電管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(9) 品質保証総括課長は、品質保証活動の指導・助言および品質保証の総括に関する業務を行う。</p> <p>(10) 検査課長は、原子炉施設に関する検査の総括に関する業務を行う。</p> <p>(11) 総務課長は、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>(12) 核物質防護課長は、保全区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 技術課長は、原子炉施設の保安管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(14) 計画管理課長は、原子炉施設の運営計画の総括に関する業務および原子炉施設の定期的な評価の総括に関する業務を行う。</p> <p>(15) 防災課長は、<u>火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時、大規模損壊発生時および電源機能等喪失時の体制の整備ならびに緊急時の措置の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(16) 放射線管理課長は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物(液体、気体)の管理および環境放射線モニタリングに関する業務を行う。</p> <p>(17) 輸送・固体廃棄物管理課長は、放射性廃棄物(固体)の管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子燃料課長は、炉心性能管理および燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 保全計画課長は、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。</p> <p>(20) 工程管理課長は、原子炉施設の施設管理に関する業務のうち工程管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 電気課長は、原子炉施設のうち電気設備の施設管</p>	<p>・ 新規制基準により新たに行う活動について、職務内容を反映する。</p> <p>・ 上流規制との整合を踏まえ記載を明確化</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>理に関する業務を行う。</p> <p>(22) 計測制御課長は、原子炉施設のうち計測制御設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(23) 原子炉課長は、原子炉施設のうち機械設備(原子炉設備)の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) タービン課長は、原子炉施設のうち機械設備(原子炉設備を除く。)の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 土木課長は、原子炉施設のうち土木設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 建築課長は、原子炉施設のうち建築設備の施設管理に関する業務を行う。</p> <p>(27) 発電管理課長は、原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。</p> <p>(28) 発電課長は、原子炉施設の運転および燃料取扱い(原子燃料課長所管業務を除く。)に関する当直業務を行う。</p> <p>(29) 廃止措置管理課長は、第2編第205条(保安に関する職務)の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。</p> <p>(30) 第1項(9)および第2項(9)から(28)に定める職位は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う(火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等、有毒ガス発生時、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む。)</p> <p>(31) 第1項(9)および第2項(9)から(28)に定める職位は、第1項(9)および第2項(9)から(30)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、遂行に係る品質保証活動を行う。また、所属員は課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>3. 各職位は、第3条 8.2.4 で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務の内容によらず、検査に関する業務を実施することができる。</p> <p>4. その他発電所の保安に間接的に関係する組織の長は、別途定められた「組織規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>	<p>・ 新規制基準により新たに行う活動について、職務内容を反映する。</p> <p>・ 上流規制との整合を踏まえ記載を明確化。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第95条(発電用原子炉主任技術者の選任等)</p> <p>法第四十三條の三の二十六第一項の規定による発電用原子炉主任技術者の選任は、発電用原子炉ごとにを行うものとする。</p> <p>2 法第四十三條の三の二十六第一項の原子力規制委員会規則で定める実務の経験は、第一号から第四号までに掲げる期間が通算して三年以上であることとする。</p> <p>一 発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間</p> <p>二 発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間</p> <p>三 発電用原子炉施設の設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務に従事した期間</p> <p>四 発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間</p> <p>3 法第四十三條の三の二十六第二項で準用する法第四十條第二項の規定による届出書の提出部数は、正本一通とする。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第4号、第5号、第6号</p> <p>発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等</p> <p>1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。</p> <p>2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事する者は、<u>発電用</u>原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことを含む。)について適切に定められていること。また、<u>発電用</u>原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p> <p>3. 特に、<u>発電用</u>原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、<u>上位者</u>等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から<u>発電用</u>原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。</p>	<p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であつて、次の業務の中で通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。なお、原子炉主任技術者は社長が選任する。</p> <p>(1)原子炉施設の施設管理に関する業務</p> <p>(2)原子炉の運転に関する業務</p> <p>(3)原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務</p> <p>(4)原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務</p> <p>2. 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p>	<p>・ 実用炉規則が変更となつたことから原子炉主任技術者の選任にあつては、必要となる業務経験を保安規定に記載する。</p> <p>・ 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者を保安規定に規定することから「主任技術者」を「原子炉主任技術者」へ変更する。(以下、同様。)</p>	<p>・ 原子5-3-運1(原) 原子炉主任技術者の職務等運用要領(既存)</p>	<p>・ 原子炉主任技術者の選任にあつては、実用炉規則第95条第2項第1号から第4号に定める業務に通算して3年以上従事した経験を有する者から選任することを定める。また、「原子炉の運転に関する業務」該当する具体的な業務について整理し、定める。</p> <p>・ 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任することを定める。</p> <p>・ 原子炉主任技術者の代行者は課長以上とする。</p> <p>・ 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合の代行者との職務引継ぎ及び職務を遂行できない期間が長期にわたる場合はあらためて選任することを定める。</p>
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなればならない。</p> <p>四 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p> <p>五 電気主任技術者(電気事業法(昭和三十九</p>	<p>3. 原子炉主任技術者は、第9条(原子炉主任技術者の職務等)に定める職務を専任する。</p> <p>4. 原子炉主任技術者および代行者は、特別管理職とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合(2号炉の原子炉主任技術者については、<u>早期に非常招集可能なエリア外に離れる場合を含む。</u>)は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらためて原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し</p>	<p>・ 原子炉主任技術者は職務を専任することを定める。</p>	<p>・ 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合の代行者との職務引継ぎ及び職務を遂行できない期間が長期にわたる場合はあらためて選任することを定める。</p>	<p>・ 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合の代行者との職務引継ぎ及び職務を遂行できない期間が長期にわたる場合はあらためて選任することを定める。</p>	<p>・ 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合の代行者との職務引継ぎ及び職務を遂行できない期間が長期にわたる場合はあらためて選任することを定める。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記事の考え方	社内規定文書 記載内容の概要																
<p>年法律第七十号) 第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。) の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p> <p>六 ボイラー・タービン主任技術者(電気事業法第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十四条第一項第六号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。) の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。</p>	<p>(H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)</p>	<p>保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「原子炉主任技術者の職務等運用要領」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し、保安上必要な場合は、運転に従事する者へ指示する。(所長を含む。以下、本条において同じ。)</p> <p>(2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4) 表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5) 第120条第1項の報告を受けた場合、原子力部長に報告する。</p> <p>(6) その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉主任技術者は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実に、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p>	<p>記事の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各条文中にて追加された原子炉主任技術者の確認項目について表に追加する。 	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原品5-3-運1(原) 原子炉主任技術者の職務等運用要領(既存) ・ 各条文中にて追加された原子炉主任技術者の確認項目について表に追加する。(新規記載) 																
		表9-1																		
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">条 文</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第12条(運転員等の確保)</td> <td>第5項、第6項、第8項および第9項に定める体制の構築</td> </tr> <tr> <td>第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備(2号炉))</td> <td>第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画(2号炉)</td> </tr> <tr> <td>第17条の8(大規模規模発生時の体制の整備(2号炉))</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画(2号炉)</td> </tr> <tr> <td>第37条(原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率)</td> <td>原子炉冷却材温度制限値</td> </tr> <tr> <td>第79条(異常取戻後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第83条(燃料の取替実施計画)</td> <td>燃料取替実施計画</td> </tr> <tr> <td>第93条(管理区域の設定および解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定および解除 第7項に定める管理区域の設定および解除</td> </tr> </tbody> </table>			条 文	内 容	第12条(運転員等の確保)	第5項、第6項、第8項および第9項に定める体制の構築	第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備(2号炉))	第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画(2号炉)	第17条の8(大規模規模発生時の体制の整備(2号炉))	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画(2号炉)	第37条(原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値	第79条(異常取戻後の措置)	原子炉の再起動	第83条(燃料の取替実施計画)	燃料取替実施計画	第93条(管理区域の設定および解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定および解除 第7項に定める管理区域の設定および解除
条 文	内 容																			
第12条(運転員等の確保)	第5項、第6項、第8項および第9項に定める体制の構築																			
第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備(2号炉))	第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画(2号炉)																			
第17条の8(大規模規模発生時の体制の整備(2号炉))	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画(2号炉)																			
第37条(原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値																			
第79条(異常取戻後の措置)	原子炉の再起動																			
第83条(燃料の取替実施計画)	燃料取替実施計画																			
第93条(管理区域の設定および解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定および解除 第7項に定める管理区域の設定および解除																			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																																
		<table border="1"> <tr> <td>第117条(所員への保安教育)</td> <td>所員の保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第118条(協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員の保安教育実施計画</td> </tr> </table> <p>表9-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第17条(火災発生時の体制の整備)</td> <td>火災が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備(2号炉))</td> <td>内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(2号炉)</td> </tr> <tr> <td>第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備(2号炉))</td> <td>火山影響等発生時に講じた措置の結果(2号炉)</td> </tr> <tr> <td>第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)</td> <td>地震、津波、竜巻、積雪等が発生した場合に講じた措置の結果</td> </tr> <tr> <td>第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備(2号炉))</td> <td>有毒ガス発生時に講じた措置の結果(2号炉)</td> </tr> <tr> <td>第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備(2号炉))</td> <td>成立時の確認訓練の結果(2号炉)</td> </tr> <tr> <td>第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備(2号炉))</td> <td>技術的能力の確認訓練の結果(2号炉)</td> </tr> <tr> <td>第23条(制御棒の操作)</td> <td>制御棒操作手順</td> </tr> <tr> <td>第35条(原子炉停止時冷却系その2)</td> <td>原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間</td> </tr> <tr> <td>第66条(重大事故等対応設備(2号炉))</td> <td>要求される代替措置の確認(2号炉)</td> </tr> <tr> <td>第70条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)</td> <td>制御棒操作手順</td> </tr> <tr> <td>第74条(運転上の制限を満足しない場合)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した場合 運転上の制限を満足していると判断した場合</td> </tr> <tr> <td>第75条(干防保全を目的とした保全)</td> <td>運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行または原子炉熱出力の復帰に必要な安全措置</td> </tr> </tbody> </table>	第117条(所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画	第118条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画	条文	内容	第17条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備(2号炉))	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(2号炉)	第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備(2号炉))	火山影響等発生時に講じた措置の結果(2号炉)	第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波、竜巻、積雪等が発生した場合に講じた措置の結果	第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備(2号炉))	有毒ガス発生時に講じた措置の結果(2号炉)	第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備(2号炉))	成立時の確認訓練の結果(2号炉)	第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備(2号炉))	技術的能力の確認訓練の結果(2号炉)	第23条(制御棒の操作)	制御棒操作手順	第35条(原子炉停止時冷却系その2)	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間	第66条(重大事故等対応設備(2号炉))	要求される代替措置の確認(2号炉)	第70条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)	制御棒操作手順	第74条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合 運転上の制限を満足していると判断した場合	第75条(干防保全を目的とした保全)	運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行または原子炉熱出力の復帰に必要な安全措置			
第117条(所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画																																				
第118条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画																																				
条文	内容																																				
第17条(火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果																																				
第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備(2号炉))	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果(2号炉)																																				
第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備(2号炉))	火山影響等発生時に講じた措置の結果(2号炉)																																				
第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波、竜巻、積雪等が発生した場合に講じた措置の結果																																				
第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備(2号炉))	有毒ガス発生時に講じた措置の結果(2号炉)																																				
第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備(2号炉))	成立時の確認訓練の結果(2号炉)																																				
第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備(2号炉))	技術的能力の確認訓練の結果(2号炉)																																				
第23条(制御棒の操作)	制御棒操作手順																																				
第35条(原子炉停止時冷却系その2)	原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間																																				
第66条(重大事故等対応設備(2号炉))	要求される代替措置の確認(2号炉)																																				
第70条(複数の制御棒引き抜きを伴う検査)	制御棒操作手順																																				
第74条(運転上の制限を満足しない場合)	運転上の制限を満足していないと判断した場合 運転上の制限を満足していると判断した場合																																				
第75条(干防保全を目的とした保全)	運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行または原子炉熱出力の復帰に必要な安全措置																																				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>作業を実施する場合)</p> <p>運転上の制限外から復帰していると判断した場合</p> <p>第77条(異常発生時の基本的な対応)</p> <p>第78条(異常時の措置)</p> <p>第88条(燃料の取替実施計画)</p> <p>第120条(報告)</p>	<p>運転上の制限外から復帰していると判断した場合</p> <p>異常が発生した場合の原因調査および対応措置</p> <p>第77条第1項の異常の収束</p> <p>第93項に定める取替炉心の安全性の評価結果</p> <p>運転上の制限を満足していないと判断した場合</p> <p>第77条第1項または第2項に定める異常が発生した場合</p> <p>放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超過して放出した場合</p> <p>外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合</p> <p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下「実用炉規則」という。)第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p>		
		<p>表9-3</p> <p>記録項目</p> <p>1. 運転日誌</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱出力 ・炉心の中性子束密度 ・炉心の温度 ・冷却材入口温度 ・冷却材出口温度 ・冷却材圧力 ・冷却材流量 ・制御棒位置 ・再結合装置内の温度 <p>・原子炉に使用している冷却材および減速材の純度がらびにこれらの毎日の補給量</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>2. 燃料に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉内における燃料体の配置 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置 使用済燃料の払出し時における放射能の量 燃料体の形状または性状に関する検査の結果 <p>3. 点検報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転開始前の点検結果 運転停止後の点検結果 <p>4. 引継目録</p> <p>5. 放射線管理に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の測定における線量当量率 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名 <p>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3月間についての平均濃度 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法 発電所の外において運搬した燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路 <p>7. 原子炉施設の巡視または点検の結果</p> <p>8. 保安教育の実施報告書</p> <p>(品質マネジメントシステム) 第3条</p>			

【中略】

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。</p>	<p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任および権限</p> <p>社長は、第5条、第9条および第9条の2に定める責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)および権限ならびに部門相互間の業務の手順(部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>(原子炉施設保安委員会)</p> <p>第6条 (原子炉施設保安運営委員会)</p> <p>第7条</p> <p>【第92条第1項第8号ホの反映として整理】</p> <p>(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任)</p> <p>第8条の2 電気主任技術者および代行者を、電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者および代行者を、ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。なお、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は社長が選任する。</p> <p>2. 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、第9条の2(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等)に定める職務を遂行する。</p> <p>3. 代行者の職位は、課長以上とする。</p> <p>4. 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項および第2項に基づき、あらかじめ電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者を選任する。</p>	<p>・ 原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けを第3条において明確にする。</p> <p>(別途、変更認可済)</p>	<p>・ 原品-1 原子力品質保証規程(既存)</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。</p>	<p>(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等) 第9条の2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、事業用電気工作物(原子力発電工作物)(以下、本編において「電気工作物」という。)の工事、維持および運用に関する保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「ボイラー・タービン主任技術者および電気主任技術者の職務等運用要領」に基づき、次の職務を遂行する。 (1)電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のための諸計画の立案にあたっては、必要に応じて関係責任者(上位職を含む。)に対し指示、指導・助言を行う。 (2)電気工作物の工事、維持および運用に関し、保安上必要な場合には、関係責任者(上位職を含む。)に対し指示、指導・助言を行う。 (3)使用前事業者検査および定期事業者検査において、あらかじめ定められた区分に基づき検査の指導・監督を行う。 (4)法令に基づき行われる立入検査には、原則として立会う。 (5)あらかじめ定められた確認すべき記録について、その内容を確認する。 2. 電気工作物の工事、維持および運用に従事する者は、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p>	<p>(別途、変更認可済)</p>		
	<p>5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。</p>	<p>(主任技術者の情報共有) 第9条の3 原子炉主任技術者、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者は、適宜、相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図る。</p>	<p>(別途、変更認可済)</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>七 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者に対する保安教育に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>イ 保安教育の実施方針(実施計画の策定を含む。)に関すること。</p> <p>ロ 保安教育の内容に関することであつて次に掲げるもの</p> <p>(1) 関係法令及び保安規定の遵守に関すること。</p> <p>(2) 発電用原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること。</p> <p>(3) 放射線管理に関すること。</p> <p>(4) 核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること。</p> <p>(5) 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p> <p>ハ その他発電用原子炉施設に係る保安教育に関し必要な事項</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第7号 保安教育</p> <p>1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。</p> <p>2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。</p> <p>4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。</p> <p>5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。</p>	<p>(所員への保安教育)</p> <p>第117条 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容とその見直し頻度等を定めた「保安教育実施要領書」に基づき、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 技術課長は、毎年度、原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育実施計画を表117-1、2、3の実施方針に基づいて作成し、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>(2) 技術課長は、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各課長は、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。技術課長は、年度毎に実施結果を所長へ報告する。</p> <p>ただし、各課長が、定められた基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 各課長は、保安教育の具体的な内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p> <p>【表117-2については表番号の変更のみ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 計画、実施状況確認について協力企業従業員を含むことの明確化等の審査基準の変更があった。 所員に対する火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の措置に関する事項について反映する。(新規記載) 	<ul style="list-style-type: none"> 原6-1-1-1(女川)保安教育実施要領書(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の措置に関する事項について反映する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>(協力企業従業員への保安教育)</p> <p>第118条 総務課長は、原子炉施設に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全に必要な教育が表118の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各課長は、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会い、その結果を総務課長に報告する。</p> <p>ただし、総務課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 放射線管理課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全に必要な教育が表118の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、各課長は、教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会い、その結果を放射線管理課長に報告する。</p> <p>ただし、放射線管理課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 発電管理課長は、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表117-1, 2, 3の実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>4. 原子燃料課長は、燃料取替に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、表117-1, 2, 3の実施方針のうち、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p>	<p>協力企業従業員に対する火災、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時に関する事項について反映する。</p>	<p>・ 原6-1-1-技枝1(女川)保安教育実施要領書(既存)</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・ 火災、重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の措置に関する事項について反映する。(新規記載)</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>5. 各課長は、<u>火災、重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する業務の補助を協力企業が行う場合、当該業務に従事する従業員に対し、安全上必要な教育が表117-1の実施方針のうち「運転員以外の技術系所員」に準じる保安教育(火災発生時の措置に関すること、緊急事態応急対策等、原子力防災対策活動に関すること(重大事故等発生時および大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を含む。))の実施計画を定めていることを確認し、<u>原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</u></u></p> <p>6. 各課長は、<u>第3項、第4項および第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。</u>なお、<u>教育の実施状況を確認するため教育現場に適宜立ち会う。</u></p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>【表118については表番号の変更のみ】</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>【参考】(重大事故等対処設備について直接規定なし)</p> <p>第3条(発電用原子炉の設置の許可の申請)法第四十三條の三の五第二項の発電用原子炉の設置の許可の申請書の記載については、次の各号によるものとする。</p> <p>七 法第四十三條の三の五第二項第十の発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項については、次に掲げる事故の区分に応じ、それぞれ次に定める事項を記載すること。</p> <p>イ 運転時の異常な過渡変化(設置許可基準規則第二條第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。)事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>ロ 設計基準事故(設置許可基準規則第二條第二項第四号に規定する設計基準事故をいう。以下同じ。)事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>ハ 重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。)事故に対処するために必要な施設及び体制並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果</p> <p>第4条(重大事故)</p>	<p>(実用炉規則第92条第1項第8号イからハまで)</p> <p>発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等</p> <p>1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。</p>	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第12条 発電管理課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する^{※1}。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 発電管理課長は、原子炉の運転にあたって第1項で定める者の中から、1班あたり表12-1に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で3交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表12-1に定める人数のうち、1名は発電課長とし、運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>3. 発電管理課長は、表12-1に定める人数のうち、表12-2に定める人数の者を主機運転員以上の職位にある運転員の中から常時中央制御室に確保する。なお、表12-2に定める人数のうち、原子炉の状態が運転、起動および高温停止の場合においては、1名は発電課長または発電副課長^{※2}とする。</p> <p>4. 各課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する^{※1}。また、防災課長は、2号炉の重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。</p> <p>5. 発電管理課長は、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていると判断した場合は、速やかに、表12-1に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6. 発電管理課長は、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 設置(変更)許可申請書で前提とした運転管理事項の反映 TS-43 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-1-発11(女川)女川原子力発電所運転管理要領書(既存) 発電所対策本部運営要領書(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> 運転員等の確保について記載する。 重大事故等対応を行う要員の管理について記載する。(新規記載)
		<p>4. 各課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保することを反映。</p> <p>5. 成立性の確認訓練時の対応を追記</p> <p>TS-43 参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対策要員の力量、教育・訓練および認識に関する管理要領書(新規) 重大事故等対策要員に対する重大事故等および大規模損壊対応に係る教育訓練要領書(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対策要員の力量、教育・訓練および認識に関する管理要領書(新規) 重大事故等対策要員に対する重大事故等および大規模損壊対応に係る教育訓練要領書(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> 成立性の確認訓練時の対応について記載する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>法第四十三条の三の六第一項第三号の原子炉規制委員会規則で定める重大な事故は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 炉心の著しい損傷 二 核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷 <p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ハ 発電用原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。 ロ 発電用原子炉の運転に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項 ハ 異常があつた場合の措置に関すること(第十五号に掲げるものを除く。) 		<p>量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>7. 発電管理課長は、表12-1に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>8. 防災課長は、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>9. 防災課長は、第8項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>10. 防災課長は、表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>11. 所長は、表12-1および表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合、原子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉の停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体制が確保できない場合、原子炉停止等の措置を講じ、安全を確保することを追記。 	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																														
		<p>表12-1</p> <table border="1" data-bbox="279 958 454 1395"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>2号炉</td> <td>3号炉^{※3}</td> </tr> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転, 起動, 高温停止の場合</td> <td>7名以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>冷温停止, 燃料交換の場合</td> <td>5名以上</td> <td>4名以上</td> </tr> </table> <p>表12-2</p> <table border="1" data-bbox="518 958 694 1395"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>2号炉</td> <td>3号炉^{※3}</td> </tr> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転, 起動, 高温停止の場合</td> <td>2名以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>冷温停止, 燃料交換の場合</td> <td>2名以上</td> <td>1名以上</td> </tr> </table> <p>表12-3</p> <table border="1" data-bbox="758 958 901 1395"> <tr> <td>重大事故等対策要員 (運転員を除く。)</td> <td>初期消火要員 (消防車隊)</td> </tr> <tr> <td>常駐</td> <td>23名以上^{※4}</td> </tr> <tr> <td>参集</td> <td>54名以上</td> </tr> </table> <p>※1: 重大事故等対処設備等の使用を開始するにあたっては、<u>あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。</u></p> <p>※2: 発電副長の代務を行う発電管理副長を含む。</p> <p>※3: 3号炉については、<u>原子炉への燃料装荷を行わない。</u></p> <p>※4: 23名以上のうち6名以上を発電所対策本部要員、<u>17名以上を重大事故等対応要員とする。</u></p>	中央制御室名	2号炉	3号炉 ^{※3}	原子炉の状態			運転, 起動, 高温停止の場合	7名以上	—	冷温停止, 燃料交換の場合	5名以上	4名以上	中央制御室名	2号炉	3号炉 ^{※3}	原子炉の状態			運転, 起動, 高温停止の場合	2名以上	—	冷温停止, 燃料交換の場合	2名以上	1名以上	重大事故等対策要員 (運転員を除く。)	初期消火要員 (消防車隊)	常駐	23名以上 ^{※4}	参集	54名以上			
中央制御室名	2号炉	3号炉 ^{※3}																																	
原子炉の状態																																			
運転, 起動, 高温停止の場合	7名以上	—																																	
冷温停止, 燃料交換の場合	5名以上	4名以上																																	
中央制御室名	2号炉	3号炉 ^{※3}																																	
原子炉の状態																																			
運転, 起動, 高温停止の場合	2名以上	—																																	
冷温停止, 燃料交換の場合	2名以上	1名以上																																	
重大事故等対策要員 (運転員を除く。)	初期消火要員 (消防車隊)																																		
常駐	23名以上 ^{※4}																																		
参集	54名以上																																		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。</p>	<p>(マニュアルの作成)</p> <p>第14条 各課長(発電課長を除く。)は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(2) 巡視点検に関する事項</p> <p>(3) 異常時の操作に関する事項</p> <p>(4) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(6) 定期的実施するサーベイランスに関する事項</p> <p>(7) 誤操作の防止に関する事項(2号炉)</p> <p>(8) 火災発生時、内部溢水発生時(2号炉)、火山影響等発生時(2号炉)、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時(2号炉)の体制の整備に関する事項</p> <p>(9) 重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項(2号炉)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 第4章 運転管理に新規追加された第17条関連に関する事項の追記 設置(変更)許可申請書で前提とした運転管理事項の反映 TS-44 参照 TS-46 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-1-1-1(女川) 手動弁管理要領書(既存) 原7-1-1-2(女川) 非常時操作手順書(AOP)(既存) 原7-10-1(女川) 物品購入、工事請負、委託契約の標準仕様書(既存) 原7-5-1(女川) 保全作業および隔離運用要領書(既存) 火災防護計画(要領書)(新規) 内部溢水対応要領書(新規) 自然災害対応要領書(新規) 発電所対策本部運営要領書(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> 誤操作の防止に関する事項について記載する。(新規記載) 火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害、有毒ガス、重大事故等及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項について記載する。(新規記載)
	<p>3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。</p> <p>4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。</p>	<p>(引継および通知)</p> <p>第15条</p> <p style="text-align: center;">【変更なし】</p> <p>(運転管理業務)</p> <p>第12条の2 各課長は、原子炉の状態に応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号の業務を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、原子炉施設(系統より切離されている施設を除く。)の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>a. 中央制御室における監視、第13条第1項および第2項の巡視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、機器に異状があれば関係課長に通知する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更がないことから、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。 運転管理業務について再整理し、保安規定へ反映 TS-45 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-1 原子力QMS 運転業務要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 運転員の引継ぎについては既に記載していることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>b. 運転操作(状態管理を含む。)を実施する。</p> <p>c. 原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。</p> <p>d. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応操作を実施する。</p> <p>(2) 各課長は、系統より切離されている施設の運転に関する次の業務を実施する。</p> <p>a. <u>第13条第3項の巡視点検によって、施設の状態管理を実施し、その結果、施設に異状があれば関係課長に通知する。</u></p> <p>(3) <u>各課長は、系統より切離されている施設の運転に関する次の業務を実施する。</u></p> <p>a. 作業に伴う機器操作を実施する。</p> <p>b. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応を実施する。</p> <p>(4) 発電課長は、各課長の依頼に基づく運転操作(状態管理を含む。)が必要な場合は、第1号 b.による運転操作(状態管理を含む。)を実施する。また、各課長は、発電課長から引き渡された系統に対して必要な作業を行い、作業完了後に発電課長へ系統を引き渡す。</p> <p>(5) 各課長は、第3節(第73条から第76条を除く。)各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第16条に従い実施する。</p> <p><u>※1:系統より切離されている施設とは、2号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。</u></p> <p>(原子炉起動前の確認事項) 第16条 各課長は、原子炉起動前に、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。なお、各課長が点検を実施した結果は、<u>発電管理課長または防災課</u></p>	<p>記載の考え方</p> <p>・ 重大事故等対処設備が新設されたことを踏まえ、設備管理個所の課長(各課長)にて点検を実施すること、点検結果を発電管理課長又は防災</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・ 原7-1-1 発12(女川)原子炉起動および停止時の点検・確認要領書(既存)</p> <p>・ 女川原子力発電所第2号機</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・ 原子炉起動前に確認すべき事項について、重大事故等対処設備を点検する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	5. 地震、火災、有毒ガス(予期せず発生するものを含む。)等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	<p><u>長に通知する。</u></p> <p>(1)原子炉冷却系統施設 (2)制御材駆動設備 (3)電源、給排水および排気施設</p> <p>【以下、省略】</p> <p><u>(火災発生時の体制の整備)</u> 第17条 【第92条第1項第16号の反映として整理】</p> <p><u>(内部溢水発生時の体制の整備(2号炉))</u> 第17条の2 【第92条第1項第16号の反映として整理】</p> <p><u>(火山影響等発生時の体制の整備(2号炉))</u> 第17条の3 【第92条第1項第16号の反映として整理】</p> <p><u>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</u> 第17条の4 2号炉について、防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害(「地震、津波、竜巻、積雪等」をいう。以下、本条において同じ。)が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動[※]を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-2に示す「火災、内</p>	<p>課長に通知することを反映。</p> <ul style="list-style-type: none"> TS-66 参照 <ul style="list-style-type: none"> 実用炉規則が変更されたことから、実用炉規則の記載を踏まえ保安規定に反映する。 設置(変更)許可申請書で前提とした運転管理事項の反映。 TS-23 参照 TS-41 参照 TS-46 参照 	<p>重大事故等対処設備(可搬型設備)およびアクセスルートハンドロール手順書(新規)</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災防護計画(要領書)(新規) <ul style="list-style-type: none"> 内部溢水対応要領書(新規) 自然災害対応要領書(新規) 	<p>その他自然災害(地震、津波、竜巻、積雪等)発生時の対応について記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1)その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2)その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(3)その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 2号炉について、発電課長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 2号炉について、原子力部長は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 2号炉について、原子力部長は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観測の抽出を実施する。</p> <p>7. 2号炉について、原子力部長は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 2号炉について、原子力部長は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>防護措置の可否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所への対応が完了したことを確認する。</p> <p>【中略】</p> <p>※1:その他自然災害発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ。)</p> <p>【以下、省略】</p> <p>【添付1-2は、別紙参照】</p> <p>(有毒ガス発生時の体制の整備(2号炉)) 第17条の5 2号炉について、防災課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合(以下「有毒ガス発生時」という。)における原子炉施設の保全のための運転員および重大事故等対策要員(運転員を除く。) (以下「運転・対処要員」という。)の防護のための活動*1を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。 (1) 運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること (2) 運転・対処要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練の実施に関すること (3) 運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること 2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 3. 2号炉について、各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行う</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TS-23 参照 ・ TS-41 参照 ・ TS-46 参照 ・ TS-88 参照 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害対応要領書(新規) 	<p>社内規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有毒ガス発生時の対応について記載する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。</p>	<p>とともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 <u>4. 2号炉について、発電課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u> <u>※1: 有毒ガス発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ。)</u> <u>(資機材等の整備(2号炉))</u> <u>第17条の6 2号炉について、各課長は、次の各号の資機材等を整備する。</u> <u>(1) 防災課長、電気課長、建築課長および発電管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路、避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要となった場合等に使用する可搬型照明を配備する。なお、可搬型照明は、第17条の7および第17条の8で配備する資機材と兼ねることができる。</u> <u>(2) 電気課長、計測制御課長および発電管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線、安全パラメータ表示システム(SPDS)およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</u></p> <p>(水質管理) 第18条</p> <p>【変更なし】</p>	<p>・ 設置(変更)許可申請書に記載された内容を踏まえ保安規定に反映する。 ・ 上流文書(設置許可)から保安規定への記載方針参照 【10.11 安全避難通路等】 【10.12 通信連絡設備】</p>	<p>・ 重大事故等対応要領書(新規) ・ 資機材等の管理に関する事項について記載する。(新規記載)</p>	<p>・ 原7-1 原子力QMS 運転業務要領(既存)</p>	<p>・ 原子炉冷却材の水質管理については既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備(特定重大事故等対処設備を構成する設備を含む。)等について、運転状態に対応した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。)、LCOを逸脱していないことの確認(以下「サーベイランス」という。)の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置(以下単に「要求される措置」という。)並びに要求される措置の完了時間(Allowed Outage Time。以下「AOT」という。)が定められていること。なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。</p>	<p>第3節 運転上の制限</p> <p>【第19条～第26条、第28条～第31条、第33条～第40条、第42条～第44条、第46条、第47条、第50条～第56条、第58条の2～第60条、第64条、第65条、第68条～第71条 省略】</p> <p>(計測および制御設備)</p> <p>第27条</p> <p>【中略】</p> <p>(6)中央制御室外原子炉停止装置計装</p> <p>表27-2-5(6a)中央制御室外原子炉停止装置計装に係る確認(2号炉)</p> <p>【表 省略】</p> <p>【中略】</p> <p>2号炉について、中央制御室外原子炉停止装置計装の要素に動作不能が発生した場合は、下表の要求される措置を完了時間内に講じる。</p> <p>表27-3-5(6a)中央制御室外原子炉停止装置計装に係る措置(2号炉)</p> <p>【表 省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等対処設備のLCO等の設定について審査基準に追加あり(特定重大事故等対処設備を構成する設備については別途申請予定) 実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則解釈(平成25年7月9日)において、「引き続き低温停止できる機能を有した装置であること」が明確化されたことの反映 TS-48 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-1-1-発券36(女川)定期試験手順書(既存) 原8-1-1-技1(女川)保安規定に基づく定事検停止時検査実施要領書(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 新規制基準要求を踏まえ、中央制御室外原子炉停止装置計装について追加する。(新規記載)
		<p>(非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧代替注水系の系統圧力監視)</p> <p>第32条 原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および高圧代替注水系の系統圧力は、表32-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系に関する確認時および確認後4時間以内を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高圧代替注水系についても系統圧力監視対象として追加規定する。 TS-76 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-1-1-発券36(女川)定期試験手順書(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 高圧代替注水系について系統圧力監視対象として追加する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 記載内容の概要				
		<p>2. 非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および<u>高压代替注水系</u>の系統圧力が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 原子炉課長は、定事検停止時に、供用中の漏えいまたは水圧検査の結果を確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は、原子炉圧力が定格圧力到達後から冷温停止に移行するまでの期間において、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および<u>高压代替注水系</u>の系統圧力に有為な変動がないことを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 発電課長は、非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系または<u>高压代替注水系</u>の系統圧力が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表3表32-1</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 70%;">運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および<u>高压代替注水系</u>の系統圧力</td> <td>原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1: <u>高压代替注水系は、2号炉のみ適用。</u></p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p> <p>(原子炉隔離時冷却系)</p> <p>第41条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止(原子炉圧力が 1.0MPa[gage]以上かつ原子炉起動時に実施する運転確認終了後)において、原子炉隔離時冷却系^{※1}は表41-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、2号炉について、<u>高压代替注水系起動準備および運転中(運転上の制限を確認するための事項を実施している場合を含む。)</u>は、<u>原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない。</u></p> <p>2. 原子炉隔離時冷却系が前項に定める運転上の制限を</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および <u>高压代替注水系</u> の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと	<p>記載の考え方</p> <p>・ 高压代替注水系の確認運転時において、原子炉隔離時冷却系を動作不能とみなさない旨を追加。</p> <p>・ TS-76 参照</p>	<p>該当規定文書</p> <p>社内規定文書</p>
項目	運転上の制限							
非常用炉心冷却系、原子炉隔離時冷却系および <u>高压代替注水系</u> の系統圧力	原子炉冷却材の漏えいにより過圧されていないこと							

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>【(1)(2)(3)省略】</p> <p>(サブプレッションプールの平均水温)</p> <p>第45条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションプール^{※1}の平均水温^{※2}は、表45-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系^{※3}の運転確認等により、サブプレッションプールの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間までを除く。</p> <p>2. サプレッションプールの平均水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系の運転確認等により、サブプレッションプールの水温が上昇するような場合、サブプレッションプールの動作可能な局所水温計の最高温度が47℃を超えた時には、5分毎に動作可能な局所水温計の平均水温を計算し、平均水温が47℃を超えていないことを確認する。さらに平均水温が47℃を超えた場合には、サブプレッションプールの水温が上昇するような運転確認等を中止し、24時間以内に平均水温を32℃以下に復旧する。</p> <p>(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止においてサブプレッションプールの動作可能な局所水温計の平均水温を24時間に1回確認する。</p> <p>【第3項および表45-1 省略】</p>	<p>満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>【(1)(2)(3)省略】</p> <p>(サブプレッションプールの平均水温)</p> <p>第45条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、サブプレッションプール^{※1}の平均水温^{※2}は、表45-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系^{※3}の運転確認等により、サブプレッションプールの水温が上昇するような時は、確認開始時から確認終了後24時間までを除く。</p> <p>2. サプレッションプールの平均水温が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。なお、発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において原子炉隔離時冷却系または高圧代替注水系の運転確認等により、サブプレッションプールの水温が上昇するような場合、サブプレッションプールの動作可能な局所水温計の最高温度が47℃を超えた時には、5分毎に動作可能な局所水温計の平均水温を計算し、平均水温が47℃を超えていないことを確認する。さらに平均水温が47℃を超えた場合には、サブプレッションプールの水温が上昇するような運転確認等を中止し、24時間以内に平均水温を32℃以下に復旧する。</p> <p>(1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止においてサブプレッションプールの動作可能な局所水温計の平均水温を24時間に1回確認する。</p> <p>【第3項および表45-1 省略】</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 高圧代替注水系の運転確認中のサブプレッションプール水温が上昇し、一時的に通常運転範囲を逸脱する可能性があることから、確認行為を阻害しないため、LCO除外条件を設ける。 TS-76 参照 	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

※1:2号炉のサブプレッションプールは、重大事故等対処設備を兼ねる。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>※2:平均水温は、動作可能な局所水温計の最高温度をもつて、代えることができる。 ※3:高圧代替注水系は、2号炉のみ適用。</p> <p>【表45-2 省略】</p> <p>(格納容器の酸素濃度(2号炉)) <u>第48条</u> <u>[2号炉]</u> 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器内の酸素濃度※1は、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、次の(1)または(2)の期間は除く。 (1)原子炉の起動時にドライウエル点検を実施する場合であつて、ドライウエル点検後の原子炉の状態が運転になつてからの24時間までの期間。 (2)原子炉の停止時にドライウエル点検を実施する場合であつて、制御棒全挿入後の原子炉の状態が高温停止の期間。 2.格納容器内の酸素濃度が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1)発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、格納容器内の酸素濃度を1週間に1回確認する。 3.発電課長は、格納容器内の酸素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表48-2の措置を講じる。</p> <p>【3号炉 省略】</p> <p>※1:2号炉の原子炉格納容器内の酸素濃度監視に必要な設備は重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、<u>第66条(66-5-6)の運転上の制限も確認する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉起動前のPCV内の火災防護対策において、「ドライウエル点検終了後から窒素ガス封入までの期間は制御棒全挿入状態」であることが要求されることをふまえ、LCO適用期間を変更する。 格納容器ベント時のFCVS系統内の酸素濃度を防止するため、酸素濃度の制限値を変更する。 TS-81 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-1-1発券3(女川)運転日誌類記録要領書(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 新規制基準要求を踏まえ、格納容器酸素濃度の管理方法について追加する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																														
	<p>表48-1</p> <table border="1" data-bbox="316 958 421 1406"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉 格納容器の酸素濃度</td> <td>2.5%以下※2</td> </tr> <tr> <td>3号炉 格納容器の酸素濃度</td> <td>4%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表48-2</p> <table border="1" data-bbox="491 958 802 1406"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(原子炉建屋)</p> <p>第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時^{※1}または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉棟^{※2}は、表49-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>【第2項および第3項 省略】</p> <p>【表49-1および表49-2 省略】</p> <p>※1: 停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。 ※2: 2号炉の原子炉建屋原子炉棟(原子炉建屋ブローアウトパネルを含む。)は重大事故等対処設備を兼ねる。 ※3: 原子炉建屋ブローアウトパネルの開放機能は、運転、起動および高温停止の場合に適用する。 ※4: 2号炉の原子炉建屋ブローアウトパネルが開放した場合に、第66条(66-14-2)による再開止をしても、本措置を完了したこととしては扱わない。</p>	項目	運転上の制限	2号炉 格納容器の酸素濃度	2.5%以下※2	3号炉 格納容器の酸素濃度	4%以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。	24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24時間 36時間	<p>表48-1</p> <table border="1" data-bbox="316 958 421 1406"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉 格納容器の酸素濃度</td> <td>2.5%以下※2</td> </tr> <tr> <td>3号炉 格納容器の酸素濃度</td> <td>4%以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表48-2</p> <table border="1" data-bbox="491 958 802 1406"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 格納容器の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。</td> <td>24時間 36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>(原子炉建屋)</p> <p>第49条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止および炉心変更時^{※1}または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時において、原子炉建屋原子炉棟^{※2}は、表49-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>【第2項および第3項 省略】</p> <p>【表49-1および表49-2 省略】</p> <p>※1: 停止余裕確認後の制御棒1本の挿入・引抜を除く。 ※2: 2号炉の原子炉建屋原子炉棟(原子炉建屋ブローアウトパネルを含む。)は重大事故等対処設備を兼ねる。 ※3: 原子炉建屋ブローアウトパネルの開放機能は、運転、起動および高温停止の場合に適用する。 ※4: 2号炉の原子炉建屋ブローアウトパネルが開放した場合に、第66条(66-14-2)による再開止をしても、本措置を完了したこととしては扱わない。</p>	項目	運転上の制限	2号炉 格納容器の酸素濃度	2.5%以下※2	3号炉 格納容器の酸素濃度	4%以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 格納容器の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。	24時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24時間 36時間	<p>ブローアウトパネルの開放機能と適用される原子炉の状態について反映 TS-74 参照</p>	<p>原7-1-1 発発3(女川)運転 日誌類記録要領書(既存)</p>	<p>ブローアウトパネルの開放機能と適用される原子炉の状態について追加する。(新規記載)</p>
項目	運転上の制限																																		
2号炉 格納容器の酸素濃度	2.5%以下※2																																		
3号炉 格納容器の酸素濃度	4%以下																																		
条件	要求される措置	完了時間																																	
A. 格納容器の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。	24時間																																	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24時間 36時間																																	
項目	運転上の制限																																		
2号炉 格納容器の酸素濃度	2.5%以下※2																																		
3号炉 格納容器の酸素濃度	4%以下																																		
条件	要求される措置	完了時間																																	
A. 格納容器の酸素濃度が制限値を満足していないと判断した場合	A1. 酸素濃度を制限値以内に復旧する。	24時間																																	
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。 および B2. 低温停止にする。	24時間 36時間																																	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要										
		<p>(地下水位低下設備)</p> <p>第57条 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換において、地下水位低下設備は、<u>表57-1に定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p>2. 地下水位低下設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 計測制御課長および原子炉課長は、定事検停止時に、表57-2の各項目を確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は、地下水位低下設備の電源系および制御系に異常がないこと、揚水ポンプの運転に伴い揚水井戸の水位が低下し、水位設定値内にあることを毎日1回確認する。</p> <p>3. 発電課長は、地下水位低下設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表57-3の措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設置許可変更申請書に記載された内容を踏まえ保安規定に反映する。 TS-87 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-1-1発3(女川)運転日誌類記録要領書(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 新規制基準要求を踏まえ、地下水位低下設備について追加する。(新規記載) 										
		<p>表57-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">運 転 上 の 制 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2号炉原子炉建屋・制御建屋エリア(No.1およびNo.2揚水井戸)</td> <td> <p>地下水位低下設備</p> <p>2系列^(*)が動作可能であること</p> </td> </tr> <tr> <td>3号炉海水熱交換器建屋エリア(No.3およびNo.4揚水井戸)</td> <td> <p>水位</p> <p>水位高高警報設定値未満</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>地下水位低下設備</p> <p>2系列^(*)が動作可能であること</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>水位</p> <p>水位高高警報設定値未満</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:1系列とは、1つの揚水井戸に対して揚水ポンプ1台、水位計3台ならびに必要な集水機能、支持・閉塞防止機能、排水機能、監視・制御機能および電源機能(非常用ディーゼル発電機を含む。)をいう。</p>	項 目	運 転 上 の 制 限	2号炉原子炉建屋・制御建屋エリア(No.1およびNo.2揚水井戸)	<p>地下水位低下設備</p> <p>2系列^(*)が動作可能であること</p>	3号炉海水熱交換器建屋エリア(No.3およびNo.4揚水井戸)	<p>水位</p> <p>水位高高警報設定値未満</p>		<p>地下水位低下設備</p> <p>2系列^(*)が動作可能であること</p>		<p>水位</p> <p>水位高高警報設定値未満</p>			
項 目	運 転 上 の 制 限														
2号炉原子炉建屋・制御建屋エリア(No.1およびNo.2揚水井戸)	<p>地下水位低下設備</p> <p>2系列^(*)が動作可能であること</p>														
3号炉海水熱交換器建屋エリア(No.3およびNo.4揚水井戸)	<p>水位</p> <p>水位高高警報設定値未満</p>														
	<p>地下水位低下設備</p> <p>2系列^(*)が動作可能であること</p>														
	<p>水位</p> <p>水位高高警報設定値未満</p>														
		<p>表57-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">項 目</th> <th style="width: 50%;">頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	頻 度											
項 目	頻 度														

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																		
		<table border="1"> <tr> <td>計測制御御隊長は、水位計のチャンネル校正を実施する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td>計測制御御隊長は、水位計設定値および模擬信号で動作することを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> <tr> <td>原子炉御隊長は、揚水ポンプの流量が375m³/h以上、揚程が52m以上であることを確認する。</td> <td>定事検停止時</td> </tr> </table> <p>表57-3 1. 2号炉原子炉建屋・制御建屋エリア</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 地下水位低下設備1系列(水位計を除く。)が動作不能の場合</td> <td>A1. 他の1系列が動作可能であることを確認する。 および A2. 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 および A3. 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。 および A4. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに 19時間 10日間</td> </tr> <tr> <td>B. 水位計1台が動作不能の場合</td> <td>B1. 水位計を3台動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td>C. 水位計2台が動作不能の場合</td> <td>C1. 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 および C2. 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。 および C3. 水位計を3台動作可能</td> <td>速やかに 19時間 10日間</td> </tr> </tbody> </table>	計測制御御隊長は、水位計のチャンネル校正を実施する。	定事検停止時	計測制御御隊長は、水位計設定値および模擬信号で動作することを確認する。	定事検停止時	原子炉御隊長は、揚水ポンプの流量が375m ³ /h以上、揚程が52m以上であることを確認する。	定事検停止時	条件	要求される措置	完了時間	A. 地下水位低下設備1系列(水位計を除く。)が動作不能の場合	A1. 他の1系列が動作可能であることを確認する。 および A2. 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 および A3. 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。 および A4. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 19時間 10日間	B. 水位計1台が動作不能の場合	B1. 水位計を3台動作可能な状態に復旧する。	10日間	C. 水位計2台が動作不能の場合	C1. 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 および C2. 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。 および C3. 水位計を3台動作可能	速やかに 19時間 10日間			
計測制御御隊長は、水位計のチャンネル校正を実施する。	定事検停止時																						
計測制御御隊長は、水位計設定値および模擬信号で動作することを確認する。	定事検停止時																						
原子炉御隊長は、揚水ポンプの流量が375m ³ /h以上、揚程が52m以上であることを確認する。	定事検停止時																						
条件	要求される措置	完了時間																					
A. 地下水位低下設備1系列(水位計を除く。)が動作不能の場合	A1. 他の1系列が動作可能であることを確認する。 および A2. 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 および A3. 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。 および A4. 当該系列を動作可能な状態に復旧する。	速やかに 19時間 10日間																					
B. 水位計1台が動作不能の場合	B1. 水位計を3台動作可能な状態に復旧する。	10日間																					
C. 水位計2台が動作不能の場合	C1. 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 および C2. 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。 および C3. 水位計を3台動作可能	速やかに 19時間 10日間																					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方	社内規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p><u>D. 水位計3台が動作不能の場合</u></p> <p>D1. <u>可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。</u> および D2. <u>可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。</u> および D3. <u>水位計1台を動作可能な状態に復旧する。</u> および D4. <u>水位計3台を動作可能な状態に復旧する。</u></p>	<p><u>速やかに</u></p> <p><u>19時間</u></p> <p><u>3日間</u></p> <p><u>10日間</u></p>			
		<p><u>E. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、地下水位低下設備2系列が動作不能の場合</u> または <u>揚水井戸の水位が運転上の制限を満足しない場合</u> または <u>条件 A～D のいずれかの要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u></p>	<p><u>速やかに</u></p> <p><u>19時間</u></p> <p><u>24時間</u></p> <p><u>36時間</u></p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>F. 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、地下水位低下設備2系列が動作不能の場合または揚水井戸の水位が運転上の制限を満足しない場合 または 条件 A～D のいずれかの要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>F1. <u>可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。</u> および F2. <u>可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。</u> および F3. <u>炉心変更を中止する。</u> および F4. <u>原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u> および F5. <u>有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の閉鎖作を禁止する。</u> および F6. <u>当該設備を復旧する。</u></p>	<p>速やかに 19時間 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 10日間</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		条件	要求される措置 完了時間			
		A. 地下水位低下設備1系列(水位計を除く。)が動作不能の場合	<p>A1. 他の1系列が動作可能であることを確認する。 および</p> <p>A2. <u>可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。</u> および</p> <p>A3. <u>可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。</u> および</p> <p>A4. <u>当該系列を動作可能な状態に復旧する。</u></p>	速やかに	速やかに	
		B. 水位計1台が動作不能の場合	B1. <u>水位計を3台動作可能な状態に復旧する。</u>	10日間	10日間	
		C. 水位計2台が動作不能の場合	<p>C1. <u>可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。</u> および</p> <p>C2. <u>可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。</u> および</p> <p>C3. <u>水位計を3台動作可能な状態に復旧する。</u></p>	速やかに	速やかに	
		D. 水位計3台が動作不能の場合	<p>D1. <u>可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。</u> および</p> <p>D2. <u>可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。</u> および</p>	26時間	26時間	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>D3. 水位計1台を動作可能な状態に復旧する。 および</p> <p>D4. 水位計3台を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>E. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、地下水位低下設備2系列が動作不能の場合または揚水井戸の水位が運転上の制限を満足しない場合または条件 A～D のいずれかの要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>F. 原子炉の状態が低温停止および燃料交換において、地下水位低下設備2系列が動作不能の場合または揚水井戸の水位が運転上の制限を満足し</p>			
		<p>D3. 水位計1台を動作可能な状態に復旧する。 および</p> <p>D4. 水位計3台を動作可能な状態に復旧する。</p> <p>E1. 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 および</p> <p>E2. 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。 および</p> <p>E3. 高温停止とする。 および</p> <p>E4. 低温停止とする。</p>	<p>3日間</p> <p>10日間</p> <p>速やかに</p> <p>26時間</p> <p>24時間</p> <p>36時間</p>		
		<p>F1. 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を開始する。 および</p> <p>F2. 可搬ポンプユニットによる水位低下措置を完了する。 および</p> <p>F3. 炉心変更を中止する。 および</p> <p>F4. 原子炉建屋原子炉棟内</p>	<p>速やかに</p> <p>26時間</p> <p>速やかに</p> <p>速やかに</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>ない場合 または 条件 A～D の いずれかの要 求される措置 を完了時間内 に達成できな い場合</p> <p>で照射された燃料に係る 作業を中止する。 および F5. 有効燃料頂部以下の高 さで原子炉圧力容器に接 触している配管につい て、原子炉冷却材圧カバ ウンダリを構成する隔離 弁の開操作を禁止する。 および F6. 当該設備を復旧する。 10日間</p>	<p>設置許可基準規則第 33 条(保安電 源設備)において外部電源回線数 の要求事項が「3 回線以上」となった ことを反映。 • 設置許可基準規則第 33 条(保安電 源設備)において外部電源の「独立 性」が要求事項として追加されたこと を反映。</p> <p>• 1 相開放故障についての対応を反 映。 • TS-50 参照</p>	<p>• 原7-1-1 発券3(女川)運転 日誌類記録要領書(既存)</p>	<p>• 3 回線要求及び独立性につい て、変更内容を反映する。(新規 記載)</p>
		<p>(外部電源その1(2号炉)) 第58条 2号炉について、原子炉の状態が運転、起動、 高温停止、低温停止および燃料交換において、外部 電源^{※1}は、表58-1で定める事項を運転上の制限とす る。ただし、送電線事故等による瞬停時を除く。 2. 2号炉について、外部電源が前項で定める運転上の 制限を満足していることを確認するため、次号を実施す る。 (1) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動、高温停 止、低温停止および燃料交換において、1週間に1回、 所要の非常用交流高圧電源母線に電力供給可能な外 部電源3回線^{※2}以上の電圧が確立していること、およ び1回線以上は他の回線に対して独立性を有している ことを確認する。 変圧器1次側において1相開放を検知した場合、故 障箇所の隔離または非常用交流高圧電源母線を健全 な電源から受電できるよう切替えを実施する。 3. 2号炉について、発電課長は、外部電源が第1項で定 める運転上の制限を満足していないと判断した場合、 表58-2の措置を講じる。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																									
	<p>表58-1</p> <table border="1" data-bbox="279 958 422 1406"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>(1)3回線^{※2}が動作可能であること (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:外部電源とは、電力系統からの電力を第64条および第65条で要求される非常用交流高圧電源母線に供給する設備をいう。 ※2:外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用交流高圧電源母線に対して電力供給することができ発電所外からの送電線の回線数とする。 ※3:独立性を有するとは、「送電線の潮流において1つの変電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。</p> <p>表58-2</p> <table border="1" data-bbox="794 958 1345 1406"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</td> <td>A1. 動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および A2. 動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。</td> <td>速やかに その後、 毎日1回 30日間</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な外部電源が2回線である場合</td> <td>B1. 動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および B2. 外部電源を3回線動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに その後、 毎日1回 30日間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	外部電源	(1)3回線 ^{※2} が動作可能であること (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※3}	条件	要求される措置	完了時間	A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A1. 動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および A2. 動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	速やかに その後、 毎日1回 30日間	B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B1. 動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および B2. 外部電源を3回線動作可能な状態に復旧する。	速やかに その後、 毎日1回 30日間	<p>表58-1</p> <table border="1" data-bbox="279 958 422 1406"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部電源</td> <td>(1)3回線^{※2}が動作可能であること (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:外部電源とは、電力系統からの電力を第64条および第65条で要求される非常用交流高圧電源母線に供給する設備をいう。 ※2:外部電源の回線数は、当該原子炉に対する個々の非常用交流高圧電源母線に対して電力供給することができ発電所外からの送電線の回線数とする。 ※3:独立性を有するとは、「送電線の潮流において1つの変電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。</p> <p>表58-2</p> <table border="1" data-bbox="794 958 1345 1406"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合</td> <td>A1. 動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および A2. 動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。</td> <td>速やかに その後、 毎日1回 30日間</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能な外部電源が2回線である場合</td> <td>B1. 動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および B2. 外部電源を3回線動作可能な状態に復旧する。</td> <td>速やかに その後、 毎日1回 30日間</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	外部電源	(1)3回線 ^{※2} が動作可能であること (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※3}	条件	要求される措置	完了時間	A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A1. 動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および A2. 動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	速やかに その後、 毎日1回 30日間	B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B1. 動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および B2. 外部電源を3回線動作可能な状態に復旧する。	速やかに その後、 毎日1回 30日間		
項目	運転上の制限																													
外部電源	(1)3回線 ^{※2} が動作可能であること (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※3}																													
条件	要求される措置	完了時間																												
A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A1. 動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および A2. 動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	速やかに その後、 毎日1回 30日間																												
B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B1. 動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および B2. 外部電源を3回線動作可能な状態に復旧する。	速やかに その後、 毎日1回 30日間																												
項目	運転上の制限																													
外部電源	(1)3回線 ^{※2} が動作可能であること (2) (1)の外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること ^{※3}																													
条件	要求される措置	完了時間																												
A. すべての外部電源が他の回線に対し独立性を有していない場合	A1. 動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および A2. 動作可能な外部電源の少なくとも1回線以上を他の回線に対して独立性を有している状態に復旧する。	速やかに その後、 毎日1回 30日間																												
B. 動作可能な外部電源が2回線である場合	B1. 動作可能な外部電源について、電圧が確立していることを確認する。 および B2. 外部電源を3回線動作可能な状態に復旧する。	速やかに その後、 毎日1回 30日間																												

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>C. 動作可能な外部電源が2回線である場合 および すべての外部電源が他の回線に対して独立性を有していない場合</p> <p>D. 動作可能な外部電源が1回線である場合</p> <p>E. 動作可能な外部電源が1回線のみの場合(高圧炉心スプレイズ系母線を除く) および 非常用ディーゼル発電機1台が動作不能の場合(高圧炉心スプレイズ系ディーゼル発電機を除く) (S₀)</p> <p>F. 高圧炉心スプレイズ系母線に対し動作可能である外部電源が1回線の</p>	<p>速やかにその後、毎日1回 20日間</p> <p>速やかにその後、毎日1回 10日間</p> <p>12時間 12時間</p> <p>10日間</p> <p>• TS-73 参照</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p><u>みの場合</u> <u>および</u> <u>高圧炉心スラブ</u> <u>レイ系非常用</u> <u>ディーゼル発</u> <u>電機が動作不</u> <u>能の場合</u></p> <p><u>ル発電機を動作可能な状態に復旧する。</u> <u>および</u> F2. <u>自動減圧系(原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合)の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。</u> <u>および</u> F3. <u>原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認する。*</u>^{※4}</p>			
		<p>G. <u>高圧炉心スラブレイ系母線に</u> <u>対し動作可能</u> <u>である外部電</u> <u>源が1回線も</u> <u>ない場合</u></p> <p>G1. <u>外部電源を少なくとも2回線動作可能な状態に復旧する。</u> <u>および</u> G2. <u>自動減圧系(原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合)の窒素ガス供給圧力が表39-2に定める値であることを確認する。</u> <u>および</u> G3. <u>原子炉隔離時冷却系について動作可能であることを確認する。*</u>^{※4}</p>	<p><u>速やかに</u></p> <p><u>10日間</u></p> <p><u>速やかに</u></p>		
		<p>H. <u>原子炉の状態が運転、起動</u> <u>および高温停止において、</u> <u>すべての外部</u> <u>電源が動作不</u> <u>能である場合</u> <u>(高圧炉心ス</u> <u>レイ系母線</u> <u>を除く)</u> <u>または</u></p> <p>H1. <u>外部電源を少なくとも1回線動作可能な状態に復旧する。</u> <u>および</u> H2. <u>高温停止とする。</u> <u>および</u> H3. <u>冷温停止とする。</u></p>	<p><u>24時間</u></p> <p><u>24時間</u></p> <p><u>36時間</u></p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容		記載の考え方	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、<u>条件 A、B、C、D、E、F または G の措置を完了時間内に達成できない場合</u></p>				
		<p><u>I. 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、すべての外部電源が動作不能である場合(高圧炉心スプレイ系母線を除く) または</u> <u>原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、条件 A、B、C、D、E、F または G の措置を完了時間内に達成できない場合</u></p>	<p><u>II. 外部電源を少なくとも1回線動作可能な状態に復旧する。</u> <u>および</u> <u>II. 炉心変更を中止する。</u> <u>および</u> <u>III. 原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業を中止する。</u> <u>および</u> <u>IV. 有効燃料頂部以下の高さで原子炉圧力容器に接続している配管について原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する隔離弁の開操作を禁止する。</u></p>	<p>24時間 速やかに 速やかに 速やかに</p>		
		<p>※4:原子炉圧力が 1.0MPa[<u>gauge</u>]以上の場合に実施する。</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(非常用ディーゼル発電機燃料油等) 第61条 [2号炉] ディーゼル燃料油^{※1}、潤滑油、起動用空気および燃料移送ポンプ^{※2}は、表61-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. ディーゼル燃料油、潤滑油、起動用空気および燃料移送ポンプが前項で定める運転上の制限を満足していないことを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長は、ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気が、第59条および第60条で動作可能であるとを要求される非常用ディーゼル発電機^{※3}に対し必要量確保されていることを表61-2で1ヶ月に1回確認する。</p> <p>(2) 発電課長は、第59条および第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のダイヤクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが起動することを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 発電課長は、ディーゼル燃料油、潤滑油、起動用空気または燃料移送ポンプが第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表61-3の措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">【3号炉 省略】</p> <p>※1: 2号炉の軽油タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。軽油タンクレベルが必要量確保されていない場合は、第66条(66-12-7)の運転上の制限も確認する。</p> <p>※2: 2号炉の燃料移送ポンプは、重大事故等対処設備(設計基準拡張)を兼ねる。</p> <p>※3: 非常用ディーゼル発電機とは、A系、B系および高圧炉心スプレイス系のディーゼル発電機をいう。</p>	<p>・ 設置許可基準規則第57条(電源設備)において、燃料移送系がSA設備と位置付けられ、DB機能としての要求が明確化されたことから、運転上の制限に反映。</p> <p>・ TS-86 参照</p>	<p>・ 原7-1-1-発発36(女川)定期試験手順書(既存)</p>	<p>・ 非常用ディーゼル発電機燃料油の管理について追加する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要												
		<p>表61-1 1. 2号炉</p> <table border="1" data-bbox="316 947 695 1413"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気</td> <td>第59条および第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く</td> </tr> <tr> <td>燃料移送ポンプ</td> <td>第59条および第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のダイヤタンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること^{*4}</td> </tr> </tbody> </table> <p>【第2項 省略】</p> <p>※4: 必要弁弁および配管を含む。</p>	項目	運転上の制限	ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気	第59条および第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く	燃料移送ポンプ	第59条および第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のダイヤタンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること ^{*4}	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準の変更を踏まえ重大事故等対処設備について、運転上の制限を満足していることの確認の内容を、満足していない場合に要求される措置及び要求される措置の完了時間を保安規定に反映する。 TS-25 参照 								
項目	運転上の制限																
ディーゼル燃料油、潤滑油および起動用空気	第59条および第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機に対し必要量確保されていること。ただし、非常用ディーゼル発電機が運転中および運転終了後2日間を除く																
燃料移送ポンプ	第59条および第60条で動作可能であることを要求される非常用ディーゼル発電機のダイヤタンクにディーゼル燃料油を補給するための燃料移送ポンプが動作可能であること ^{*4}																
		<p>表61-2</p> <table border="1" data-bbox="831 947 1453 1413"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>判定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベル^{*5}</td> <td>2,570mm 以上</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベル</td> <td>2,290mm 以上</td> </tr> <tr> <td>潤滑油サンプタンクレベル^{*6}</td> <td>500mm 以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては390mm 以上)</td> </tr> <tr> <td>起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)^{*6}</td> <td>1.96MPa〔gage〕以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては2.26MPa〔gage〕以上)</td> </tr> <tr> <td>3号炉軽油タンクレベル^{*5}</td> <td>4,610mm 以上</td> </tr> </tbody> </table>	項目	判定値	非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベル ^{*5}	2,570mm 以上	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベル	2,290mm 以上	潤滑油サンプタンクレベル ^{*6}	500mm 以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては390mm 以上)	起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{*6}	1.96MPa〔gage〕以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては2.26MPa〔gage〕以上)	3号炉軽油タンクレベル ^{*5}	4,610mm 以上			
項目	判定値																
非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベル ^{*5}	2,570mm 以上																
高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベル	2,290mm 以上																
潤滑油サンプタンクレベル ^{*6}	500mm 以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては390mm 以上)																
起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用) ^{*6}	1.96MPa〔gage〕以上 (高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においては2.26MPa〔gage〕以上)																
3号炉軽油タンクレベル ^{*5}	4,610mm 以上																

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																			
		<table border="1" data-bbox="247 958 491 1404"> <tr> <td data-bbox="247 1198 384 1404">潤滑油サブタ ンクレベル^{※6}</td> <td data-bbox="247 958 384 1198">420mm 以上 (高圧炉心スプレ イ系ディーゼ ル発電機にお いては390mm 以上)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 1198 491 1404">起動用空気圧縮 貯槽圧力 (自動用)^{※6}</td> <td data-bbox="384 958 491 1198">2.0MPa[gage] 以上(高圧炉心 スプレイ系ディー ゼル発電機にお いては2.3MPa [gage]以上)</td> </tr> </table> <p>※5:軽油タンクレベルとは、A系およびB系の非常用ディーゼル発電機の各々の軽油タンクレベルをいう。</p> <p>※6:潤滑油サブタンクレベルおよび起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系の非常用ディーゼル発電機の各々の潤滑油サブタンクレベル^{※7}および起動用空気圧縮貯槽圧力(自動用)をいう。</p> <p>※7:高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機においてはオイルパン油面とする。</p>	潤滑油サブタ ンクレベル ^{※6}	420mm 以上 (高圧炉心スプレ イ系ディーゼ ル発電機にお いては390mm 以上)	起動用空気圧縮 貯槽圧力 (自動用) ^{※6}	2.0MPa[gage] 以上(高圧炉心 スプレイ系ディー ゼル発電機にお いては2.3MPa [gage]以上)	<p>表61-3 1.2号炉</p> <table border="1" data-bbox="898 958 1474 1404"> <thead> <tr> <th data-bbox="898 1211 938 1404">条件</th> <th data-bbox="898 1043 938 1211">要求される措置</th> <th data-bbox="898 958 938 1043">完工時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="938 1211 1102 1404">A. 非常用ディーゼル発電機1台以上に対する軽油タンクレベルが表61-2を満足しない場合</td> <td data-bbox="938 1043 1102 1211">A1. 制限値以内に復旧する。</td> <td data-bbox="938 958 1102 1043">2日間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1102 1211 1241 1404">B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料移送ポンプが動作不能の場合</td> <td data-bbox="1102 1043 1241 1211">B1. 動作可能な状態に復旧する。</td> <td data-bbox="1102 958 1241 1043">2日間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1241 1211 1417 1404">C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油サブタンクレベルが表61-2を満足しない場合</td> <td data-bbox="1241 1043 1417 1211">C1. 制限値以内に復旧する。</td> <td data-bbox="1241 958 1417 1043">2日間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1417 1211 1474 1404">D. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動</td> <td data-bbox="1417 1043 1474 1211">D1. 制限値以内に復旧する。</td> <td data-bbox="1417 958 1474 1043">2日間</td> </tr> </tbody> </table>	条件	要求される措置	完工時間	A. 非常用ディーゼル発電機1台以上に対する軽油タンクレベルが表61-2を満足しない場合	A1. 制限値以内に復旧する。	2日間	B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料移送ポンプが動作不能の場合	B1. 動作可能な状態に復旧する。	2日間	C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油サブタンクレベルが表61-2を満足しない場合	C1. 制限値以内に復旧する。	2日間	D. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動	D1. 制限値以内に復旧する。	2日間		
潤滑油サブタ ンクレベル ^{※6}	420mm 以上 (高圧炉心スプレ イ系ディーゼ ル発電機にお いては390mm 以上)																							
起動用空気圧縮 貯槽圧力 (自動用) ^{※6}	2.0MPa[gage] 以上(高圧炉心 スプレイ系ディー ゼル発電機にお いては2.3MPa [gage]以上)																							
条件	要求される措置	完工時間																						
A. 非常用ディーゼル発電機1台以上に対する軽油タンクレベルが表61-2を満足しない場合	A1. 制限値以内に復旧する。	2日間																						
B. 非常用ディーゼル発電機1台以上の燃料移送ポンプが動作不能の場合	B1. 動作可能な状態に復旧する。	2日間																						
C. 非常用ディーゼル発電機1台以上の潤滑油サブタンクレベルが表61-2を満足しない場合	C1. 制限値以内に復旧する。	2日間																						
D. 非常用ディーゼル発電機1台以上の起動	D1. 制限値以内に復旧する。	2日間																						

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>用空気が貯槽圧力が表61-2を満足しない場合</p> <p>E. 条件 A, B, C または D で要求される措置を完了時間内に達成できない場合</p> <p>【第2項 省略】</p> <p>(直流電源その1)</p> <p>第62条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、直流電源^{※1}は表62-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していないことを確認するため次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気課長は、定事検停止時において、直流電源(蓄電池および充電器^{※3})の機能を確認し、その結果を発電管理課長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長は、原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、3系列の蓄電池および充電器について、浮動充電時の蓄電池電圧が表62-2で定める値であることを1週間に1回確認する。</p> <p>【第3項 省略】</p> <p>※1: 直流電源とは、A系、B系および高圧炉心スプレイ系をいう。</p> <p>※2: 2号炉の直流電源A系およびB系は、重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、第66条(66-12-3)の運転上の制限も確認する。また、2号炉の高圧炉心スプレイ系直流電源は、重大事故等対処設備(設計基準拡張)を兼ねる。</p> <p>※3: 充電器とは、充電器または予備充電器のいずれかをいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p>	<p>原子炉施設保安規定</p> <p>記載の考え方</p> <p>・ 第66条の新規追加に伴う変更</p> <p>・ TS-25 参照</p> <p>・ 原7-1-発発2-2(女川)</p> <p>・ パトロール手順書(既存)</p>	<p>記載の考え方</p> <p>・ 第66条の新規追加に伴う変更</p> <p>・ TS-25 参照</p> <p>・ 原7-1-発発2-2(女川)</p> <p>・ パトロール手順書(既存)</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・ 原7-1-発発2-2(女川)</p> <p>・ パトロール手順書(既存)</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・ 浮動充電時の蓄電池電圧の管理値について変更する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																																
	<p>表62-2</p> <table border="1" data-bbox="316 958 595 1406"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>浮動充電時の蓄電池電圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2号炉</td> <td>A系</td> <td>128V</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>128V</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイス系</td> <td>126V</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3号炉</td> <td>A系</td> <td>126V</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>126V</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイス系</td> <td>126V</td> </tr> </tbody> </table> <p>【表62-1 省略】</p> <p>【表62-3 省略】</p> <p>(直流電源その2)</p> <p>第63条 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、直流電源^{※1}※2は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次号を実施する。</p> <p>(1) 発電機長は、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、第65条で要求される直流電源母線に接続する蓄電池および充電器^{※3}について、浮動充電時の蓄電池電圧が表63-2で定める値であることを1週間に1回確認する。</p> <p>【第3項 省略】</p> <p>※1: 直流電源とは、A系、B系および高圧炉心スプレイス系をいう。</p> <p>※2: 2号炉の直流電源A系およびB系は、重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、<u>第66条(66-12-3)の運転上の制限も確認する。また、2号炉の高圧炉心スプレイス系直流電源は、重大事故等対処設備(設計基準拡張)を兼ねる。</u></p> <p>※3: 充電器とは、充電器または予備充電器のいずれか</p>	項目	浮動充電時の蓄電池電圧	2号炉	A系	128V	B系	128V	高圧炉心スプレイス系	126V	3号炉	A系	126V	B系	126V	高圧炉心スプレイス系	126V	<p>【表62-2】</p> <table border="1" data-bbox="316 958 595 1406"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>浮動充電時の蓄電池電圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">2号炉</td> <td>A系</td> <td>128V</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>128V</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイス系</td> <td>126V</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3号炉</td> <td>A系</td> <td>126V</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>126V</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイス系</td> <td>126V</td> </tr> </tbody> </table> <p>【表62-1 省略】</p> <p>【表62-3 省略】</p> <p>(直流電源その2)</p> <p>第63条 原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、直流電源^{※1}※2は表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため次号を実施する。</p> <p>(1) 発電機長は、原子炉の状態が冷温停止および燃料交換において、第65条で要求される直流電源母線に接続する蓄電池および充電器^{※3}について、浮動充電時の蓄電池電圧が表63-2で定める値であることを1週間に1回確認する。</p> <p>【第3項 省略】</p> <p>※1: 直流電源とは、A系、B系および高圧炉心スプレイス系をいう。</p> <p>※2: 2号炉の直流電源A系およびB系は、重大事故等対処設備を兼ねる。動作不能時は、<u>第66条(66-12-3)の運転上の制限も確認する。また、2号炉の高圧炉心スプレイス系直流電源は、重大事故等対処設備(設計基準拡張)を兼ねる。</u></p> <p>※3: 充電器とは、充電器または予備充電器のいずれか</p>	項目	浮動充電時の蓄電池電圧	2号炉	A系	128V	B系	128V	高圧炉心スプレイス系	126V	3号炉	A系	126V	B系	126V	高圧炉心スプレイス系	126V	<p>・ 第66条の新規追加に伴う変更</p> <p>・ TS-25 参照</p>	<p>・ 原7-1-1 発発2-2(女川)パトロール手順書(既存)</p> <p>・ 浮動充電時の蓄電池電圧の管理値について変更する。(新規記載)</p>	
項目	浮動充電時の蓄電池電圧																																				
2号炉	A系	128V																																			
	B系	128V																																			
	高圧炉心スプレイス系	126V																																			
3号炉	A系	126V																																			
	B系	126V																																			
	高圧炉心スプレイス系	126V																																			
項目	浮動充電時の蓄電池電圧																																				
2号炉	A系	128V																																			
	B系	128V																																			
	高圧炉心スプレイス系	126V																																			
3号炉	A系	126V																																			
	B系	126V																																			
	高圧炉心スプレイス系	126V																																			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																												
	<p>をいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p> <p>【表62-1 省略】</p> <p>表63-2</p> <table border="1" data-bbox="416 960 699 1406"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>浮動充電時の蓄電池電圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A系</td> <td>128V</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>128V</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイス系</td> <td>126V</td> </tr> <tr> <td>A系</td> <td>126V</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>126V</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイス系</td> <td>126V</td> </tr> </tbody> </table> <p>【表63-3 省略】</p> <p>(重大事故等対処設備(2号炉))</p> <p>第66条 2号炉について、原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備^{※1}は、表66-1から表66-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための</p>	項目	浮動充電時の蓄電池電圧	A系	128V	B系	128V	高圧炉心スプレイス系	126V	A系	126V	B系	126V	高圧炉心スプレイス系	126V	<p>をいい、両方が機能喪失となって動作不能となる。</p> <p>【表62-1 省略】</p> <p>表63-2</p> <table border="1" data-bbox="416 960 699 1406"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>浮動充電時の蓄電池電圧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A系</td> <td>128V</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>128V</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイス系</td> <td>126V</td> </tr> <tr> <td>A系</td> <td>126V</td> </tr> <tr> <td>B系</td> <td>126V</td> </tr> <tr> <td>高圧炉心スプレイス系</td> <td>126V</td> </tr> </tbody> </table> <p>【表63-3 省略】</p> <p>(重大事故等対処設備(2号炉))</p> <p>第66条 2号炉について、原子炉の状態に応じて、次の各号の重大事故等対処設備^{※1}は、表66-1から表66-19で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>(1) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(3) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備</p> <p>(4) 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための設備</p> <p>(5) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備</p> <p>水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内の冷却等のための設備</p> <p>(7) 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための</p>	項目	浮動充電時の蓄電池電圧	A系	128V	B系	128V	高圧炉心スプレイス系	126V	A系	126V	B系	126V	高圧炉心スプレイス系	126V	<p>第66条の新規追加に伴う変更</p> <p>・ TS-54 参照</p> <p>・ TS-26 参照</p>	<p>原7-1-1-発発3(女川)運転日誌類記録要領書(既存)</p> <p>・ 原7-1-1-発発2-2(女川)パトロール手順書(既存)</p> <p>・ 原7-1-1-発発36(女川)定期試験手順書(既存)</p> <p>・ 原8-1-1-技技1(女川)保安規定に基づく定事検停止時検査実施要領書(既存)</p> <p>・ 女川原子力発電所第2号機重大事故等対処設備(可搬型設備)およびアクセスルーパトロール手順書(新規)</p> <p>・ 女川原子力発電所第2号機可搬型重大事故等対処設備定期試験手順書(新規)</p>	<p>重大事故等対処設備について記載する。(新規記載)</p>
項目	浮動充電時の蓄電池電圧																																
A系	128V																																
B系	128V																																
高圧炉心スプレイス系	126V																																
A系	126V																																
B系	126V																																
高圧炉心スプレイス系	126V																																
項目	浮動充電時の蓄電池電圧																																
A系	128V																																
B系	128V																																
高圧炉心スプレイス系	126V																																
A系	126V																																
B系	126V																																
高圧炉心スプレイス系	126V																																

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>8. サーベライランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認(以下「実条件性能確認」という。)するために十分な方法(事故時等の条件を模倣できない場合等)においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)が定められ</p>	<p>の設備</p> <p>(8) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備</p> <p>(9) 使用済燃料プールの冷却等のための設備</p> <p>(10) 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備</p> <p>(11) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(12) 電源設備</p> <p>(13) 計装設備</p> <p>(14) 運転員が中央制御室にとどまるための設備</p> <p>(15) 監視測定設備</p> <p>(16) 緊急時対策所</p> <p>(17) 通信連絡を行うために必要な設備</p> <p>(18) アクセスルートの確保</p> <p>(19) 大容量送水ポンプ</p> <p>2. 重大事故等対処設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 各課長は、原子炉の状態に応じて表66-1から表66-19の確認事項を実施し、その結果を発電管理課長または防災課長に通知する。</p> <p>3. 発電課長または防災課長は、重大事故等対処設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表66-1から表66-19の要求される措置を講じる。</p> <p>※1: 可搬型設備の系統には、資機材等を含む。</p>	<p>・ 審査基準に実条件性能確認について記載されたことによる反映</p>	<p>・ 原7-1-1-発発3(女川)運転日誌類記録要領書(既存)</p> <p>・ 原7-1-1-発発2-2(女川)パトロール手順書(既存)</p> <p>・ 原7-1-1-発発36(女川)定期試験手順書(既存)</p> <p>・ 原8-1-1-技技1(女川)保安規定に基づく定事検停止時</p>	<p>・ 第66条の新規追加に伴う反映(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>ていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。</p>	<p>当する方法であることを検証した代替の方法を含む。)により行う。</p> <p>2. 第3節各条の第2項で定められた頻度および第3項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関する、その確認の間隔は、表73に定める範囲内で延長することができる^{※2※3}。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない^{※3}。</p> <p>3. 各課長は、第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかった場合は第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかった旨の連絡を受けた場合は、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</p> <p>4. 各課長(第3節各条の第2項で定める事項を行う課長をいう。)は、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度(期間)以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。なお、第3節各条の第2項で定める頻度(期間)より、適用になった期間が短い場合は、当該事項を実施する必要はない。</p> <p>5. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該の運転上の制限を満足していないと判断しなくともよい。</p> <p>6. 第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第74条第2項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>7. 各課長(第3節各条の第2項で定める事項を行う課長</p>		<p>検査実施要領書(既存)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女川原子力発電所第2号機重大事故等対処設備(可搬型設備)およびアクセスルート・トクトロール手順書(新規) ・ 女川原子力発電所第2号機可搬型重大事故等対処設備定期試験手順書(新規) 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																										
		<p>をいう。)は、第2項で定める運転上の制限を満足していることの確認を実施する場合において、確認事項が複数の条文中で同一である場合、各条文中に対応して複数回実施する必要はなく、1回の確認により各条文的確認を実施したとみなすことができる。</p> <p>8. 各課長は、第17条の7または第17条の8に基づき教育および訓練の実施にあたり、重大事故等対処設備を使用する場合は、教育および訓練中に重大事故等が発生した場合に適切に対処できるように必要な措置を講じている期間、運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※1: 第73条から第76条を除く。 ※2: 第2節で定められた頻度も適用される。 ※3: 第75条第3項で定める保全作業時の措置の実施時期にも適用される。</p>																													
		<p>表73</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">頻度</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>保安規定で定める頻度</th> <th>延長できる時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1時間に1回</td> <td>15分</td> <td>分単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>12時間に1回</td> <td>3時間</td> <td>時間単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>24時間に1回</td> <td>6時間</td> <td>時間単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td></td> <td>所定の直の時間帯で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1週間に1回</td> <td>2日</td> <td>日単位の間隔で確認する。</td> </tr> <tr> <td>1ヶ月に1回</td> <td>7日</td> <td>日単位の間隔で確認する。 なお、1ヶ月は31日とする。</td> </tr> <tr> <td>3ヶ月に1回</td> <td>23日</td> <td>日単位の間隔で確認する。</td> </tr> </tbody> </table>	頻度		備考	保安規定で定める頻度	延長できる時間	1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。	12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。	24時間に1回	6時間	時間単位の間隔で確認する。	毎日1回		所定の直の時間帯で確認する。	1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。	1ヶ月に1回	7日	日単位の間隔で確認する。 なお、1ヶ月は31日とする。	3ヶ月に1回	23日	日単位の間隔で確認する。			
頻度		備考																													
保安規定で定める頻度	延長できる時間																														
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する。																													
12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する。																													
24時間に1回	6時間	時間単位の間隔で確認する。																													
毎日1回		所定の直の時間帯で確認する。																													
1週間に1回	2日	日単位の間隔で確認する。																													
1ヶ月に1回	7日	日単位の間隔で確認する。 なお、1ヶ月は31日とする。																													
3ヶ月に1回	23日	日単位の間隔で確認する。																													

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要				
	<p>9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。</p>	<table border="1" data-bbox="248 954 632 1402"> <tr> <td data-bbox="248 1249 320 1402">1年に1回</td> <td data-bbox="320 1249 456 1402">92日</td> <td data-bbox="456 1249 592 1402">182日</td> <td data-bbox="592 1249 632 1402">250MWd/t</td> </tr> </table> <p>(運転上の制限を満足しない場合) 第74条 運転上の制限を満足しない場合は、各課長が第3節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各課長は、この判断を速やかに行う。</p> <p>【第2項から第6項 省略】</p> <p>6. 各課長は、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、発電管理課長または防災課長に報告し、発電管理課長または防災課長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>7. 各課長は、運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行または原子炉熱出力の復帰にあたっては、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>8. 各課長は、次の各号を適用することができる。 【(1)(2)省略】</p> <p>(3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p> <p>(4) 当該運転上の制限を満足していると判断するにあた</p>	1年に1回	92日	182日	250MWd/t	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 第66条の新規追加に伴う変更 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-1 原子力QMS 運転業務要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> LCOを満足しない場合について既に記載していることから変更なし。
1年に1回	92日	182日	250MWd/t						

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>10. LCOに係る記録の作成について定められていること。</p>	<p>り、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p> <p>(運転上の制限に関する記録)</p> <p>第76条 発電課長は、原子炉の状態を変更した場合は、引継日誌に変更した時刻および原子炉の状態を記録する。</p> <p>2. 発電課長は、自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合または各課長から運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限および満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果(保全作業を含む)</p> <p>(3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p> <p>3. 発電課長は、自ら第75条第1項、第2項または第3項で定める保全作業を実施した場合または各課長から第75条第1項、第2項または第3項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 第75条第1項、第2項または第3項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻および保全作業の内容</p> <p>(2) 要求される措置または安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</p> <p>(3) 運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-1-1 発行3 運転日誌 類記録要領書(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> LCOに関する記録について既に記載していることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
	<p>11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について定められていること。</p>	<p>(異常発生時の基本的な対応) 第77条 発電課長は、原子炉施設に次の各号に示す異常が発生した場合、発電管理課長に報告する。 (1)原子炉の自動スクラム信号が発信した場合*1 (2)原子炉が自動スクラムすべき事態が発生したと判断される場合にもかかわらず自動スクラム信号が発信しない場合 (3)原子炉を手動スクラムした場合*1 ※1:予定された検査による場合、ハーフスクラムした場合または自動スクラム(信号発信前から制御棒が全挿入している場合)を除く。 2. 発電課長は、放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合またはそのおそれがあると判断した場合には、それを抑制するために、原子炉建屋原子炉棟の隔離、気体廃棄物処理系の隔離等の必要な措置を講じる。 3. 各課長は、第1項または第2項について次に示す必要な措置を講じる。 (1) 発電管理課長は、所長および原子炉主任技術者に連絡するとともに、関係課長に連絡する。発電管理課長を含む各課長は、原子炉施設の異常の原因調査および対応措置を実施する。 (2) 発電管理課長を含む各課長は、原子炉施設の異常の原因および対応措置を所長および原子炉主任技術者に報告するとともに関係課長に連絡する。 (3) 発電管理課長は原子炉施設の異常の原因および対応措置を発電課長に連絡する。 (4) 原子炉施設の異常の原因が第79条第3項に該当する場合は、本項(1)、(2)および(3)を省略することができる。</p>	<p>・ 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p>	<p>・ 原7-1 原子力QMS 運転業務要領(既存)</p>	<p>社内規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p> <p>・ 異常発生時の基本的対応事項及びとるべき処置並びに異常収束後の措置について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(異常時の措置)</p> <p>第77条 発電課長は、第77条第1項の異常が発生した場合は、異常の状況・機器の動作状況等を確認するとともに、原因の除去、拡大防止のために必要な措置を講じる。</p> <p>2. 発電課長は、第1項の必要な措置を講じるにあたっては、添付1-1に示す「原子炉がスクラムした場合の運転操作手順」に従って実施する。</p> <p>3. 第77条第1項の異常が発生してから発電課長が異常の収束を判断するまでの期間は、第3節運転上の制限は適用されない。</p> <p>4. 発電課長は、第3項の判断を行うにあたって、原子炉主任技術者の確認を得る。</p> <p>5. 第77条第1項の異常の原因が、第79条第3項に該当する場合は、第4項を省略することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有効性評価の結果等を踏まえ、添付1-1の記載内容を見直し。 TS-41 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-1 原子力QMS 業務要領 (既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 異常発生時の基本的対応事項及びとらるべき処置並びに異常収束後の措置について既に記載していることから変更なし。
		<p>(異常収束後の措置)</p> <p>第79条 発電課長は、第77条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、その原因に対する対策が講じられていることおよび原子炉の状態に応じて適用される運転上の制限を満足していることを確認する。</p> <p>2. 発電管理課長は、第77条第1項の異常収束後、原子炉を再起動する場合は、原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>3. 発電課長は、第77条第1項の異常の原因が、次のいずれかに該当する場合は、所長の承認を得ないで原子炉を再起動することができる。ただし、(1)または(2)に伴って想定される事象以外に著しい不適合事象が発生した場合を除く。</p> <p>(1) 発電所外で電気事故が発生し、その電気事故の波及で原子炉がスクラムした場合は波及防止の措置として原子炉をスクラムさせた場合。</p> <p>(2) 第17条第4項、第17条の2第4項、第17条の3第5項、<u>第17条の4第4項または第17条の5第4項の措置として原子炉をスクラムさせた場合。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4及び第17条の5追記に伴う反映 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-1 原子力QMS 業務要領 (既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 第17条、第17条の2、第17条の3、第17条の4及び第17条の5追記に伴う反映する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則とし</p>	<p>(電源機能等喪失時の体制の整備(3号炉)) 第17条の9. 3号炉について、防災課長は、津波によって交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備および使用済燃料プールの冷却する全ての設備の機能が喪失した場合ならびに使用済燃料プールの冷却水の維持が困難な場合(以下、「電源機能等喪失時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項に係る計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する訓練</p> <p>(3) 電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な電源車、ポンプ(消防ポンプ自動車に装備されているポンプを含む。)、消火ホースおよびその他管機材の配備</p> <p>2. 3号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を実施する。</p> <p>3. 3号炉について、各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">【添付1-1 省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新規制基準適合性への適合が確認されていない炉については、従前どおりの要求事項とする。 2号炉の重大事故等に対する3号炉側の措置として、使用済燃料プールの冷却水の維持が困難な場合の手順等を定める。 TS-24 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-1-1 技防1(女川) 女川原子力発電所電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動に係る対応要領書(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 3号炉の使用済燃料プールの冷却水の維持が困難な場合の措置を追加する。(新規記載)
	<p>12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則とし</p>	<p>(予防保全を目的とした保全作業を実施する場合) 第75条 各課長は、予防保全を目的とした保全作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置[※]を、その有効性について確率</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準にPRA等を用いて検証することが記載されたことによる反映。 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-5 原子力QMS 保守業務運用要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 予防保全を目的とした保全作業について既に記載していることから変更なし。 予防保全を目的とした保全作業については、法令に基づく保全

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>てAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価 (PR A: Probabilistic Risk Assessment) 等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。</p>	<p>論的リスク評価等を用いて検証した上で、要求される完了時間の範囲内で実施する。</p> <p>2. 各課長は、予防安全を目的とした保安作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて保安作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※1}を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>3. 各課長は、表75で定める設備について、保安計画に基づき定期的に行う保安作業を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、<u>同表に定める保安作業時の措置を実施する。なお、要求される完了時間の範囲を超えて保安作業を実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置^{※2}を定め、その有効性について確率論的リスク評価等を用いて検証し、原子炉主任技術者の確認を得て実施する。</u></p> <p>4. 第1項、第2項および第3項の実施については、第74条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>5. 各課長は、第1項、第2項または第3項に基づく保安作業を行う場合、関係課長と協議し実施する。</p> <p>6. 第1項、第2項および第3項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保安作業に対する完了時間の起点とする。</p> <p>7. 各課長は、第1項を実施する場合、運転上の制限外に移行する前に、要求される措置^{※3}を順次実施し、すべて終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行する。</p> <p>8. 各課長は、第1項、第2項または第3項を実施する場合、第74条第3項および第8項に準拠する。なお、第3項に基づき運転上の制限外に移行する場合は、「<u>要求される措置</u>」を「<u>保安作業時の措置</u>」に読み替えるものとする。</p> <p>9. 各課長は、第1項の要求される措置、第2項の安全措</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安計画に基づき定期的に行う保安作業を実施する場合の措置を追い記。 TS-35 参照 	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p> <p>作業、自プラント及び他プラントの事故・故障の再発防止対策の水平展開として実施する保安作業に限ることを定める。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要				
		<p>置および第3項の保全作業時の措置を実施できなかつた場合、当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>10. 各課長は、第2項および第3項に基づく保全作業において当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合、発電管理課長または防災課長に報告し、発電管理課長または防災課長は原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>※1: 第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、第1項においては要求される措置、第2項においては必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※2: 表75に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p> <p>※3: 保全作業を実施する当該設備等に係る措置および運転上の制限が適用されない状態へ移行する措置を除く。また、複数回の実施要求があるものについては、2回目以降の実施については除く。</p> <p style="text-align: center;">【表75 新規追加】(省略)</p> <p>(構成及び定義) 第11条</p> <table border="1" data-bbox="1098 958 1375 1395"> <tr> <td data-bbox="1098 1238 1236 1395"><u>重大事故</u></td> <td data-bbox="1098 958 1236 1238">実用炉規則第4条にて掲げる「炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1236 1238 1375 1395"><u>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</u></td> <td data-bbox="1236 958 1375 1238"><u>使用済燃料プールに照射された燃料を1体以上貯蔵している期間をいう。</u></td> </tr> </table>	<u>重大事故</u>	実用炉規則第4条にて掲げる「炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。	<u>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</u>	<u>使用済燃料プールに照射された燃料を1体以上貯蔵している期間をいう。</u>	<p>・「重大事故」及び「使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間」についての定義を明確化</p>		
<u>重大事故</u>	実用炉規則第4条にて掲げる「炉心の著しい損傷及び核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷」をいう。								
<u>使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間</u>	<u>使用済燃料プールに照射された燃料を1体以上貯蔵している期間をいう。</u>								

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要
		<p>(原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁管理(2号炉)) <u>第18条の2</u> 2号炉について、発電課長は、定事検停止後の原子炉起動前に、通常時閉、事故時閉となる手動弁のうち、開となるおそれのないように施設管理を行う</p> <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁(原子炉側からみた第1弁)について、閉止施設状態であることを確認する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可申請書に記載された内容を踏まえ保安規定に反映する。 上流文書(設置許可)から保安規定への記載方針参照 <p>【5.1 原子炉圧力容器及び一次冷却設備】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原7-1-1-1手動弁管理要領書(既存) 原7-1-1-1-2原子炉起動および停止時の点検・確認要領書(既存) 	<p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理について記載する。 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要			
<p>(規定内容の変更なし)</p> <p>第55条(定期事業者検査の実施時期) 定期事業者検査は、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の下欄に掲げる時期ごとに行うものとする。ただし、発電用原子炉の設置又は発電用原子炉の基数の増加に係る工事の後の初回の定期事業者検査については、その運転が開始された日以降十月を超えない時期に行うものとする。</p> <p>第92条(保安規定) 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>八 発電用原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの</p> <p>ニ 発電用原子炉の運転期間に関すること。</p>	<p>保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)</p> <p>実用炉規則第92条第1項第8号ニ 発電用原子炉の運転期間</p> <p>1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、<u>発電用原子炉を運転することが定められていること。</u></p> <p>2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間として行われること。</p> <p>3. 燃料を装荷した後に、第2項で評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、原子力部長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価を行い、その評価結果を原子燃料課長へ通知する。原子燃料課長は、その評価結果が、制限値を満足していることの確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>(原子炉の運転期間) 第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間*の範囲内で運転を行う。なお、実用炉規則第55条第4項第1号に基づき、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <table border="1" data-bbox="619 965 692 1402"> <tr> <td>原子炉の運転期間</td> <td>2号炉 13ヶ月</td> <td>3号炉 13ヶ月</td> </tr> </table> <p>※1:原子炉の運転期間とは、定期事業者検査が終了した日から、次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。なお、「原子炉を停止する」とは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>(燃料の取替実施計画) 第83条 原子燃料課長は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置および燃料配置を変更する体制を燃料取替実施計画に定め、第2項に定める評価および確認の結果を含めて原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>【2項 省略】</p>	原子炉の運転期間	2号炉 13ヶ月	3号炉 13ヶ月	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 法令改正に伴う変更。 <ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更なし。 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 原7-5 原子力QMS 保守業務運用要領(既存) <ul style="list-style-type: none"> 原7-2 原子力QMS 燃料管理要領(既存) 	<p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉の運転期間について既に記載されていることから変更なし。 取替炉心の安全評価等について既に記載していることから変更なし。
原子炉の運転期間	2号炉 13ヶ月	3号炉 13ヶ月						

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要		
	<p>3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、<u>実用炉規則第92条第1項第8号</u>に掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書(発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、<u>実用炉規則第82条第4項</u>の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。)が添付されていること。</p> <p>4. <u>発電用原子炉</u>ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(発電用原子炉起動から次の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)、のうちのいずれか短い期間の範囲内で、<u>実用炉規則第55条</u>に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間(定期事業者検査が終了した日から次の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。<u>実用炉規則第82条第4項</u>の見直しの結果の内容は、「<u>実用発電用原子炉施設における高経年化</u></p>	<p>する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 手続きに関する事項であるため、保安規定および品質マネジメント文書他には記載しない。 <p>[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 手続きに関する事項であるため、保安規定には記載しない。 				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		原子炉施設保安規定	
	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>対策実施ガイド(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。</p> <p>5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。</p> <p>6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。</p> <p>7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。</p> <p>8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。</p>			
		<p>[運転期間の変更は実施していないことから、該当なし]</p> <p>[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p> <p>[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p> <p>[運転期間の延長は実施していないことから、該当なし]</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>ハ 発電用原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの</p> <p>ホ 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第8号ホ 発電用原子炉施設の運転の安全審査</p> <p>1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。</p>	<p>(原子力発電保安委員会)</p> <p>第6条 本店に原子炉施設保安委員会(以下、本編において「保安委員会」という。)を設置する。</p> <p>【2項、3項 省略】</p> <p>4. 保安委員会は、委員長、発電用原子炉主任技術者(以下「原子炉主任技術者」という。)に加え、課長以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(原子炉施設保安運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に原子炉施設保安運営委員会(以下、本編において「運営委員会」という。)を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関するマニュアルの制定および改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員の構成人員に関する事項 ・当直の引継方法に関する事項 ・原子炉の起動および停止操作に関する事項 ・巡視点検に関する事項 ・異常時の操作に関する事項 ・警報発生時の措置に関する事項 ・原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ・定期的に実施するサーベイランスに関する事項 ・誤操作の防止に関する事項(2号炉) ・火災発生時、内部溢水発生時(2号炉)、火山影響等発生時(2号炉)、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時(2号炉)、その他自然災害発生時等に関する事項 ・重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項(2号炉) <p>【以下、省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置変更許可申請書で前提とした運転管理事項の反映 ・ 第4章 運転管理に新規追加された第17条関連に関する事項の追記 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原品5-5-運3(原)原子炉施設保安委員会運営要領(既存) <ul style="list-style-type: none"> ・ 原品5-5-5-技技1(女川)原子炉施設保安運営委員会要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力発電安全委員会について既に記載していることから変更なし。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「運転管理に関する事項」の項目に「誤操作防止に関する事項」、「火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等及び有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項」及び「重大事故等発生時及び大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項」を記載する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係る立入制限等に関する事項。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第9号 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等</p> <p>1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p>	<p>(管理区域の設定および解除)</p> <p>第93条 管理区域は、添付1-4に示す区域とする。</p> <p>2. 放射線管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることにより明らかな他の場所と区別する。</p> <p>3. 放射線管理課長は、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. 放射線管理課長は、添付1-4における管理区域境界付近または管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表93に示す作業を行う場合は、3ヶ月以内に限り管理区域を設定または解除することができる。設定または解除にあたって、放射線管理課長は目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、放射線管理課長はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(管理区域内における区域区分)</p> <p>第94条 放射線管理課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度および空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域(以下「汚染のおそれのない管理区域」という。)</p> <p>(2) 表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域または超えるおそれのある区域</p> <p>2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付1-4に示す区域とする。</p> <p>【以下、省略】</p>	<p>・ 審査基準に変更なし。</p>	<p>・ 原7-4 原子力QMS 放射線管理要領(既存)</p>	<p>・ 管理区域の設定及び解除について既に記載していることから変更なし。</p>
		<p>・ 審査基準に変更なし。</p>	<p>・ 審査基準に変更なし。</p>	<p>・ 原7-4 原子力QMS 放射線管理要領(既存)</p>	<p>・ 管理区域内の区域区分について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p>	<p>(管理区域内における特別措置) 第95条 放射線管理課長は、管理区域のうち次の基準を超える場合または超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施設等の措置を講じる。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p> <p>(管理区域への出入管理) 第96条 放射線管理課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p> <p>(管理区域出入者の遵守事項) 第97条 放射線管理課長は、管理区域に出入りする所に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p> <p>(管理区域外等への搬出および運搬) 第104条 放射線管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更なし。 <ul style="list-style-type: none"> 審査基準の変更なし。 <ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-4 原子力QMS 放射線管理要領 (既存) <ul style="list-style-type: none"> 原7-4 原子力QMS 放射線管理要領 (既存) <ul style="list-style-type: none"> 原7-4 原子力QMS 放射線管理要領 (既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域内における特別措置について既に記載していることから変更なし。 <ul style="list-style-type: none"> 管理区域への出入管理について既に記載していることから変更なし。 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度について既に記載していることから変更なし。 <ul style="list-style-type: none"> 管理区域へ出入りする所員に遵守させるべき事項等について既に記載していることから変更なし。 <ul style="list-style-type: none"> 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度について既に記載していることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>(発電所外への運搬) 第105条 各課長は、核燃料物質等(第80条、第86条の2および第88条に定めるものを除く。以下、本条において同様。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(保安区域) 第98条 保安区域は、添付1-5に示す区域とする。</p> <p>【以下、省略】 【添付1-5 省略】</p> <p>(周辺監視区域) 第99条 周辺監視区域は、図99に示す区域とする。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(協力企業の放射線防護) 第106条 放射線管理課長は、管理区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(頻度の定義) 第92条の2 本章でいう測定頻度に関する考え方は、表92の2のとおりとする。</p> <p>【以下、省略】</p>	<p>8. 保安区域を明示し、保安区域について の管理措置が定められていること。</p> <p>9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入 る者を除く者が周辺監視区域に立ち入ら ないように制限するために講ずべき措置 が定められていること。</p> <p>10. 役務を供給する事業者に対して遵守さ せる放射線防護上の必要事項及びこれ を遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>・ 審査基準の変更なし。</p> <p>・ 審査基準の変更なし。</p> <p>・ 審査基準の変更なし。</p> <p>・ 審査基準の変更なし。</p> <p>・ 審査基準に変更なし。</p>	<p>・ 原7-4 原子力QMS 放射 線管理要領(既存)</p> <p>・ 原7-4 原子力QMS 放射 線管理要領(既存)</p> <p>・ 原7-4 原子力QMS 放射 線管理要領(既存)</p> <p>・ 原7-4 原子力QMS 放射 線管理要領(既存)</p>	<p>・ 管理区域外等への搬出及び運 搬については記載していることか ら変更なし。</p> <p>・ 保安区域について既に記載して いることから変更なし。</p> <p>・ 周辺監視区域の立ち入りについ て既に記載していることから変更 なし。</p> <p>・ 協力企業の放射線防護につい て既に記載していることから変更 なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 ・ 審査基準に変更なし。	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十 排気監視設備及び排水監視設備に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第10号 排気監視設備及び排水監視設備</p> <p>1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。</p> <p>2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るもの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理)</p> <p>第89条 発電課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第90条 発電課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表90-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p> <p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第91条 放射線管理課長および計測制御課長は、表91に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>	<p>・ 審査基準に変更なし。</p>	<p>・ 原7-3 原子力QMS 放射性廃棄物管理要領(既存)</p> <p>・ 原7-3 原子力QMS 放射性廃棄物管理要領(既存)</p> <p>・ 原7-3 原子力QMS 放射性廃棄物管理要領(既存)</p> <p>・ 原7-3 原子力QMS 放射性廃棄物管理要領(既存)</p>	<p>・ 放射性液体廃棄物の管理について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 放射性気体廃棄物の管理について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 放出管理用計測器の機能維持について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定	社内規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第11号 線量、線量当量、汚染の除去等</p> <p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2. 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>(放射線業務従事者の線量管理等) 第100条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講ずることによって放射線業務従事者の線量低減に努める。 2. 放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表100に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(放射線計測器類の管理) 第103条 放射線管理課長および計測制御課長は、表103および表66-15「66-15-1監視測定設備」に定める放射線計測器類について、各表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>(放射線管理に係る基本方針) 第92条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業者等の被ばくを、定められた限度以下であってかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p> <p>(放射線業務従事者の線量管理等) 第100条 各課長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講ずることによって放射線業務従事者の線量低減に努める。 2. 放射線管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表100に定める項目および</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 線量の評価から放射線業務従事者の線量の管理等へ変更されたことによる反映 <p>審査基準にALARAに係る記載が追加されたことによる反映</p>	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> 原7-4 原子力QMS 放射線管理要領(既存) <p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射線業務従事者の線量管理等について既に記載していることから変更なし。 <p>第66条重大事故等対処設備で管理する機器について記載する。(新規記載)</p> <p>原7-4 原子力QMS 放射線管理に係る基本方針について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																	
	<p>3. 実用炉規則第78条に基づき床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p>	<p>頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p> <p>(床、壁等の除染) 第101条 各課長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合または発見した場合は、放射線管理課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。</p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第102条 放射線管理課長は、表102-1および表102-2(第94条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。)に定める管理区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">【中略】</p>	<p>・ 審査基準に変更なし。</p> <p>・ 審査基準に変更なし。</p>	<p>・ 原7-4 原子力QMS 放射線管理要領(既存)</p> <p>・ 原7-4 原子力QMS 放射線管理要領(既存)</p>	<p>・ 床・壁等の除染について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定について既に記載していることから変更なし。</p>																	
		<p>表102-1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">場 所</th> <th style="text-align: center;">測定項目</th> <th style="text-align: center;">測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">1. 管理区域内^{*1}</td> <td style="text-align: center;">外部放射線に係る線量当量率^{*2}</td> <td style="text-align: center;">毎日運転中に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">外部放射線に係る線量当量</td> <td style="text-align: center;">1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">2. 周辺監視区域境界付近</td> <td style="text-align: center;">空気中の放射性物質濃度^{*3}</td> <td style="text-align: center;">1週間に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">表面汚染密度^{*3}</td> <td style="text-align: center;">1週間に1回</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">空気吸収線量^{*4}</td> <td style="text-align: center;">3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">空気吸収線量率^{*4}</td> <td style="text-align: center;">常時</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	測定項目	測定頻度	1. 管理区域内 ^{*1}	外部放射線に係る線量当量率 ^{*2}	毎日運転中に1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	2. 周辺監視区域境界付近	空気中の放射性物質濃度 ^{*3}	1週間に1回	表面汚染密度 ^{*3}	1週間に1回	空気吸収線量 ^{*4}	3ヶ月に1回		空気吸収線量率 ^{*4}	常時		
場 所	測定項目	測定頻度																				
1. 管理区域内 ^{*1}	外部放射線に係る線量当量率 ^{*2}	毎日運転中に1回																				
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																				
2. 周辺監視区域境界付近	空気中の放射性物質濃度 ^{*3}	1週間に1回																				
	表面汚染密度 ^{*3}	1週間に1回																				
	空気吸収線量 ^{*4}	3ヶ月に1回																				
	空気吸収線量率 ^{*4}	常時																				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書	記載内容の概要	
	<p>6. 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていること。</p>	<table border="1" data-bbox="248 958 319 1402"> <tr> <td data-bbox="248 958 288 1279">記載すべき内容</td> <td data-bbox="288 958 319 1279">3ヶ月に1回</td> </tr> </table> <p>※1:人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定 ※2:エリア放射線モニタにおいて測定する項目 ※3:汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。 ※4:モニタリングポストにおいて測定する項目</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(管理区域外等への搬出および運搬) 第104条 放射線管理課長は、各課長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>(管理区域外等への搬出および運搬) 第104条</p> <p>2. 各課長は管理区域外に核燃料物質等(第80条、第86条の2および第88条に定めるものを除く。以下、本条において同様。)を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車面によって運搬する場合は、第88条第5項を準用する。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(発電所外への運搬) 第105条 各課長は、核燃料物質等(第80条、第86条の2および第88条に定めるものを除く。以下、本条において同様。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>【以下、省略】</p>	記載すべき内容	3ヶ月に1回	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-4 原子力QMS 放射線管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 管理区域外等への搬出及び運搬について既に記載していることから変更なし。
記載すべき内容	3ヶ月に1回						
	<p>6. 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていること。</p>	<p>(管理区域外等への搬出および運搬) 第104条</p> <p>2. 各課長は管理区域外に核燃料物質等(第80条、第86条の2および第88条に定めるものを除く。以下、本条において同様。)を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車面によって運搬する場合は、第88条第5項を準用する。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(発電所外への運搬) 第105条 各課長は、核燃料物質等(第80条、第86条の2および第88条に定めるものを除く。以下、本条において同様。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>【以下、省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準の変更を受けた保安規定への反映事項なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-4 原子力QMS 放射線管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質等の事業所外への運搬について既に記載していることから変更なし。 		
	<p>6. 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていること。</p>	<p>(管理区域外への運搬) 第104条</p> <p>2. 各課長は、核燃料物質等(第80条、第86条の2および第88条に定めるものを除く。以下、本条において同様。)を運搬する場合、または船舶輸送に伴い車面によって運搬する場合は、第88条第5項を準用する。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(発電所外への運搬) 第105条 各課長は、核燃料物質等(第80条、第86条の2および第88条に定めるものを除く。以下、本条において同様。)を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>【以下、省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準の変更を受けた保安規定への反映事項なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-4 原子力QMS 放射線管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質等の事業所外への運搬について既に記載していることから変更なし。 		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
	<p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満すよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められているもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子炉施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21 原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定 (NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められているもよい。</p>	<p>[ク]アランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし]</p> <p>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理) 第88条の2「原子炉施設において設置された資材等または使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」(以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等(以下、本条において「資材等」という。)および管理区域内において使用された工具類等(以下、本条において「物品」という。)とする。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第93条第1項で定める区域内において設置された資材等または使用された物品を「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。</p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】変更なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-4 原子力QMS 放射線管理要領(既存) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理について既に記載していることから変更なし。 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>9. <u>汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</u></p>	<p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認および所外搬出等の管理)</p> <p>第88条の3 放射線管理課長は、原子炉等規制法に基づく設計及び工事計画(変更)認可申請書および電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下、本条において「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下、本条において「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>【以下、省略】【変更なし】</p> <p>【第93条、第94条、第97条、第104条に管理区域に関して記載するが、ここでは省略】</p> <p>(床、壁等の除染)</p> <p>第101条 各課長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合または発見した場合は、放射線管理課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>添付1-3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第17条の7および第17条の8関連)</p> <p>表16 中央制御室の居住性等に関する手順等 <u>放射線管理</u> チェンレンジエリア内では放射線管理班員等がモニタリングを行い、汚染が確認された場合は、チェンレンジエリア内に設ける除染エリアにおいてウェットワイッシュ等により除染を行う。除染による汚染水は、ウエスに染み込ませることで固体廃棄物として廃棄する。</p>	<p>汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置を記載</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原7-4 原子力QMS 放射線管理要領(既存) 原7-6 一技防1(女川) 原子力災害対策実施手順書(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 汚染拡大防止について既に記載していることから変更なし。 中央制御室、緊急時対策所の汚染拡大防止に必要な措置について追加する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>表18 <u>緊急時対策所の居住性等に関する手順等放射線管理</u></p> <p>除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>運転中の緊急時対策所換気空調系が故障する等、切替えが必要となった場合は、待機側への切替えを行う。</p> <p>緊急時対策所換気空調系の緊急時対策所非常用フィルタ装置は使用することにより非常に高線量になるため、適切な遮蔽が設置されている緊急時対策建屋内に設置する。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十二 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第12号 放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法</p> <p>1. 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法(測定及び評価の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(放射性液体廃棄物の管理) 第89条</p> <p>3. 放射線管理課長は、表89-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、発電課長にその結果を通知する。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理) 第90条</p> <p>2. 放射線管理課長は、表90-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、発電課長にその結果を通知する。</p> <p>【以下、省略】</p>	<p>・ 審査基準に放射線測定器の管理方法が追記されたことによる反映</p>	<p>・ 原7-3 原子力QMS 放射性廃棄物管理要領(既存)</p>	<p>・ 放出管理用計測器について既に記載していることから変更なし。</p>
		<p>(放出管理用計測器の管理) 第91条 放射線管理課長および計測制御課長は、表91に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第102条 放射線管理課長は、表102-1および表102-2(第94条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る。)に定める管理区域内</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p> <p>(放射線計測器類の管理) 第103条 <u>放射線管理課長および計測制御課長は、表103および表66-15「66-15-1監視測定設備」に定める放射線計測器類について、各表に定める数量を確保する。また、定期的な点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> 原7-4 原子力QMS 放射線管理要領 (既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 第66条重大事故等対処設備で管理する機器について記載する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行) 第92条(保安規定)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正) 実用炉規則第92条第1項第13号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	記載内容の概要
<p>法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならぬ。</p> <p>十三 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵その他の取扱い(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に關すること。</p>	<p>1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置を講ずること、貯蔵施設における措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に關する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に關することが定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に關する事項と併せて定められていること。</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第80条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講ずること。^{※1}</p> <p>3. 原子燃料課長は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に第2項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。^{※1}</p> <p>(2) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに關し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する^{※2}。ただし、第94条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第94条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、</p>	<p>・ 運搬前の措置の確認行為について反映</p>	<p>・ 原7-2 原子力QMS 燃料管理要領(既存)</p>	<p>・ 新燃料の運搬については既に記載していることから変更なし。</p>
<p>第88条(工場又は事業所において行われる運搬)</p> <p>法第四十三条の三の二十二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下この項において「核燃料物質等」という。)の運搬に關し、次の各号に掲げる措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認しなければならない。</p>	<p>第88条(工場又は事業所において行われる運搬)</p>	<p>(新燃料の運搬)</p> <p>第80条 原子燃料課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合および新燃料を新燃料輸送容器に収納する場合は、原子炉建屋クレーンを使用する。</p> <p>2. 原子燃料課長は、管理区域内において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 車両への積付けは、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講ずること。^{※1}</p> <p>3. 原子燃料課長は、管理区域外において、新燃料を運搬する場合は、運搬前に第2項(1)から(3)に加え、次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入すること。^{※1}</p> <p>(2) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 車両を徐行させること。</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに關し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>4. 放射線管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度(以下「表面汚染密度」という。)が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する^{※2}。ただし、第94条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5. 放射線管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第94条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、</p>	<p>・ 運搬前の措置の確認行為について反映</p>	<p>・ 原7-2 原子力QMS 燃料管理要領(既存)</p>	<p>・ 新燃料の運搬については既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するために、次の検査を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 外観検査 (2) 線量当量率検査 (3) 未臨界検査 (4) 吊上検査 (5) 重量検査 (6) 収納物検査 (7) 表面密度検査 <p>7. 原子燃料課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>8. 実用炉規則第88条第4項を適用している間は、本条は適用としない。</p> <p>※1: 発電所構外より発電所内に搬入される場合は、発送前確認をもって代えることができる。</p> <p>(新燃料の貯蔵) 第81条 原子燃料課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 新燃料貯蔵庫または使用済燃料プール(以下「貯蔵施設」という。)に貯蔵すること。 (2) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。 (3) 原子炉建屋クレーンまたは燃料交換機を使用すること。 (4) 貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。 (5) 2号炉について、使用済燃料プールに貯蔵する場合は、原子炉に全て燃料が装荷されている状態で、<u>使用済燃料プールに1炉心分以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること。</u> 	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置変更許可申請書記載事項に基づき反映 ・ TS-38 参照 	<p>該当規定文書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原7-2 原子力QMS 燃料管理要領(既存) 	<p>記載内容の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新燃料の貯蔵について既に記載していることから変更なし。 ・ 使用済燃料プールに1炉心分以上の空き容量が確保されていることを確認する旨を記載する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第86条 原子燃料課長は、使用済燃料(以下、本編において照射された燃料を含む。)を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)各号炉の使用済燃料を表86に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。</p> <p>(2)使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3)燃料交換機を使用すること。</p> <p>(4)使用済燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5)使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料格納容器に収納する等の措置を講じること。</p> <p>(6)2号炉について、<u>原子炉に全て燃料が装荷されている状態で、使用済燃料プールに1炉心分以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること。</u></p> <p>2.2号炉について、各課長は、使用済燃料プール周辺に設置する設備について、<u>使用済燃料プールに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること。</u></p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p> <p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第86条の2 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料交換機を使用する。</p> <p>2.原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、使用済燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1)法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2)燃料交換機を使用すること。</p> <p>(3)使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可申請書記載事項に基づき反映 TS-38 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-2 原子力QMS 燃料管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料の貯蔵については既に記載していることから変更なし。
		<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第86条 原子燃料課長は、使用済燃料(以下、本編において照射された燃料を含む。)を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)各号炉の使用済燃料を表86に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。</p> <p>(2)使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3)燃料交換機を使用すること。</p> <p>(4)使用済燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5)使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料格納容器に収納する等の措置を講じること。</p> <p>(6)2号炉について、<u>原子炉に全て燃料が装荷されている状態で、使用済燃料プールに1炉心分以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること。</u></p> <p>2.2号炉について、各課長は、使用済燃料プール周辺に設置する設備について、<u>使用済燃料プールに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること。</u></p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p> <p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第86条の2 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料交換機を使用する。</p> <p>2.原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、使用済燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1)法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2)燃料交換機を使用すること。</p> <p>(3)使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工認記載事項に基づき反映 TS-38 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-5 保原1(女川)作業管理要領書(機械)(既存) 原7-2 原子力QMS 燃料管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料プールに1炉心分以上の空き容量が確保されていることを確認する旨を記載する。 使用済燃料プール周辺に設備を設置する際は、落下を防止する措置を講じること等について記載する。(新規記載)
		<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第86条 原子燃料課長は、使用済燃料(以下、本編において照射された燃料を含む。)を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1)各号炉の使用済燃料を表86に定める使用済燃料プールに貯蔵すること。</p> <p>(2)使用済燃料プールの目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3)燃料交換機を使用すること。</p> <p>(4)使用済燃料プールにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5)使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料格納容器に収納する等の措置を講じること。</p> <p>(6)2号炉について、<u>原子炉に全て燃料が装荷されている状態で、使用済燃料プールに1炉心分以上の使用済燃料貯蔵ラックの空き容量を確保すること。</u></p> <p>2.2号炉について、各課長は、使用済燃料プール周辺に設置する設備について、<u>使用済燃料プールに影響を及ぼす落下物となる可能性が考えられる場合は、落下を防止する措置を講じること。</u></p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p> <p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第86条の2 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、使用済燃料プールにおいて、燃料交換機を使用する。</p> <p>2.原子燃料課長は、発電所内において使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、使用済燃料プールにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1)法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2)燃料交換機を使用すること。</p> <p>(3)使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設置変更許可申請書記載事項に基づき反映 TS-38 参照 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-2 原子力QMS 燃料管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料の貯蔵については既に記載していることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するたに取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理する項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。</p>	<p>(4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 (5) 2号炉について、原子炉建屋クレーンにより使用済燃料輸送容器を使用済燃料プール上で取り扱う場合は、キャスクピットゲートを閉止することおよび使用済燃料輸送容器の移動範囲や移動速度を制限すること。</p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p> <p>(燃料の取替実施計画) 第83条 原子燃料課長は、原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料を装荷するまでに取替炉心の配置および燃料配置を変更する体制を燃料取替実施計画に定め、第2項に定める評価および確認の結果を含めて原子炉主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p> <p>(燃料移動手順) 第84条 原子燃料課長は、原子炉内および原子炉と使用済燃料プール間の燃料移動を実施する場合は、あらかじめ次の事項を満足する燃料移動手順を作成する。 (1) 制御棒を引き抜くセルについては、燃料をすべて取り出ししておく。 (2) 燃料を装荷するセルについては、制御棒を全挿入しておく。 (3) 原子炉運転のための燃料配置を変更する場合は、燃料取替実施計画に定める取替炉心の配置と一致させる。 (4) (1) または (2) を満足しないセルがある場合は、当該セルに隣接するセルの燃料をすべて取り出す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-2 原子力QMS 燃料管理要領 (既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料の運搬に際し、落下を防止する措置を講じること等について記載する。(新規記載)
			<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-2 原子力QMS 燃料管理要領 (既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料の取替えについて既に記載していることから変更なし。
				<ul style="list-style-type: none"> 原7-2 原子力QMS 燃料管理要領 (既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料移動手順について既に記載していることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則 (R2.4.1 施行)	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(燃料移動)</p> <p>第85条 発電課長は、第84条の燃料移動手順に従い、燃料交換機を使用して燃料移動を行う。</p> <p>2. 発電課長は、燃料移動時に全制御棒が全挿入の場合は表85-1-aについて確認する。</p> <p>3. 発電課長は、前項の確認ができない場合は、表85-2-aの措置を講じる。</p> <p>4. 発電課長は、燃料移動時に制御棒引き抜きを伴う場合は、表85-1-bについて確認する。</p> <p>5. 発電課長は、前項の確認ができない場合は、表85-2-bの措置を講じる。</p> <p>6. 発電課長は、第2項から第5項の実施にあたっては、第73条から第76条に準拠する。</p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p>		<p>・ 原7-1 原子力QMS 運転業務要領 (既存)</p>	<p>・ 燃料移動について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第92条(保安規定) 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十四 放射性廃棄物の廃棄(工場又は事業所の外において行う場合を含む。)に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第14号 放射性廃棄物の廃棄 1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に關し、放射線安全確保のための措置が定められていること。</p> <p>2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する行為の実施体制が定められていること。</p> <p>3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理) 第88条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じ、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵[※]または保管する。</p> <p>【中略】</p> <p>8. 輸送・固体廃棄物管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。 (1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。 (2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。 (3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあつて、所長の承認を得る。</p> <p>9. 輸送・固体廃棄物管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。 10. 輸送・固体廃棄物管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。 (1) 法令に適合する容器に封入されていること。 (2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。 11. 放射線管理課長は、第10項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第94条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>・審査基準の変更なし。</p> <p>・審査基準に核燃料物質等の事業所外運搬・外廃棄が追加されたことによる反映</p> <p>・審査基準に核燃料物質等の事業所外運搬・外廃棄が追加されたことによる反映</p>	<p>・原7-3 原子力QMS 放射性廃棄物管理要領(既存)</p> <p>・原7-3 原子力QMS 放射性廃棄物管理要領(既存)</p>	<p>・放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管等について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>※1:貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。</p> <p>(放射性液体廃棄物の管理) 第89条 発電課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、復水器冷却水放水口より放出するとともに、次の事項を管理する。 (1)放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水口排水中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。 (2)復水器冷却水放水口排水中の放射性物質(トリウムを除く。)の放出量が、表89-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。 2. 発電課長は、復水器冷却水放水口排水中のトリウムの放出量が、表89-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。 3. 放射線管理課長は、表89-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、発電課長にその結果を通知する。</p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p>	<p>・審査基準の変更なし。</p>	<p>・原7-3 原子力QMS 放射性廃棄物管理要領(既存)</p>	<p>・放射性液体廃棄物の貯蔵及び保管等について既に記載していることから変更なし。</p>
	<p>5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理) 第90条 発電課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表90-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。 (1)排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。 (2)排気筒からの放射性物質(希ガス、よう素131)の放出量が、表90-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p>	<p>・審査基準の変更なし。</p>	<p>・原7-3 原子力QMS 放射性廃棄物管理要領(既存)</p>	<p>・放射性気体廃棄物の貯蔵及び保管等について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>2. 放射線管理課長は、表90-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、発電課長にその結果を通知する。</p> <p>3. 表90-2に示す排気筒等以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第94条第1項(1)に定める区域等における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 各課長は、フィルター付局所排気装置等により法令に定める管理区域に係る値を超えないよう拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 放射線管理課長は、表90-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えないことを確認する。ただし、換気によって放出される空气中放射性物質の濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p style="text-align: center;">【以下、省略】</p> <p>(平常時の環境放射線モニタリング) 第102条の2 放射線管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</p> <p>6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。</p> <p>7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。</p>	<p>・ 審査基準に環境放射線モニタリングに係る活動が追記されたことによる反映</p> <p>・ 審査基準にALARAに係る記載が追記されたことによる反映</p>	<p>・ 原7-4 原子力QMS 放射線管理要領(既存)</p> <p>・ 原7-8 原子力QMS 放射性廃棄物管理要領(既存)</p>	<p>・ 平常時の環境放射線モニタリングについて、既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>事項を管理する。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(放射性気体廃棄物の管理) 第90条 発電課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、表90-2に示す排気筒等より放出するとともに、次の事項を管理する。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>(頻度の定義) 第87条の2 本章でいう測定頻度に関する考え方は、表87の2のとおりとする。</p> <p>【以下、省略】【変更なし】</p>	<p>・審査基準に該当なし。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)		原子炉施設保安規定		社内規定文書	
	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要		
<p>第92条(保安規定) 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第15号 非常の場合に講ずべき処置</p> <p>1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。</p> <p>2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。</p> <p>3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。</p>	<p>(原子力防災組織)</p> <p>第108条 防災課長は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>【以下、省略】【変更なし】</p> <p>(原子力防災組織の要員)</p> <p>第108条の2 防災課長は、原子力防災組織の要員を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p> <p>【条番号以外の変更なし】</p> <p>(原子力防災資機材の整備)</p> <p>第109条</p> <p>2. 防災課長および発電管理課長は、緊急時における運転操作に関するマニュアルを作成し、制定および改定にあたっては、第7条第2項に基づき、運営委員会の承認を得る。</p> <p>【条番号以外の変更なし】</p> <p>(通報経路)</p> <p>第110条 防災課長は、警戒事態該当事象が発生した場合または特定事象が発生した場合の社内および国、県、市、町等の社外関係機関との連絡経路または通報経路を定めるにあたり、所長の承認を得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更なし。 本状は原災法に基づいて実施する原子力防災要員及び資機材等の整備に関する項目であり、変更はない。なお、重大事故等に関する要員及び資機材の整備に関する事項は第17条の6および第17条の7に整理している。 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 審査基準に通報経路に関することが追加されたが、既に保安規定に規定済み。 記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化) 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-6-1 技防1(女川)原子力災害対策実施手順書(既存) 原7-6-1 技防1(女川)原子力災害対策実施手順書(既存) 原7-6-1 技防1(女川)原子力災害対策実施手順書(既存) 原7-6-1 技防1(女川)原子力災害対策実施手順書(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 平常時から緊急時に実施すべき事項について記載する。 防災組織上の炉主任の位置づけを明確化する。 原子力防災要員について記載済。 緊急時における運転操作に関する社内規定類を作成することについて記載済。 緊急事態発生時の通報経路について記載済。 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>4. 緊急事態が発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によること が定められていること。</p>	<p>(通報) 第112条 発電課長等は、警戒事態該当事象が発生した場合は、<u>警戒事態該当事象が発生した場合は、警戒事態該当事象は、第110条に定める経路にしたがって、所長に報告する。</u> 2. 所長は、<u>警戒事態該当事象の発生または特定事態の発生について報告を受け、もしくは自ら発見した場合、第110条に定める経路にしたがって、社内および社外関係機関に連絡または通報する。</u></p> <p>(原子力防災組織) 第108条 防災課長は、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。 2. 緊急時対策本部の本部長は、所長とする。ただし、防災課長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。 3. 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要なる場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する(以下、本章において同じ。)</p> <p style="text-align: center;">【変更なし】</p> <p>(緊急体制の発令) 第113条 所長は、<u>警戒事態該当事象の発生または特定事態の発生について報告を受け、もしくは自ら発見した場合、緊急体制を発令して、原子力防災組織の要員を招集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。所長は、緊急体制を発令した場合は、直ちに原子力部長に報告する。</u></p> <p>(応急措置) 第114条 本部長は、原子力防災組織を流括し、<u>緊急体制を発令した場合において次の応急措置を実施</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化) <ul style="list-style-type: none"> TS-59 参照 記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化) <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることについて記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-6-1-技防1(女川)原子力災害対策実施手順書(既存) 原7-6-1-技防1(女川)原子力災害対策実施手順書(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることについて記載する。 緊急事態の発生をもってその後の措置は防災業務計画によることについて記載する。
<p>5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。</p>	<p>(緊急体制の発令) 第113条 所長は、<u>警戒事態該当事象の発生または特定事態の発生について報告を受け、もしくは自ら発見した場合、緊急体制を発令して、原子力防災組織の要員を招集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。所長は、緊急体制を発令した場合は、直ちに原子力部長に報告する。</u></p> <p>(応急措置) 第114条 本部長は、原子力防災組織を流括し、<u>緊急体制を発令した場合において次の応急措置を実施</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 審査基準に変更なし。 記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化) 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-6-1-技防1(女川)原子力災害対策実施手順書(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急体制の発令について記載済。 緊急体制の発令について記載済。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化) 	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化(原子力災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化) 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-6-1-技防1(女川)原子力災害対策実施手順書(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 応急措置について記載済。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。</p> <p>(1) 緊急作業時の放射線の生体に対する影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法第3項に規定</p>	<p>する。</p> <p>(1) 警備および避難誘導 (2) 放射能影響範囲の推定 (3) 医療活動 (4) 消火活動 (5) 汚染拡大の防止 (6) 線量評価 (7) 応急復旧 (8) 原子力災害の発生または拡大防止を図るための措置</p> <p>(緊急時における活動) 第115条 原子力緊急事態宣言発令後、本部長は、第114条で定める応急措置を継続実施する。</p> <p>【条文番号以外の変更なし】</p> <p>(緊急作業従事者の選定) 第108条の3 防災課長は、次の各号全ての要件に該当する所員および協力企業従業員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業に従事させるための要員(以下「緊急作業従事者」という。)を選定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 表108の3の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者。</p> <p>(2) 表108の3の緊急作業についての訓練を受けた者。</p> <p>(3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する者にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p> <p>・ 原7-6-1 技防1(女川)原子力災害対策実施手順書(既存)</p> <p>・ 原7-6-1 技防1(女川)原子力災害対策実施手順書(既存)</p>	<p>社内規定文書</p> <p>記載内容の概要</p> <p>・ 緊急時における活動について記載済。</p> <p>・ 緊急作業従事者の選定について記載する。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要													
	<p>する副原子炉防災管理者であること。</p> <p>7. 放射線業務従事者が緊急(作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスキングの着用等)による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置)に関し、適切な内容が定められている</p>	<p>管理者または同法同条第3項に規定する副原子炉防災管理者であること。</p> <p>表108の3</p> <table border="1" data-bbox="384 958 820 1395"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">訓練</td> <td>緊急作業の方法^{※1}</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設および設備の取扱い^{※2}</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:兼用できる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 第17条の7第3項、第17条の9第1項および第117条のうち、緊急(作業の方法)に関する訓練 <p>※2:兼用できる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 第17条第1項および第5項、第17条の7第3項、第17条の8第1項、第17条の9第1項、第111条、第117条ならびに第2編の第217条の9第1項、第311条および第317条のうち、緊急作業で使用する施設および設備の取扱いに関する訓練 <p>(緊急作業従事者の線量管理等) 第115条の2 本部長は、緊急(作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。 (1)緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量および等価線量を表115の2に定める項目および頻度に基づき評価するとともに、法令に</p>	分類	項目	時間	教育	緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)	3時間以上	電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	訓練	緊急作業の方法 ^{※1}	3時間以上	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い ^{※2}	3時間以上	<p>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-6-1-技防1(女川)原子炉施設防災対策実施手順書(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急作業従事者の線量管理について記載する。
分類	項目	時間																
教育	緊急作業の方法に関する知識(放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能および使用方法等)	3時間以上																
	電離放射線の生体を与える影響、健康管理の方法および被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																
訓練	緊急作業の方法 ^{※1}	3時間以上																
	緊急作業で使用する施設および設備の取扱い ^{※2}	3時間以上																

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正) こと。	原子炉施設保安規定		社内規定文書	
		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要
		<p>定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。</p> <p>(2)原子炉施設の状況および作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。</p> <p>2. 本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中および緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>【条文番号および表番号以外の変更なし】</p> <p>(<u>緊急体制の解除</u>) 第116条 本部長は、事象が収束し、<u>緊急体制を継続</u>する必要がなくなった場合は、<u>緊急体制を解除</u>し、その旨を社内および社外関係機関に連絡する。</p> <p>(<u>緊急時演習</u>) 第111条 防災課長は、原子炉防災組織の要員に対して緊急事態に対処するための総合的な訓練を1年に1回以上実施し、所長に報告する。</p>	<p>記載の適正化以外に審査基準の変更なし。</p> <p>記載の適正化(原子炉災害対策特別措置法関連法令の改正内容を踏まえ、記載を明確化)</p> <p>審査基準の変更が行われたが、既に保安規定に記載済みであり、審査基準を受けた保安規定への反映事項はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原7-6-1-技防1(女川)原子炉災害対策実施手順書(既存) 原7-6-1-技防1(女川)原子炉災害対策実施手順書(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急体制の解除について記載済。 防災訓練の実施頻度について記載済。
	<p>8. 事象が収束した場合には、緊急体制を解除することが定められていること。</p> <p>9. <u>防災訓練の実施頻度</u>について定められていること。</p>				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第 92 条(保安規定) 法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。</p> <p>第 83 条(設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置) 法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に関して、法第四十三條の三の五第一項又は第四十三條の三の八第一項の許可を受けたところ(法第四十三條の三の三十四第二項の認可を受けたもの)にあっては、当該認可を受けたところにより、次に掲げる発電用原子炉施設の保全に関する措置を講じなければならない。</p> <p>一 次に掲げる事象の区分に応じそれぞれ次に定める事項を含む発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を定めるとともに、当該計画の実行に必要な人員を配置し、当該計画に従って必要な活動を行わせること。</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号 設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置</p> <p>1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。</p> <p>(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含むこと。</p>	<p>(運転員等の確保)</p> <p>第12条 発電管理課長は、原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する^{※1}。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>【第2項および3項 省略】</p> <p>4. 各課長は、重大事故等の対応のための力量を有する者を確保する^{※1}。また、防災課長は、2号炉の重大事故等対応を行う要員として、表12-3に定める人数を常時確保する。</p> <p>5. 発電管理課長は、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、役割に応じた必要な力量(以下、本条において「力量」という。)を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-1に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p> <p>6. 発電管理課長は、第5項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-1に定める人数の者を確保する体制に復元させる。</p> <p>7. 発電管理課長は、表12-1に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>8. 防災課長は、第17条の7第3項(2)の成立性の確認訓練において、その訓練に係る者が、力量を確保できていないと判断した場合は、速やかに、表12-3に定める人数の者を確保する体制から、力量が確保できていないと判断された者を除外し、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て体制を構築する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重大事故等の体制に必要な運転員、緊急安全対策要員について反映する。 重大事故等対策手順に係る成立性訓練において失敗した際の体制について反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-1-1(女川)女川原子力発電所運転管理要領書(既存) 発電所対策本部運営要領書(新規) 重大事故等対策要員の力量、教育・訓練および認識に関する管理要領書(新規) 重大事故等対策要員に対する重大事故等および大規模損壊対応に係る教育訓練要領書(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> 運転員等の確保について記載する。 重大事故等対応を行う要員の管理について記載する。(新規記載) 成立性の確認訓練時の対応について記載する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要												
		<p>9. 防災課長は、第8項を受け、力量が確保できていないと判断された者については、教育訓練等により、力量が確保されていることを確認した後、原子炉主任技術者の確認、所長の承認を得て、表12-3に定める人数の者を確保する体制に復帰させる。</p> <p>10. 防災課長は、表12-3に定める人数の者に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行う。</p> <p>11. 所長は、表12-1および表12-3に定める人数の者の補充の見込みが立たないと判断した場合、原子炉の運転中は、原子炉の安全を確保しつつ、速やかに原子炉停止の措置を実施する。原子炉の停止中は、原子炉の停止状態を維持し、原子炉の安全を確保する。</p>															
		<p>表12-1</p> <table border="1" data-bbox="722 965 967 1395"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>2号炉</td> <td>3号炉^{**3}</td> </tr> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転、起動、高温停止の場合</td> <td>7名以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>冷温停止、燃料交換の場合</td> <td>5名以上</td> <td>4名以上</td> </tr> </table>	中央制御室名	2号炉	3号炉 ^{**3}	原子炉の状態			運転、起動、高温停止の場合	7名以上	—	冷温停止、燃料交換の場合	5名以上	4名以上			
中央制御室名	2号炉	3号炉 ^{**3}															
原子炉の状態																	
運転、起動、高温停止の場合	7名以上	—															
冷温停止、燃料交換の場合	5名以上	4名以上															
		<p>表12-2</p> <table border="1" data-bbox="1034 965 1278 1395"> <tr> <td>中央制御室名</td> <td>2号炉</td> <td>3号炉^{**3}</td> </tr> <tr> <td>原子炉の状態</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運転、起動、高温停止の場合</td> <td>2名以上</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>冷温停止、燃料交換の場合</td> <td>2名以上</td> <td>1名以上</td> </tr> </table>	中央制御室名	2号炉	3号炉 ^{**3}	原子炉の状態			運転、起動、高温停止の場合	2名以上	—	冷温停止、燃料交換の場合	2名以上	1名以上			
中央制御室名	2号炉	3号炉 ^{**3}															
原子炉の状態																	
運転、起動、高温停止の場合	2名以上	—															
冷温停止、燃料交換の場合	2名以上	1名以上															
		<p>表12-3</p> <table border="1" data-bbox="1345 965 1485 1395"> <tr> <td></td> <td>重大事故等対策要員 (運転員を除く。)</td> <td>初期消火要員 (消防車隊)</td> </tr> <tr> <td>常駐</td> <td>23名以上^{**4}</td> <td>6名以上</td> </tr> <tr> <td>参集</td> <td>54名以上</td> <td>—</td> </tr> </table>		重大事故等対策要員 (運転員を除く。)	初期消火要員 (消防車隊)	常駐	23名以上 ^{**4}	6名以上	参集	54名以上	—						
	重大事故等対策要員 (運転員を除く。)	初期消火要員 (消防車隊)															
常駐	23名以上 ^{**4}	6名以上															
参集	54名以上	—															

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>イ 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における火災</p> <p>(1) 発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所における可燃物の管理に関すること。</p> <p>(2) 消防吏員への通報に関すること。</p> <p>(3) 消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</p>	<p>イ 火災</p> <p><u>可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。</u></p>	<p>※1: <u>重大事故等対処設備等の使用を開始するにあたりでは、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施する。</u></p> <p>※2: <u>発電副長の代務を行う発電管理副長を含む。</u></p> <p>※3: <u>3号炉については、原子炉への燃料装荷を行わない。</u></p> <p>※4: <u>2.3名以上のうち6名以上を発電所対策本部要員、1.7名以上を重大事故等対応要員とする。</u></p> <p>(火災発生時の体制の整備)</p> <p>第17条 2号炉について、防災課長は、火災が発生した場合(以下「火災発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動[※]を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1—2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) <u>発電所から消防機関へ通報するために必要な専用回線を使用した通報設備設置[※]に関すること</u></p> <p>(2) <u>火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</u></p> <p>(3) <u>火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</u></p> <p>(4) <u>火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</u></p> <p>(5) <u>発電所における可燃物の適切な管理に関すること</u></p> <p>2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、<u>評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。</u>防災課長は、<u>第1項に定める</u></p>	<p>2号炉の重大事故等の対策においては、3号炉停止中を前提として記載することを反映する。</p> <p>TS-59 参照</p> <p>審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <p>TS-23 参照</p> <p>TS-41 参照</p> <p>TS-46 参照</p> <p>設置変更許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p>	<p>火災防護計画(要領書)(新規)</p> <p>火災発生時における原子炉施設の保全のための活動(新規記載)</p>	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 2号炉について、発電課長は、火災の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>【第5項～第9項省略】</p> <p>※1:消防機関への通報、消火または延焼の防止その他公設消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む。また、火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならびに火災による影響の軽減に係る措置を含む。(以下、本条において同じ。)</p> <p>※2:一般回線の代替設備である専用回線、通報設備が点検または故障により使用不能となった場合を除く。ただし、点検後または修復後は遅滞なく復旧させる。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>【女川原子力発電所原子炉施設保安規定 添付1-2参照】</p> <p>(内部溢水発生時の体制の整備(2号炉)) 第17条の2 2号炉について、防災課長は、原子炉施設内において溢水が発生した場合(以下「内部溢水発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のため</p>		<ul style="list-style-type: none"> 内部溢水対応要領書(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)
			<ul style="list-style-type: none"> 審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。 TS-23 参照 TS-41 参照 TS-46 参照 設置(変更)許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。 	<ul style="list-style-type: none"> 内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載) 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>ロ 火山現象による影響</p> <p>(1) 火山現象による影響が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下この号において「火山影響等発生時」という。)における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p>	<p>ロ 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。)</p> <p>①火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。</p>	<p>の活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2)内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(3)内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第2項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 2号炉について、発電課長は、内部溢水の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>※1:内部溢水発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ。)</p> <p>【女川原子力発電所原子炉施設保安規定 添付1-2参照】</p> <p>(火山影響等発生時の体制の整備(2号炉))</p> <p>第17条の3 2号炉について、防災課長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合または発生した場合(以下「火山影響等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動*を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得</p>	<p>審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TS-23 参照 ・ TS-41 参照 ・ TS-46 参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害対応要領書(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>(2) (1)に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>(3) (2)に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p>②①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。</p> <p>③②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p>る。また、計画は、添付1-2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1)火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2)火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(3)火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィラメントその他の資機材の配備に関すること</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、次の各号を含む火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>(1)火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(2) (1)に掲げるものの他、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること</p> <p>(3) (2)に掲げるものの他、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 2号炉について、各課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>5. 2号炉について、発電課長は、火山現象の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p>	<p>・ TS-78 参照</p> <p>・ 設置(変更)許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p>		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>6. 2号炉について、原子力部長は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>※1:火山影響等発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ。)</p> <p>【女川原子力発電所原子炉施設保安規定 添付1-2参照】</p> <p>(その他自然災害発生時等の体制の整備)</p> <p>第17条の4 2号炉について、防災課長は、原子炉施設内においてその他自然災害(「地震、津波、竜巻、積雪等」をいう。以下、本条において同じ。)が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動*を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関すること</p> <p>(3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第2項の活動の実施結果を取りまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める</p>	<p>審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TS-23 参照 ・ TS-41 参照 ・ TS-46 参照 <p>・ 審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p>	<p>・ 自然災害対応要領書(新規)</p>	<p>・ その他自然災害発生時等における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 2号炉について、発電課長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</p> <p>5. 2号炉について、原子力部長は、その他自然災害に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>6. 2号炉について、原子力部長は、その他自然災害のうち地震に関して、新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>7. 2号炉について、原子力部長は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p> <p>8. 2号炉について、原子力部長は、定期的に発電所周辺の航空路の変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p> <p>9. 3号炉について、各課長は、震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後原子炉施設の損傷の有無を確認するとともに、その結果を所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>10. 3号炉について、発電課長は、その他自然災害の影響により、原子炉施設に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて安全停止状態を維持するための措置について協議する。</p> <p>※1:その他自然災害発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ)。</p> <p>※2:観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定められた測候所等の震度をいう。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>【女川原子力発電所原子炉施設保安規定 添付1-2参照】</p> <p><u>(有毒ガス発生時の体制の整備(2号炉))</u></p> <p>第17条の5 2号炉について、防災課長は、発電所敷地内において有毒ガスを確認した場合(以下「有毒ガス発生時」という。))における原子炉施設の保全のための運転員および重大事故等対策要員(運転員を除く。)(以下「運転・対処要員」という。))の防護のための活動*を行う体制の整備として、次の事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、その他自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p><u>(1) 運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</u></p> <p><u>(2) 運転・対処要員の防護のための活動を行う要員に対する教育訓練の実施に関すること</u></p> <p><u>(3) 運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</u></p> <p>2. 2号炉について、各課長は、前項の計画に基づき、<u>運転・対処要員の防護のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</u></p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第2項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>4. 2号炉について、<u>発電課長は、有毒ガスの影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、発電管理課長に報告する。発電管理課長は、所長、原子炉主任技術者および関係課長に連絡するとともに、必要に応じて原子炉停止等の措置について協議する。</u></p> <p>※1: <u>有毒ガス発生時に行う活動を含む(以下、本条において同じ。)</u></p>	<p>審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TS-23 参照 ・ TS-41 参照 ・ TS-46 参照 ・ TS-88 参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害対応要領書(新規) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有毒ガス発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>ハ 重大事故等</p> <p>(1) 炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(2) 原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>(3) 使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>(4) 原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p>	<p>ハ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。)</p> <p>① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。</p> <p>③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の</p>	<p>【女川原子力発電所原子炉施設保安規定 添付1-2 参照】</p> <p>(資機材等の整備(2号炉))</p> <p>第17条の6 2号炉について、各課長は、次の各号の資機材等を整備する。</p> <p>(1) 防災課長、電気課長、建築課長および発電管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路、避難用および事故対策用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要となった場合等に使用する可搬型照明を配備する。なお、可搬型照明は、第17条の7および第17条の8で配備する資機材と兼ねることができる。</p> <p>(2) 電気課長、計測制御課長および発電管理課長は、設計基準事故が発生した場合に用いる警報装置および通信連絡設備を整備し、警報装置および通信連絡設備の操作に関する手順ならびに専用通信回線、安全パフォーマータ表示システム(SPDS)およびデータ伝送設備の異常時の対応に関する手順を定める。</p> <p>(重大事故等発生時の体制の整備(2号炉))</p> <p>第17条の7 2号炉について、社長は、重大事故に至るおそれのある事故または重大事故が発生した場合(以下「重大事故等発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産(設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>2. 2号炉について、原子力部長は、添付1-3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時における原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。</p> <p>3. 2号炉について、防災課長は、第1項の方針に基づ</p>	<p>・ 審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <p>・ TS-46 参照</p> <p>・ TS-47 参照</p> <p>・ 審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <p>・ 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</p>	<p>・ 重大事故等対応要領書(新規)</p> <p>・ 重大事故等発生時対応要領書(新規)</p> <p>・ 重大事故等対策要員の力量、教育・訓練および認識に関する管理要領書(新規)</p> <p>・ 重大事故等対策要員に対する重大事故等および大規模損壊対応に係る教育訓練要領書(新規)</p>	<p>・ 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</p> <p>・ 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>④重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。</p> <p>⑤重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策(上記①から④までの対策に関することを含む。)に関すること。</p> <p>⑥発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。</p>	<p>き、<u>重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</u></p> <p>(1) <u>重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な重大事故等対策要員</u>※</p> <p>1. <u>1号炉運転員、3号炉運転員および初期消火要員(消防車隊)(以下「重大事故等に対処する要員」という。)の役割分担および責任者の配置に関する事項</u></p> <p>(2) <u>重大事故等に対処する要員に対する教育訓練に関する次の事項</u></p> <p>a. <u>重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施すること</u></p> <p>b. <u>力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</u></p> <p>c. <u>重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力を満足することおよび有効性評価の前提条件を満足することを確認するための成立性の確認訓練(以下、「成立性の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</u></p> <p>d. <u>成立性の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得ること</u></p> <p>e. <u>成立性の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</u></p> <p>(3) <u>重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、アクセスルートの確保、復旧作業、支援等の原子炉施設の保全のための活動および必要な資機材の配備に関すること</u></p> <p>4. <u>2号炉について、各課長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する手順を定める。また、手順を定めるにあたっては、添付1-3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従うとともに、重大事故等対処設備を使用する際の切替えの容</u></p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>易性を配慮し、第3項(1)の役割に応じた内容とする。</p> <p>(1) 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(2) 重大事故等発生時における格納容器の破損を防止するための対策に関すること</p> <p>(3) 重大事故等発生時における使用済燃料プールに貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(4) 重大事故等発生時における原子炉停止時における燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること</p> <p>(5) 発生する有毒ガスからの運転・対処要員の防護に関すること</p> <p>5. 2号炉について、各課長は、第3項の計画に基づき、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、重大事故等に対処する要員に第4項の手順を遵守させる。</p> <p>6. 2号炉について、各課長は、第5項の活動の実施結果をとりまとめ、第3項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>7. 2号炉について、原子力部長は、第1項の方針に基づき、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付1-8に示す「重大事故等および大規模損傷対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること</p> <p>(2) 支援に関する活動を行うための資機材の配備に関すること</p> <p>8. 2号炉について、原子力部長は、第7項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>9. 2号炉について、原子力部長は、第7項に定める事項</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>ニ 大規模損壊</p> <p>(1) 大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>(2) 炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(3) 原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(4) 使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>(5) 放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>ニ 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練を定期に(重大事故等又は大規模損壊の発生時における措置に関する教育及び訓練にあっては、それぞれ毎年一回以上定期に)実施すること。</p> <p>三 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊</p>	<p>ニ大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。)</p> <p>①大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>②大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>⑤大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p>	<p>について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1:2号炉運転員を含む。特に断りがない場合は以下、本編において同様とする。</p> <p>※2:重大事故等対処設備を設置または改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施する。なお、運転員または重大事故等対策要員(運転員を除く。)を新たに認定する場合は、第12条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p> <p>【女川原子力発電所原子炉施設保安規定 添付1-3参照】</p> <p>(大規模損壊発生時の体制の整備(2号炉))</p> <p>第17条の8 2号炉について、防災課長は、大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合(以下「大規模損壊発生時」という。)における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付1-3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>(1)大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置に関すること</p> <p>(2)大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練に関する次の事項</p> <p>a. 重大事故等対処施設の使用を開始するにあたって、あらかじめ力量の付与のための教育訓練を実施すること</p> <p>b. 力量の維持向上のための教育訓練を年1回以上実施すること</p> <p>c. 重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置を</p>	<p>・ 審査基準が変更されたことから、審査基準の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p> <p>・ TS-23 参照</p> <p>・ TS-41 参照</p> <p>・ TS-58 参照</p> <p>・ TS-59 参照 (特定重大事故等対処設備については別途申請予定)</p> <p>・ 設置(変更)許可申請書の記載を踏まえ保安規定に反映する。</p>	<p>・ 発電所対策本部運営要領書(新規)</p> <p>・ 重大事故等時対応要領書(新規)</p> <p>・ 重大事故等対策要員の力量、教育・訓練および認識に関する管理要領書(新規)</p> <p>・ 重大事故等対策要員に対する重大事故等および大規模損壊対応に係る教育訓練要領書(新規)</p>	<p>・ 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動について記載する。(新規記載)</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p>	<p>⑥ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機への衝突その他のテロリズムによるものに限る。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</p> <p>(2) (1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれ別の措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。</p> <p>イ 重大事故等発生時</p> <p>① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>③ 措置に係る手順の優先順位や着手の判断基準等(②)に関するものを除く。)については記載を要しな</p>	<p>実施するために必要な技術的能力を満足することを確認するための訓練(以下、「技術的能力の確認訓練」という。)を年1回以上実施すること</p> <p>d. 技術的能力の確認訓練の実施計画を作成し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得ること</p> <p>e. 技術的能力の確認訓練の結果を記録し、所長および原子炉主任技術者に報告すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備に関すること</p> <p>2. 2号炉について、各課長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な次に掲げる事項に関する手順を定める。また、手順を定めるにあたっては、添付1-3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従う。</p> <p>(1) 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること</p> <p>(2) 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(3) 大規模損壊発生時における格納容器の破損を緩和するための対策に関すること</p> <p>(4) 大規模損壊発生時における使用済燃料プールの水位を確保するための対策および燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること</p> <p>(5) 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること</p> <p>3. 2号炉について、各課長は、第1項の計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4. 2号炉について、各課長は、第3項の活動の実施結果をとりまとめ、第1項に定める事項について定期的に評価するとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じ、防災課長に報告する。防災課長は、第1項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p>	<p>記載の考え方</p>	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>ロ 大規模損壊発生時定められた内容が大規模損壊に対する確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設に必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期的に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。</p> <p>(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。</p> <p>(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要であると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとわられず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>5. 2号炉について、原子力部長は、大規模損壊発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付1～3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. 2号炉について、原子力部長は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 2号炉について、原子力部長は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。</p> <p>※1: 重大事故等対処設備を設置または改造する場合、重大事故等対処設備に係る運転上の制限が適用開始されるまでに実施し、大規模損壊対応で用いる大型化学高所放水車および化学消防自動車を設置または改造する場合、当該設備の使用を開始するまでに実施する。なお、運転員、重大事故等対策要員(運転員を除く。)または初期消火要員(消防車隊)を新たに認定する場合は、第12条第2項および第4項の体制に入るまでに実施する。</p> <p>【女川原子力発電所原子炉施設保安規定 添付1～3参照】</p>	記載の考え方	該当規定文書	記載内容の概要

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則		保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要						
<p>第92条(保安規定) 法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十七 発電用原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第三百三十四條各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。</p>	<p>【実用炉規則第92条第1項第17号 記録及び報告</p> <p>1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。</p>	<p>(記録)</p> <p>第119条 各課長は、表119-1に定める保安に関する記録のうち、1. の記録を保存し、2. から49. の記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2. 各課長は、表119-2および表119-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3. 組織は、表119-4に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>【表119-1、表119-2、表119-3および表119-4省略】</p> <p>(品質マネジメントシステム計画)</p> <p>第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【中略】</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に関し、所要の管理の方法を、表3-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に定</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記録の適正化以外に審査基準に変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 原品4-2-技技1(女川)保安記録管理要領書(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 原品4-2 原子力QMS 文書管理・記録管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 記録に関する事項について既に記載していることから変更なし。 						
<p>第67条(記録)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>記録事項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 発電用原子炉施設の施設管理(第八十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録</td> <td style="text-align: center;"><u>確認の都度</u></td> <td style="text-align: center;"><u>同一事項に関する次の確認の時点での期間</u></td> </tr> </tbody> </table>	記録事項	記録すべき場合	保存期間	一 発電用原子炉施設の施設管理(第八十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録	<u>確認の都度</u>	<u>同一事項に関する次の確認の時点での期間</u>						
記録事項	記録すべき場合	保存期間										
一 発電用原子炉施設の施設管理(第八十一条第一項に規定するものをいう。以下この表において同じ。)に係る記録	<u>確認の都度</u>	<u>同一事項に関する次の確認の時点での期間</u>										

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p><以下、省略></p> <p>第 87 条(発電用原子炉の運転)</p> <p>九 運転上の制限を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第三百三十四号第五号に掲げるときを除く。</p> <p>第 134 条(事故故障等の報告)</p> <p><省略></p>	<p>3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。</p>	<p>める。</p> <p>【以降、省略】</p> <p>(報告)</p> <p>第120条 各課長は、次に定める事項について直ちに所長および原子炉主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(第74条)。</p> <p>(2) 第77条第1項または第2項に定める異常が発生した場合(第77条)。</p> <p>(3) 放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第89条、第90条)。</p> <p>(4) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第102条)。</p> <p>(5) 実用炉規則第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合。</p> <p>2. 所長および原子炉主任技術者は、前項に定める事項が発生した場合、「故障・トラブル時等の対応手順書」(不在時および休日・夜間における報告方法を含む。)に基づき、原子力部長に報告する。</p> <p>3. 原子力部長は、第2項の連絡を受けた場合、「原子力発電所故障・トラブル時の情報連絡・対応の手引き」(不在時および休日・夜間における報告方法を含む。)に基づき、社長に報告する。</p> <p>4. 第1項(1)に定める事項が発生した場合、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p> <p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし、「原子炉主任技術者の職務等運用要領」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し、保安上必要な場合は、</p>	<p>・ 審査基準の変更なし。</p> <p>・ 審査基準の変更なし。</p> <p>・ TS-62 参照</p> <p>・ 実用炉規則第134条第1項第1号の「核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき」については、核物質防護に関する事項を定めた品質マネジメント文書に報告事象として記載する。</p>	<p>・ 原7-8-1 技技1(女川)故障・トラブル時等の対応手順書(既存)</p>	<p>・ 所長及び原子炉主任技術者に報告すべき事項等について既に記載していることから変更なし。</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要												
		<p>運転に従事する者へ指示する(所長を含む。以下、本条において同じ。)</p> <p>(2)表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3)表9-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。</p> <p>(4)表9-3に定める記録の内容を確認する。</p> <p>(5)第120条第1項の報告を受けた場合、原子力部長に報告する。</p> <p>(6)その他、原子炉施設の運転に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 原子炉主任技術者は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な職務を誠実かつ、最優先に行うことを任務とする。</p> <p>3. 原子炉施設の運転に従事する者は、原子炉主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p>															
		<p>表9-1</p> <table border="1" data-bbox="858 965 1477 1406"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1.2条(運転員等の確保)</td> <td>第5項、第6項、第8項および第9項に定める体制の構築</td> </tr> <tr> <td>第1.7条の7(重大事故等発生時の体制の整備(2号炉))</td> <td>第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画(2号炉)</td> </tr> <tr> <td>第1.7条の8(大規模損壊発生時の体制の整備(2号炉))</td> <td>第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画(2号炉)</td> </tr> <tr> <td>第3.7条(原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率)</td> <td>原子炉冷却材温度制限値</td> </tr> <tr> <td>第7.9条(異常収束後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第1.2条(運転員等の確保)	第5項、第6項、第8項および第9項に定める体制の構築	第1.7条の7(重大事故等発生時の体制の整備(2号炉))	第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画(2号炉)	第1.7条の8(大規模損壊発生時の体制の整備(2号炉))	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画(2号炉)	第3.7条(原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値	第7.9条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動			
条文	内容																
第1.2条(運転員等の確保)	第5項、第6項、第8項および第9項に定める体制の構築																
第1.7条の7(重大事故等発生時の体制の整備(2号炉))	第3項に定める成立性の確認訓練の実施計画(2号炉)																
第1.7条の8(大規模損壊発生時の体制の整備(2号炉))	第1項に定める技術的能力の確認訓練の実施計画(2号炉)																
第3.7条(原子炉冷却材温度および原子炉冷却材温度変化率)	原子炉冷却材温度制限値																
第7.9条(異常収束後の措置)	原子炉の再起動																

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		記載の考え方	社内規定文書	
		記載すべき内容	燃料取扱替実施計画		該当規定文書	記載内容の概要
		第83条 (燃料の取替実施計画)	燃料取扱替実施計画			
		第93条 (管理区域の設定および解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定および解除 第7項に定める管理区域の設定および解除			
		第117条 (所員への保安教育)	所員の保安教育実施計画			
		第118条 (協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員の保安教育実施計画			
表9-2						
		条文	内容			
		第17条 (火災発生時の体制の整備)	火災が発生した場合に講じた措置の結果			
		第17条の2 (内部溢水発生時の体制の整備 (2号炉))	内部溢水が発生した場合に講じた措置の結果 (2号炉)			
		第17条の3 (火山影響等発生時の体制の整備 (2号炉))	火山影響等発生時に講じた措置の結果 (2号炉)			
		第17条の4 (その他の自然災害発生時等の体制の整備)	地震、津波、竜巻、積雪等が発生した場合に講じた措置の結果			
		第17条の5 (有毒ガス発生時の体制の整備 (2号炉))	有毒ガス発生時に講じた措置の結果 (2号炉)			
		第17条の7 (重大事故等発生時の体制の整備 (2号炉))	成立性の確認訓練の結果 (2号炉)			
		第17条の8 (大規模損壊発生時の体制の整備 (2号炉))	技術的能力の確認訓練の結果 (2号炉)			
		第23条 (制御棒の操作)	制御棒操作手順			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定		記載の考え方	社内規定文書	
		記載すべき内容	記載内容の概要		該当規定文書	記載内容の概要
		<p>第35条 (原子炉停止時冷却系その2)</p> <p>第66条 (重大事故等対処設備 (2号炉))</p> <p>第70条 (複数の制御棒引き抜きを伴う検査)</p> <p>第74条 (運転上の制限を満足しない場合)</p> <p>第75条 (予防保全を目的とした保安作業を実施する場合)</p> <p>第77条 (異常発生時の基本的な対応)</p> <p>第78条 (異常時の措置)</p> <p>第83条 (燃料の取替実施計画)</p> <p>第120条 (報告)</p>	<p>原子炉停止時冷却系以外の手段で崩壊熱除去できる期間</p> <p>要求される代替措置の確認 (2号炉)</p> <p>制御棒操作手順</p> <p>運転上の制限を満足していないと判断した場合</p> <p>運転上の制限を満足していると判断した場合</p> <p>運転上の制限を満足していないと判断した時点の前の原子炉の状態への移行または原子炉熱出力の復帰</p> <p>必要な安全措置</p> <p>運転上の制限外から復帰している場合</p> <p>異常が発生した場合の原因調査および対応措置</p> <p>第77条第1項の異常の収束</p> <p>第3項に定める取替炉心の安全性の評価結果</p> <p>運転上の制限を満足していないと判断した場合</p> <p>第77条第1項または第2項に定める異常が発生した場合</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要																	
		<p>放射性液体廃棄物または放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合</p> <p>外部放射線に係る積量当量率等に異常が認められた場合</p> <p>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「実用炉規則」という。）第134条第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p>																				
		<p>表9-3</p> <table border="1" data-bbox="762 949 1407 1411"> <thead> <tr> <th data-bbox="762 949 826 1411">記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="826 949 858 1411">1. 運転日誌</td> </tr> <tr> <td data-bbox="858 949 890 1411">・熱出力</td> </tr> <tr> <td data-bbox="890 949 922 1411">・炉心の中性子束密度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="922 949 954 1411">・炉心の温度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="954 949 986 1411">・冷却材入口温度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="986 949 1018 1411">・冷却材出口温度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1018 949 1050 1411">・冷却材圧力</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1050 949 1082 1411">・冷却材流量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1082 949 1114 1411">・制御棒位置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1114 949 1145 1411">・再結合装置内の温度</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1145 949 1241 1411">・原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1241 949 1273 1411">2. 燃料に係る記録</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1273 949 1305 1411">・原子炉内における燃料体の配置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1305 949 1337 1411">・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1337 949 1369 1411">・使用済燃料の払出し時における放射能の量</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1369 949 1407 1411">・燃料体の形状または性状に関する検査の結果</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 項 目	1. 運転日誌	・熱出力	・炉心の中性子束密度	・炉心の温度	・冷却材入口温度	・冷却材出口温度	・冷却材圧力	・冷却材流量	・制御棒位置	・再結合装置内の温度	・原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量	2. 燃料に係る記録	・原子炉内における燃料体の配置	・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	・使用済燃料の払出し時における放射能の量	・燃料体の形状または性状に関する検査の結果			
記 録 項 目																						
1. 運転日誌																						
・熱出力																						
・炉心の中性子束密度																						
・炉心の温度																						
・冷却材入口温度																						
・冷却材出口温度																						
・冷却材圧力																						
・冷却材流量																						
・制御棒位置																						
・再結合装置内の温度																						
・原子炉に使用している冷却材および減速材の純度ならびにこれらの毎日の補給量																						
2. 燃料に係る記録																						
・原子炉内における燃料体の配置																						
・使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置																						
・使用済燃料の払出し時における放射能の量																						
・燃料体の形状または性状に関する検査の結果																						

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>3. 点検報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転開始前の点検結果 ・運転停止後の点検結果 <p>4. 引継口誌</p> <p>5. 放射線管理に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率 ・管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度 ・放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名 <p>6. 放射性廃棄物管理に係る記録</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の1日間および3日間についての平均濃度 ・廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の場所および方法 ・放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法 ・発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路 <p>7. 原子炉施設の巡視または点検の結果</p> <p>8. 保安教育の実施報告書</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第 92 条(保安規定)</p> <p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十八 発電用原子炉施設の施設管理に関すること(使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期施設管理方針を含む。)</p>	<p>実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号 発電用原子炉施設の施設管理</p> <p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p>	<p>(施設管理計画)</p> <p>第107条 原子炉施設について原子炉設置(変更)許可を受けた設備に係る事項および「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「技術基準規則」という。)を含む要求事項への適合を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【1. および 2. 省略】</p> <p>3. 保安対象範囲の策定</p> <p>組織は、原子炉施設の中から、各号炉毎に保安を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 重要度分類指針において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 原子炉設置(変更)許可申請書ならびに設計および工事計画(変更)認可申請書で保管または設置要求があり、許可または認可を得た設備</p> <p>(4) 自主対策設備^{※1}(2号炉)</p> <p>(5) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(6) その他自ら定める設備</p> <p>※1: 自主対策設備とは、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安の対象範囲に設置変更許可申請書及び工事計画認可申請書又は認可又は設置要求があり許可又は認可を受けた設備並びに自主対策設備を追加。(保安規定に係る基本方針の考え方の反映) ・ TS-37 参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原7-5 原子力QMS 保守業務運用要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重大事故等対処設備及びび自主対策設備を保安の対象設備として追加する。(新規記載)
<p>第 81 条(発電用原子炉施設の施設管理)</p> <p>法第四十三條の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設の保安のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(以下「施設管理」という。)に関し、発電用原子炉ごとに、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>四 施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画(以下この項において「施設管理実施計画」という。)を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。</p> <p>ハ 発電用原子炉施設の巡視(発電用原子炉施設の保安のために実施するものに限る。)に関すること。</p>					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>4. 施設管理の重要度の設定</p> <p>組織は、3.の保全対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の施設管理の重要度として点検に用いる重要度(以下「保全重要度」という。)と設計および工事に用いる重要度を設定する。</p> <p>(1) 系統の保全重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、<u>重大事故等対処設備(2号炉)に該当することおよび重要度分類指針の重要度に基づき確率論的リスク評価から得られるリスク情報を考慮して設定する。</u></p> <p>(2) 機器の保全重要度は、当該機器が属する系統の保全重要度と整合するよう設定する。なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、確率論的リスク評価から得られるリスク情報および運転経験等を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保全重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) 設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、<u>重大事故等対処設備(2号炉)の該当有無、重要度分類指針の重要度等に基づき設定する。</u></p> <p>(5) 次項以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</p> <p>5. 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために、4.の施設管理の重要度を踏まえ、施設管理目標の中でプラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000臨界時間あたりの計画外自動・手動プログラム回数</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>② 7000臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保安活動管理指標</p> <p>系統レベルの保安活動管理指標として、4.(1)の施設管理の重要度の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能ならびに重大事故等対処設備(2号炉)に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障(MPFF)回数</p> <p>② 非待機(UA)時間^{※2}</p> <p style="text-align: center;">【以降、省略】</p> <p>(巡視点検)</p> <p>第13条 発電課長は、毎日1回以上、原子炉施設(原子炉格納容器(以下「格納容器」という。))内部、第95条第1項で定める区域および系統より切離されている施設^{※1}を除く。)を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。なお、実施においては第107条の3第3項に定める観点を含めて行う(以下、本条において同じ。)</p> <p>(1)原子炉冷却系統施設</p> <p>(2)制御材駆動設備</p> <p>(3)電源、給排水および排気施設</p> <p>2. 発電課長は、「ハトロール要領書」に基づき、格納容器内部および第95条第1項で定める区域の計器等による監視または巡視点検を行う。</p> <p>3. 各課長は、「重大事故等対処設備(可搬型設備)およびアクセスルートハトロール手順書」に基づき、系統より切離されている施設について一定期間^{※2}ごとに巡視し、点検を行う。</p>	<p>・ 新たに追加される原子炉施設に対する巡視点検を実施する確認者について反映。</p> <p>・ TS-55 参照</p>	<p>・ 原7-1-1 発券2(女川)ハトロール要領書(既存)</p> <p>・ 女川原子力発電所第2号機重大事故等対処設備(可搬型設備)およびアクセスルートハトロール手順書(新規)</p>	<p>・ 原子炉施設の巡視点検について既に記載していることから変更なし。</p> <p>・ 重大事故等対処設備の巡視点検及び可搬型設備の巡視点検について追加する。(新規記載)</p>

※1:系統より切離されている施設とは、2号炉の可搬設備、緊急時対策所設備および通信連絡を行うために必要な設備等をいう。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第82条(発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価)</p> <p>法第四十三条の三の二第二項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物(以下「安全上重要な機器等」という。)並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての施設管理に関する方針を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に關し、<u>発電用原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所</u>については、この限りでない。</p>	<p>2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に關することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、<u>実用炉規則第82条</u>に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に關する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。</p>	<p>※2:一定期間とは、1ヶ月を超えない期間をいい、その確認の間隔は7日間を上限として延長することができる。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない。また、点検可能な時期が定期事業者検査時となる施設については、<u>定期事業者検査ごととする。</u></p> <p>【第107条の2、第107条の3、第107条の4および第107条の5については変更なしのため省略】</p> <p>(原子炉施設の経年劣化に關する技術的な評価および長期施設管理方針)</p> <p>第107条の6 各課長は、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器および構造物^{※1}(以下、本条において「機器および構造物」という。)^{※2}ならびに常設重大事故等対処設備^{※3}について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、以下の事項を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)経年劣化に關する技術的な評価 (2)前号に基づく長期施設管理方針の策定^{※3} <p>2. 各課長は、機器および構造物について、各号炉毎、営業期間延長認可申請^{※4}をする場合においては、営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3. 各課長は、機器および構造物について、各号炉毎、認可^{※5}を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>※1:動作する機能を有する機器および構造物に關し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握さ</p>	<p>・ 高経年化技術評価対象に常設 SA 設備を加える。</p> <p>・ 原7-5 原子力QMS 保修業務運用要領(既存)</p> <p>・ 高経年化技術評価対象に常設重大事故等対処設備を追加する。(新規記載)</p>	<p>該規定文書</p>	<p>記載内容の概要</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>十六 設置許可基準規則第四十三条第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物(以下「<u>常設重大事故等対処設備に属する機器等</u>」<u>という。</u>)</p>	<p>3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。</p> <p>4. <u>実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関する</u>ことを変更しようとする場合(実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)は、申請書に<u>実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「<u>技術評価書</u>」<u>という。)</u>が添付されていること。</u></p> <p>5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「<u>実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド</u>」を参考として記載されていること。</p>	<p>れる箇所を除く。</p> <p>※2:「<u>常設重大事故等対処設備</u>」とは、<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項の設備をいう(2号炉に限る。)</u>。</p> <p>※3:30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間の満了日までの方針を策定する。</p> <p>※4:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※5:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p> <p>[女川2号炉は、運転開始後30年未満であり、長期保守管理方針の作成未]</p> <p>[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]</p> <p>[女川2号炉は、運転開始後30年未満であり、長期保守管理方針の作成未]</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第56条(定期事業者検査の実施) 定期事業者検査は、次に掲げる方法により行うものとする。 ＜以下、省略＞</p>	<p>6. <u>使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。</u></p>	<p>(使用前事業者検査の実施) 第107条の4 所長は、設計および工事の計画の認可または設計および工事の計画の届出(以下、本条において「設工認」という。)の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、「技術基準規程」へ適合することを確認するための使用前事業者検査を統括する。</p> <p>2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織以外の者を検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。 (1) 検査の実施体制を構築する。 (2) 検査要領書[※]を定め、それを実施する。 (3) 検査対象の原子炉施設が次の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。 a. 設工認に従って行われたものであること。 b. 「技術基準規程」に適合するものであること。 (4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号 a.および b.の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。 (1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織以外の者 (2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者の中で、当該工事を実施した組織以外の者 (3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定</p>	<p>記載の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別途申請・認可済み 	<p>該当規定文書</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>する検査担当者の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1: 使用前事業者検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象および以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能および性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置または変更の工事がその設計および工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>(定期事業者検査の実施)</p> <p>第107条の5 所長は、原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを定期に確認するための定期事業者検査を統括する。</p> <p>2. 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の施設管理を実施する組織以外の者を検査実施責任者として指名する。</p> <p>3. 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書[※]を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が「技術基準規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>4. 検査実施責任者は、検査項目ごとの判定業務を検査</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用戸規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>担当者に行わせることができる。このとき、検査担当者として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たす者を指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の施設管理を実施する組織以外の者</p> <p>(2) 検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者の中で、当該工事または点検を実施する組織以外の者</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の当該検査業務に係る役務の供給者</p> <p>5. 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査担当者の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6. 各課長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p> <p>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するため)に十分な方法</p> <p>b. 試運転その他の機能および作動の状況を確認するため)に十分な方法</p> <p>c. a. b.による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p>			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
	<p>7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。</p>	<p>(燃料の検査) 第82条 原子燃料課長は、定期事業者検査時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外觀検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、燃料の使用の可否を判断する。</p> <p>2. 第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</p> <p>3. 原子燃料課長は、第1項の検査の結果、使用済燃料貯蔵ラックに収納することが適切ではないと判断した燃料については、破損燃料格納容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4. 原子燃料課長は、第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、燃料交換機を使用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 燃料の検査を施設管理の一環として整理されたことによる反映 	<ul style="list-style-type: none"> 原7-2 原子力QMS 燃料管理要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料の検査については、既に記載していることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>十九 保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報についての他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第19号 技術情報の共有</p> <p>1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PW R事業者連絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が定められていること。</p>	<p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見(BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシニア登録情報を含む。)を収集し、自らの組織で起こり得る不適合(原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。)の重要性に応じ、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</p> <p>d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p> <p>e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置置活動要領」に定める。</p> <p>(施設管理計画) 第107条</p> <p>13. 情報共有</p> <p>組織は、保全を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報を、BWR事業者協議会を通じて他の原子炉設置者と情報共有を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報の適正化以外に審査基準に変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 原品-1 原子力品質保証規程(既存) 原7-5 原子力QMS 保業務運用要領(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 情報の共有及び活用について既に記載していることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>二十 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第20号 不適合発生時の情報の公開</p> <p>1. 発重用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。</p> <p>2. 情報の公開に関して、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要ない事項が定められていること。</p>	<p>(品質保証計画) 第3条 8.3 不適合管理 (6) 組織は、原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニュースアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準に変更なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 原品－1 原子力品質保証規程(既存) 	<ul style="list-style-type: none"> 不適合が発生した場合の公開について既に記載していることから変更なし。 原子力施設情報公開ライブラリーへの登録について既に記載していることから変更なし。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
<p>第92条(保安規定)</p> <p>法第四十三條の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。</p> <p>二十一 その他発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項</p>	<p>実用炉規則第92条第1項第21号 その他必要な事項</p> <p>1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。</p> <p>2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物質又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規定第1編は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の24第1項の規定に基づき、運転段階の女川原子力発電所2号炉および3号炉発電用原子炉施設(以下、本編において「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(以下、本編において「保安活動」という。)を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)または発電用原子炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規定第1編は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)第43条の3の24第1項の規定に基づき、運転段階の女川原子力発電所2号炉および3号炉発電用原子炉施設(以下、本編において「原子炉施設」という。)の保安のために必要な措置(以下、本編において「保安活動」という。)を定め、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)または発電用原子炉(以下「原子炉」という。)による災害の防止を図ることを目的とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化以外に審査基準の変更なし。 <ul style="list-style-type: none"> 審査基準の変更が行われたが、既に保安規定に記載済みであり、審査基準を受けた保安規定への反映事項なし。 	<ul style="list-style-type: none"> 目的のため品質マネジメント文書他には記載なし。 <ul style="list-style-type: none"> 目的のため品質マネジメント文書他には記載なし。 	
<p>その他の事項</p>			<ul style="list-style-type: none"> 施行期日および条文適用日を記載 TS-64 参照 		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準 (H25.6.19 制定、R1.12.25 最終改正)	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	社内規定文書 該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		<p>(施行期日)</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p> <p>2. 本規定施行の際、各原子炉施設に係る規定については、各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。なお、第8条(原子炉主任技術者の選任)、第12条(運転員等の確保)、第17条(火災発生時の体制の整備)、第17条の2(内部溢水発生時の体制の整備)、第17条の3(火山影響等発生時の体制の整備(2号炉))、第17条の4(その他自然災害発生時等の体制の整備)、第17条の5(有毒ガス発生時の体制の整備(2号炉))、第17条の6(管機材等の整備(2号炉))、第17条の7(重大事故等発生時の体制の整備(2号炉))および第17条の8(大規模損壊発生時の体制の整備(2号炉))については、教育訓練に係る規定を除き2号炉の発用原子炉に燃料体を挿入する前の時期における各原子炉施設に係る使用前事業者検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。ただし、それ以降に実施する使用前事業者検査の対象となる設備に係る規定については当該検査終了日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>3. 3号炉については、原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備に関する規則の施行に伴う原子炉設置変更の許可および原子炉施設保安規定変更の施行までの間、原子炉への燃料の装荷は行わない。</p> <p>4. 第60条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、他号炉の非常用ディーゼル発電機または大容量電源装置を非常用発電設備とみなすことができる。</p>			